

FIP 交付金・
積立金（廃棄等費用/交付金相当額）
業務マニュアル

2026 年 10 月 13 日 第 2.12 版 発行
電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日 付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	———	2022 年 6 月 17 日
2.0 版	第 4 章	・廃棄等費用積立金管理機能追加(2022 年 10 月)に合わせてシステム画面を貼替 ・「4.1.1 積立金確認」へ「積立金の残高の確認」の説明を追加 ・「4.3.2 工事完了登録」の「表 4-6 廃棄等費用積立金取戻詳細画面(工事完了登録)」の入力項目を修正	2022 年 10 月 7 日
	第 5 章	・「5.7.1 積立金残高確認書の発行依頼」の手順を修正	
2.1 版	第 1 章	・「1.4 バイオマス比率の登録・更新・照会」を追記	2023 年 2 月 27 日
	第 1 章 第 4 章	・「表 1-5 認定事業者情報申請画面」、「表 1-8 添付ファイル追加画面」「表 1-9 認定事業者情報詳細画面」、「表 4-2 積立金取戻申請時の添付書類」に地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者、申請者が各種申請を行う場合の手続きを追記 ・「表 1-5 認定事業者情報申請画面」、「表 1-9 認定事業者情報詳細画面」に受電地点特定番号が分かる資料を添付する際の注意事項を追記	
2.2 版	第 1 章	・「表 1-13」に燃料区分 E が設定された設備に関するバイオマス比率登録の注意事項を追記	2023 年 6 月 30 日
2.3 版	第 2 章	・FIP 交付金・廃棄等費用積立金の精算結果確認機能追加に合わせてシステム画面を貼替し、項目説明を追記	2023 年 10 月 16 日
	第 5 章	・「表 4-2 支払通知書の記載項目」に文書管理番号を追記	
2.4 版	第 1 章	・「1.5 系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会」を追記	2024 年 2 月 19 日
2.5 版	名称	・マニュアル名称を「FIP・廃棄等費用積立業務マニュアル」から「FIP・積立金業務マニュアル」に変更	2024 年 4 月 22 日
	第 2 章	・留保交付金積立金管理機能追加に合わせてシステム画面を貼替	

	変更点		日 付
	変更箇所	変更内容	
2.5 版	第 3 章	・ 留保交付金積立の章を追加。	2024 年 4 月 22 日
2.6 版	第 2 章	・ 発電側課金相当額の交付に関する機能追加に伴いシステム画面を貼替 ・ 「表 2-2」に発電側課金相当額の項目を追加	2024 年 6 月 17 日
	第 3 章	・ 徴収通知書発行機能の追加に伴い「3.3 徴収通知書の受領」を追加	
	第 5 章	・ 留保交付金積立金残高確認書発行機能の追加に伴い「5.7 留保交付金積立金残高確認書の発行」を追加	
2.7 版	第 1 章	・ 認定事業者情報申請画面、認定事業者情報詳細画面の機能拡張（口座名義確認、添付資料欄追加）に伴いシステム画面を貼替し、「表 1-5」「表 1-6」「表 1-8」「表 1-9」に項目説明を追記	2024 年 10 月 28 日
	第 3 章	・ 留保交付金積立金の管理に関わる機能拡張（口座名義確認、添付資料欄追加）に伴いシステム画面を貼替、「表 3-2」「表 3-3」に項目説明を追記	
	第 4 章	・ 廃棄等費用積立金の取戻に関する機能拡張（口座名義確認、添付資料欄追加）に伴いシステム画面を貼替、「表 4-2」「表 4-3」「表 4-8」に項目説明を追記	
2.8 版	第 1 章	・ ポータルトップ（ログイン前）画面に「交付金に関わる公開情報」を追加 ・ 認定事業者情報申請、認定事業者情報一覧の機能拡張に伴いシステム画面を貼替し、項目説明を追加	2025 年 2 月 17 日
	第 2 章	・ 「留保交付金積立金」を「交付金相当額積立金」に置換	
	第 3 章	・ 「留保交付金積立金」を「交付金相当額積立金」に置換	
	第 5 章	・ 「卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力」の節を追加 ・ 「インバランスリスク単価ファイルの出力」の節を追加	
2.9 版	序章	・ 動作環境の OS を「Windows 10、Windows 11」に変更	2025 年 8 月 25 日
	第 1 章 第 2 章 第 5 章	・ システム全体のヘッダー色変更に伴い、システム画面を貼替	

	変更点		日 付
	変更箇所	変更内容	
	第 3 章	・ 交付金相当額積立金残高管理画面、交付金相当額積立金取戻申請画面、交付金相当額積立金取戻一覧画面の機能拡張に伴い説明追加 ・ システム全体のヘッダー色変更に伴い、システム画面を貼替	
	第 4 章	・ 廃棄等費用積立金取戻一覧画面の機能拡張に伴い、システム画面を追加 ・ システム全体のヘッダー色変更に伴い、システム画面を貼替	
2.10 版	第 2 章	・ CSV ファイル出力の機能追加に伴い、システム画面を追加/貼替し、項目説明、メッセージを追記	2026 年 1 月 13 日
2.11 版	第 1 章	・ 「1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）」における説明の追記	2026 年 6 月 26 日
	第 4 章	・ 図 4-10 積立金取戻情報の項目追加に伴いシステム画面を貼替	
	付録.3	・ 帳票サンプル一覧を追加	
2.12 版	第 2 章	・ 図 2-6 算定式の説明追加に伴いシステム画面を貼替	2026 年 10 月 13 日

誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目 次

序章 はじめに	7
本業務マニュアルの構成.....	8
商標	8
著作権	8
動作環境	8
第1章 事前準備	10
1.1.....事業者情報（FIP）の登録・変更・照会.....	11
1.2.....事業者情報（FIT）の登録・変更・照会.....	33
1.3.....事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）	37
1.4.....バイオマス比率の登録・更新・照会.....	49
1.5.....系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会.....	54
1.6.....供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）	60
1.7.....ユーザ ID 再通知.....	62
1.8.....パスワード変更・再発行.....	64
第2章 FIP 交付金管理.....	67
2.1.....FIP 交付金算定結果確認	68
第3章 交付金相当額積立金	78
3.1.....積立金額確認.....	79
3.2.....積立金取戻申請.....	82
3.3.....徴収通知書の確認.....	87
3.4.....帰属通知書の確認.....	89
第4章 廃棄等費用積立金	91
4.1.....積立金額確認.....	92
4.2.....積立金取戻申請.....	95
4.3.....工事完了登録.....	102
4.4.....取戻積立金差額積立に係る連絡の受領.....	108
4.5.....積立金追加取戻申請.....	109
4.6.....自治体等からの積立金取戻申請.....	113
第5章 支払通知等	117
5.1.....支払通知の確認（FIP 交付金・積立金）	118
5.2.....支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）	122
5.3.....請求の確認（積立金不足額）	125
5.4.....請求の確認（その他）	130
5.5.....入金の確認	132
5.6.....請求金額の振込.....	133

5.7.....交付金相当額積立金残高確認書の発行.....	135
5.8.....廃棄等費用積立金残高確認書の発行.....	137
5.9.....卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力.....	139
5.10...インバランスリスク単価ファイルの出力.....	142
付録.1 図表一覧	145
付録.2 業務手順全体図	150
付録.3 帳票サンプル一覧	173

序章 はじめに

FIP・廃棄等費用積立 業務マニュアル（以下、本業務マニュアル）は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）の第 2 条の 2 に基づき供給促進交付金（以下、FIP 交付金）の交付を受ける認定事業者、同法第 15 条の 6 に基づき交付金相当額積立金を電力広域的運営推進機関（以下、本機関）に積み立てる認定事業者、同法第 15 条の 12 に基づき解体等積立金を本機関に積み立てる認定事業者、及び解体等積立金の取戻し申請を行う認定事業者又は自治体等を対象として作成された文書です。

本業務マニュアルには、認定事業者が事前準備として行う業務（第 1 章に記載）、FIP 交付金の算定結果の閲覧（第 2 章に記載）、交付金相当額積立金に関連する業務（第 3 章に記載）、廃棄等費用積立に関連する業務（第 4 章に記載）、FIP 交付金の支払通知等に関連する業務（第 5 章に記載）を実施するにあたり、認定事業者又は自治体等が行う業務の手順や再エネ業務統合システム¹の操作方法²が記載されています。

なお、廃棄等費用積立制度等については、資源エネルギー庁の公表している「廃棄等費用積立ガイドライン」を併せてご参照下さい。また、本業務マニュアルに記載していない再エネ業務統合システムの機能については「システム利用マニュアル」をご参照ください。

¹ 再エネ業務統合システムは、認定事業者の情報を適切に把握し、本機関が円滑に徴収等業務及び積立金管理業務を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している再エネ業務システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じてシステム利用マニュアルを参照してください。

本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成（序章除く）は以下の通りです（図 0-1 参照）。

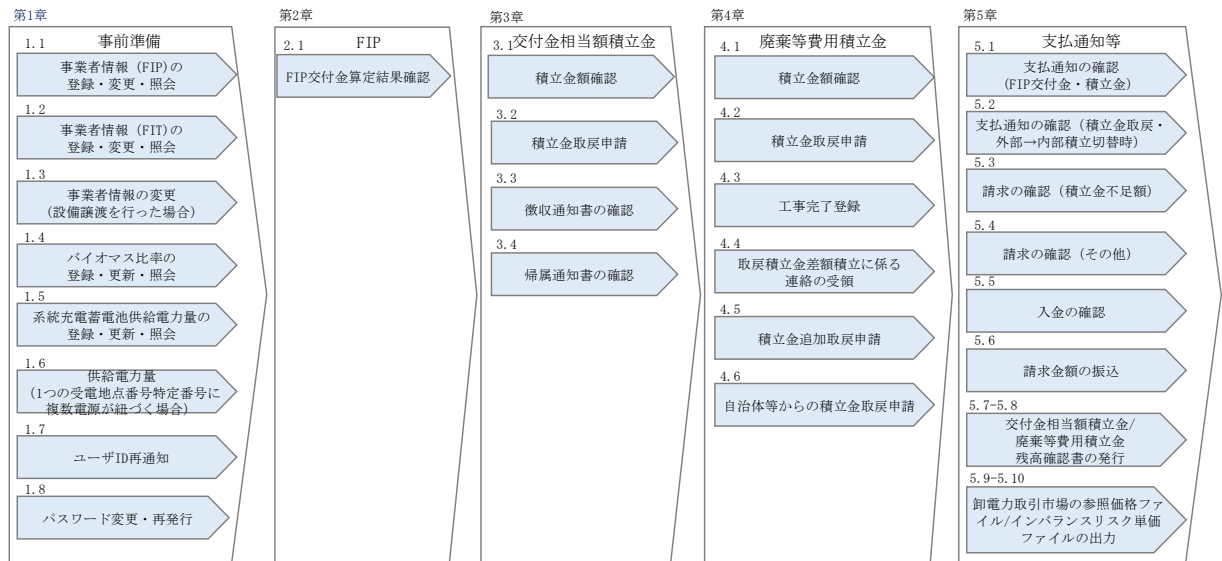


図 0-1 本業務マニュアルの構成（序章除く）

商標

Windows、Microsoft Edge、および前記関連製品はMicrosoft 社の商品名称であり、前記略称あるいは正式名称はMicrosoft 社の商標または登録商標です。
Google Chrome および、前記関連製品はGoogle 社の商標または登録商標です。

著作権

Copyright Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, Japan. All Rights Reserved

動作環境

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome
ディスプレイ	1366px×768px 以上

「システム利用マニュアル」より抜粋

注：上記動作環境以外の場合、一部機能が利用できない可能性がありますのでご注意ください。また、ブラウザの「戻る」、「再読み込み」機能は予期せぬ動作をする可能性があるため使用しないでください。前画面に戻るには各画面に設置され

ている戻るボタンをクリックしてください。

第1章 事前準備

本章では、事前準備に関する以下の内容について説明します（図 1-1 参照）。

- 1.1 事業者情報（FIP）の登録・変更・照会
- 1.2 事業者情報（FIT）の登録・変更・照会
- 1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）
- 1.4 バイオマス比率の登録・更新・照会
- 1.5 系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会
- 1.6 供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）
- 1.7 ユーザ ID 再通知
- 1.8 パスワード変更・再発行

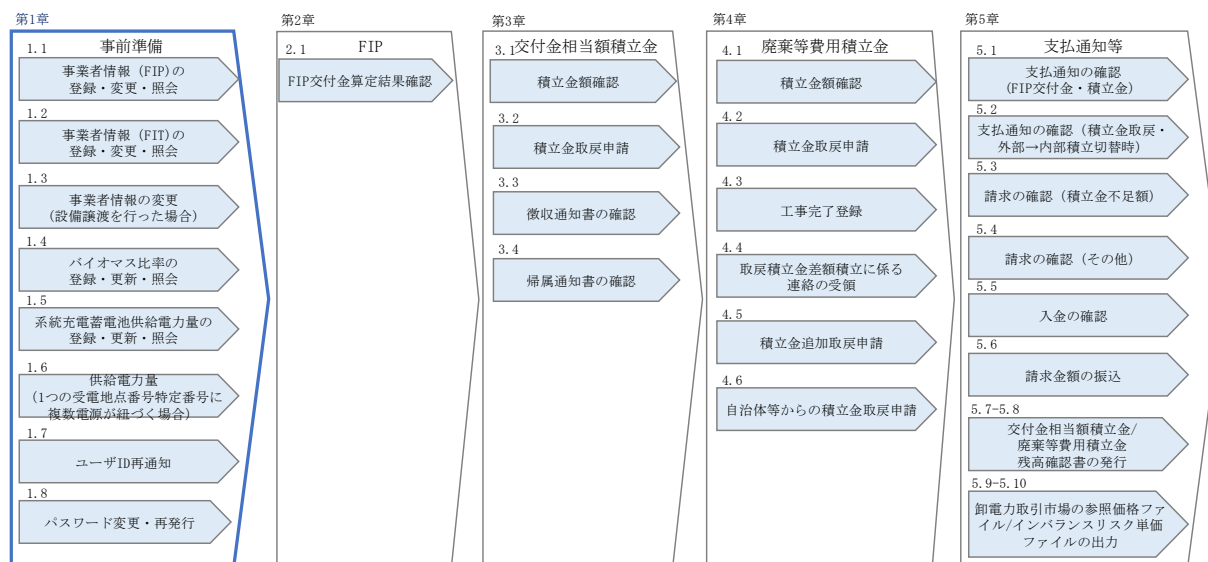


図 1-1 第1章の構成

1.1 事業者情報（FIP）の登録・変更・照会

本節では、事業者情報（FIP）の登録・変更・照会手続きについて説明します（図 1-2、図 1-12、図 1-17 参照）。

事業者情報（FIP）の登録

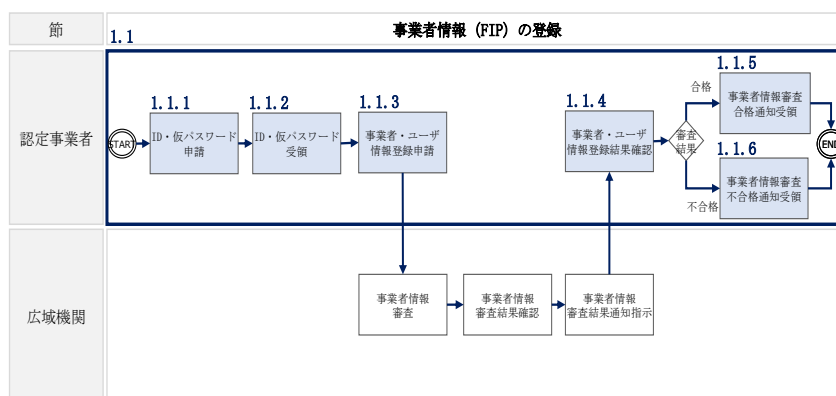


図 1-2 事業者情報（FIP）の登録の詳細構成

1.1.1 ID・仮パスワード申請

ID・仮パスワードの申請は、再エネ業務統合システムの「新規利用登録画面」にて行います。

初めに再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「新規事業者登録はこちら」ボタンから「新規利用登録画面」へ進みます。「新規利用登録画面」でユーザ情報の登録項目の入力を行った後、「送信」ボタンをクリックします。

登録が完了すると、入力されたメールアドレスへユーザ ID と仮パスワードを通知した旨のメッセージが表示されます。なお、登録するメールアドレスを誤っている場合、ユーザ登録案内メールが届かないため、入力時に注意してください。

注：メールアドレス登録時の注意事項

ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。

また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。



図 1-3 「ポータルトップ (ログイン前) 画面」の画面イメージ



図 1-4 「新規利用登録画面」の画面イメージ

表 1-1 「新規利用登録画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ名	管理者様の情報を入力してください。
②	ユーザ名カナ	なお、再エネ業務統合システムが利用可能なユーザを事業者情報登録時に一括で追加登録できます。詳細は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』を参照してください。
③	メールアドレス	普段受信可能なメールアドレスをご登録ください。

 項目の右側にある赤いアスタリスク（*）は必須項目であることを示す記号です。

1.1.2 ID・仮パスワード受領

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。

初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。また、仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知メール受信から1時間となりますので注意してください。

ログイン情報入力を5回連続で誤った場合には、アカウントがロックされます。その際には「1.8 パスワード変更・再発行」より、再度パスワード設定を行ってください。

1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請

再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン前）画面」にてログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）を入力した後、「ログイン」ボタンから「パスワード変更画面」へ進みます。

初回ログインの場合

「パスワード変更画面」にて新しいパスワードの入力を行った後、「変更」ボタンから「ポータルトップ（ログイン後）画面」へ進みます。

2回目以降ログインの場合

「ワンタイムパスワード認証画面」にてログイン認証されたメールアドレスへ送付されたワンタイムパスワードを入力します（表 1-4 参照）。

ワンタイムパスワード入力した後、「ログイン」ボタンから「ポータルトップ（ログイン後）画面」へ進み、「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「マスター情報管理」タブから「認定事業者情報申請」を選択して、「認定事業者情報申請画面」へ進みます。

「認定事業者情報申請画面」で登録項目の入力及び提出書類のアップロードを行った後、「申請」ボタンをクリックします。（表 1-5 参照）。

その後「認定事業者情報申請確認画面」にて、内容に変更がない場合には「OK」ボタンをクリックします。変更のある場合には「キャンセル」ボタンをクリックし、「認定事業者情報申請画面」にて修正を行ってください。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

注：FIP 認定事業者の場合、供給促進交付金を受領するには経済産業局から認定を受けた事業計画に対して、「再生可能エネルギー電子申請」(<https://www.fit-portal.go.jp/>)から運転開始日を登録いただく必要があります。運転開始日が未登録の設備に対しては交付金が算定されませんのでご注意ください。

注：大量の認定設備を所有する認定事業者への特例対応について

大量(51 件以上)の認定設備を所有し、再エネ業務統合システムから設備情報の登録を申請することが困難な場合、認定事業者は指定の設備登録申請フォーマット（本機関のウェブサイトよりダウンロード可）に必要項目を記入し、以下の宛先にメールを送付することにより、設備情報の登録申請をすることが可能です。

なお、設備登録申請フォーマットを用いて登録申請する場合であっても、1 件目の設備は再エネ業務統合システムからの登録申請が必須となります。1 件目の設備を登録申請する際には、1 件目の設備の接続契約書のみならず、2 件目以降の設備の接続契約書もあわせて再エネ業務統合システムから提出してください。

再エネ業務統合システムから 1 件目の設備の登録申請後に、メールで設備登録申請フォーマットを以下の宛先に送付してください（ファイル名は「申請年月日_設備登録申請フォーマット_事業者名」としてください）。システムからの登録申請及びメールでの設備登録申請フォーマットの送付後に、審査結果が通知されます。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

宛先： 電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

The screenshot shows the '再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関' (Renewable Energy Business Integration System) login page. On the left is a login form with fields for 'ユーザID' (User ID) and 'パスワード' (Password), both marked with red circles ① and ② respectively. Below the fields is a 'ログイン' (Login) button and links for 'ユーザID/パスワードを忘れた場合' (Forgot User ID/Password) and '新規事業者登録はこちら' (New Business Registration Here). On the right is a sidebar with system information: '再エネ業務統合システムの機能' (System Functions), '動作環境' (Operating Environment) listing OS (Windows 10/11) and browser (Microsoft Edge, Google Chrome), '利用可能時間' (Available Time) from 9:00 to 21:00 (excluding weekends and holidays), and 'お問い合わせ先' (Contact Information) for FIP payment and deposits.

図 1-5 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ

表 1-2 「ポータルトップ（ログイン前）画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ ID	仮パスワードの有効期限は 1 時間となりますので注意してください。
②	パスワード	

再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

新規利用登録

■ ユーザ情報

①

ユーザ名*

例) 再エネ太郎

②

ユーザ名カナ*

例) サイエネ太郎ウ

③

メールアドレス*

例) saiene@example.com

■ ご登録までの流れ

Step1

当画面(新規利用登録)にてユーザ名、ユーザ名カナ、メールアドレスを登録する。
※～@outlook.jp および ～@hotmail.com のメールアドレスはシステムからの通知メールが届かない可能性があるため、可能な限り使用をお控えください。
やむを得ず使用する場合は、以下をご確認ください。
1.新規利用登録の際の返信メールが1時間経っても届かない場合、再登録を行ってください。
2.ログイン時のワンタイムパスワードが届かない場合、届くまでワンタイムパスワードの再発行を行ってください。
3.システムからの審査結果や交付金支払に関する通知なども届かない可能性があるため、定期的にシステムにログインしてご確認ください。

Step2

受信したメールに記載のID/仮パスワードでログインし、仮パスワードから本パスワードに変更する。
※仮パスワードの期限は1時間ですのでご注意ください。

Step3

事業者情報を登録・申請する。
(複数ユーザを登録する場合は当Stepにて入力してください)

Step4

【FIT設備のみの設備情報を申請される場合】
再エネ業務統合システムで自動審査を行います。審査結果はそ場でご確認ください。
【FIP設備を含む設備情報を申請される場合】
広域機関にて申請内容を審査し、結果を登録済のメールアドレスに通知します。
○：審査合格の場合は、以降システムをご利用いただけます。
×：審査不合格の場合は、不合格理由を確認のうえ登録内容を修正し再申請をお願いします。

送信

図 1-6 「パスワード変更画面」の画面イメージ

表 1-3 「パスワード変更画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	現在のパスワード	—
②	新しいパスワード	パスワードは次の要件を満たす必要があります。 ・半角 12 文字以上かつ英字（大文字・小文字）、数字、以下の特殊文字をそれぞれ 1 文字以上 ----- ` ~ ! # \$ % & ' () * + - / < = > ? @ ; [] ^ _ { } : , . - ----- (例 : Occto!123456)
③	新しいパスワード（確認）	

16



図 1-7 「ワンタイムパスワード認証画面」の画面イメージ

表 1-4 「ワンタイムパスワード認証画面」入力項目

No.	項 目	留意点
①	ワンタイムパスワード	ワンタイムパスワードの有効期限は 10 分間となりますので注意してください。

認定事業者情報申請

申請登録

事業者情報

① 事業者名 * 例) 株式会社サイエネ

② 事業者名カナ * 例) カブシキガイシャサイエネ

③ 電話番号 * 例) 0312345678

④ 郵便番号 * 〒 例) 135 - 例) 0061

⑤ 住所① * 例) 東京都江東区豊洲6-2-15

⑥ 住所② 例) ○ビル201号

⑦ 個人 / 法人 * ☐ 個人 ☒ 法人

⑧ 法人番号 例) 1234567890123

口座情報

⑨ 金融機関名 例) ミズ 金融機関コード ⑩ 例) 0001

⑪ 支店名 例) 丸の内 支店番号 ⑫ 例) 100

⑬ 預金種目 ☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

⑭ 口座番号 例) 1234567 ⑮ 口座名義 例) サイエネ 株式会社

⑯ 入力した口座名義に相違ありません。
☐ 認定事業者と口座名義人が異なる場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】
振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。
振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】
(1) 口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。
但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。（半角30文字以内）
（例：「YUASA」→「YUASA」、「ABC」→「ABC」）
(2) 口座名義が相違している場合、お振込みできません。
※使用可能文字（全角フォーマット）
カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「(」-「)」、「/」、「.」、「@」)のみ。

設備情報

Ⓐ 設備情報が追加されていません

追加

※FIP設備を所有する事業者については、添付書類も併せて登録してください。
FIT設備のみを所有する事業者については、添付書類は登録不要です。

ユーザ情報

Ⓑ

ユーザID	ユーザ名	ユーザ名カナ	メールアドレス	ユーザ権限
ZUWTGHZD000	管理者	カンリシヤ	kanri@aaa.com	管理者

追加

印鑑証明書

Ⓒ

添付ファイルが追加されていません

追加

受電地点特定番号および事業者名がわかる資料（例：検針票、発調契約申込書）

添付ファイルが追加されていません

追加

譲渡確認書類

添付ファイルが追加されていません

追加

ごみ処理施設許可証

添付ファイルが追加されていません

追加

申請

図 1-8 「認定事業者情報申請画面」の画面イメージ

表 1-5 「認定事業者情報申請画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	事業者名	事業者名は印鑑証明書又は公印規程と同様の商号・名称を記載してください（印鑑証明書は、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または発行から3カ月以内のものを添付ください）。
②	事業者名カナ	事業者名カナは印鑑証明書又は公印規程と同様のカナ名称を記載してください。
③	電話番号	—
④	郵便番号	—
⑤	住所①	—
⑥	住所②	—
⑦	個人／法人	「個人」「法人」から選択してください。
⑧	法人番号	認定事業者の法人番号を入力してください。
⑨	金融機関名	・ 交付金額を受領する銀行口座の情報を入力してください（預金種目のみ選択式）。 ・ 金融機関名、支店名は全角 15 文字まで記載可能です（例：三菱UFJ銀行）。 ・ ゆうちょ銀行を登録される場合、振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のウェブサイトでご確認ください）
⑩	金融機関コード	
⑪	支店名	
⑫	支店番号	
⑬	預金種目	
⑭	口座番号	
⑮	口座名義	交付金額を受領する銀行口座名義を正しく入力してください。特に、法人・営業所・事業所の種類名に略語を使用する場合は、略称の書き方が正しいかを確認してください。 入力は半角文字をご使用ください。 捨てカナ（ヤユアイウエオツ）は大文字（ヤヨアイウエツ）にしてください。 長音「ー」は使用不可です。ハイフン「-」をご使用ください。 （例） ・ 株式会社広域機関 ⇒ カ)コウキカン ・ 広域機関株式会社 東京支店 ⇒ コウキカン(カ)トウキョウシテン ・ 広域機関株式会社 ⇒ コウキカン(カ)

No.	項目	留意点																											
		主な口座名義の法人略称 <table><tr><th rowspan="2">法人種類</th><th colspan="3">口座名義の法人略称</th></tr><tr><th>先頭に使用</th><th>途中に使用</th><th>末尾に使用</th></tr><tr><td>株式会社</td><td>カ)</td><td>(カ)</td><td>(カ</td></tr><tr><td>有限会社</td><td>ユ)</td><td>(ユ)</td><td>(ユ</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>メ)</td><td>(メ)</td><td>(メ</td></tr><tr><td>合資会社</td><td>シ)</td><td>(シ)</td><td>(シ</td></tr><tr><td>合同会社</td><td>ト)</td><td>(ト)</td><td>(ト</td></tr></table>	法人種類	口座名義の法人略称			先頭に使用	途中に使用	末尾に使用	株式会社	カ)	(カ)	(カ	有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ	合名会社	メ)	(メ)	(メ	合資会社	シ)	(シ)	(シ	合同会社	ト)	(ト)	(ト
法人種類	口座名義の法人略称																												
	先頭に使用	途中に使用	末尾に使用																										
株式会社	カ)	(カ)	(カ																										
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ																										
合名会社	メ)	(メ)	(メ																										
合資会社	シ)	(シ)	(シ																										
合同会社	ト)	(ト)	(ト																										
⑩	口座名義確認	入力した口座名義に相違ないことを確認しチェックします。																											
㊦	設備情報	- 事業計画認定時に経済産業省から通知された ID（設備 ID）と受電地点特定番号を入力してください。なお、以下の場合は本機関にご連絡ください。ご登録いただく受電地点特定番号を本機関が指定する場合があります。 ➤ 部分買取をされている ➤ 受電地点特定番号が不明 宛先： 電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp - 譲渡設備の場合、まず譲渡元が本システムで設備削除申請を行う必要があります。																											
㊧	ユーザ情報	- 本システムを利用するユーザを登録できます（最大 5 名まで登録可能）。 - 管理者は 1 名のみ登録可能です <u>メールアドレスの重複登録はできません。</u>ユーザ 2～5 にメールアドレスを追加する場合は、ユーザ 1 のメールアドレスと異なるメールアドレスを登録する必要があります。また、既に別の事業者が登録しているメールアドレスを登録することもできません。 - 登録するメールアドレスを誤っている場合、ユーザ登録案内メールが届かないため、入力時に注意してください。																											

No.	項目	留意点
◎	印鑑証明書 ³	・ 印鑑証明書は、発行から3カ月以内のものをPDF形式で添付してください。（初回交付金算定前に限り、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したファイルでも可。当該ファイルを添付する場合は、その旨がわかるファイル名の設定をお願いいたします。） ・ 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください。 ※FIT設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	受電地点特定番号および事業者名がわかる資料 ³	・ 受電地点特定番号及び認定事業者名が分かる発調契約申込書または検針票のいずれかを添付してください。複数のPDFファイルを同時に添付する場合には、ZIP化して提出可能です。 ・ 検針票を添付する場合は、受電地点特定番号に誤りが無いか十分にご確認ください（CSV形式の検針票をPDF等に変換する際に、受電地点特定番号が正しく表示されないケースがあります。）。受電地点特定番号に誤りがあると交付金算定ができず、交付が遅れる可能性があります。 ※FIT設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	譲渡確認書類 ³	・ 設備譲渡が発生した場合にのみPDF形式で添付してください。複数のPDFファイルを同時に添付する場合には、ZIP化して提出可能です。 ・ 詳細は『1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）』を参照してください。
◎	ごみ処理施設許可証 ³	・ FIP設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金の上限としない設備を1件以上登録する場合、「一般廃棄物処理施設許可証」または「産業廃棄物処理施設許可証」を添付してください。複数のPDFファイルを同時に添付する場合には、Zip化して提出可能です。

³ Zip 内に Zip やフォルダを格納して添付することはできません。

No.	項目	留意点
		※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。

① ② ③ ④

① 設備ID *

② 受電地点特定番号 *

③ 譲渡された設備の場合は、以下にチェックしてください。

④

☐ 譲渡設備

ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備で、認定に係る全体のバイオマス比率を交付金の上限としない設備の場合は、以下にチェックしてください。

☐ ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設

追加 キャンセル

図 1-9 「設備情報追加画面」の画面イメージ

表 1-6 「設備情報追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	設備 ID	半角英数字のみ（10 文字）
②	受電地点特定番号	半角数字のみ（22 文字）
③	設備譲渡（任意）	設備譲渡に該当する場合のみチェックを入れてください。
④	ごみ処理施設（任意）	FIP 設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定バイオマス比率を交付金の上限としない設備の場合のみチェックを入れてください。

① ② ③

① ユーザ名 *

② ユーザ名カナ *

③ メールアドレス *

ユーザ権限 *

☒ 管理者 ☐ ユーザ

追加 キャンセル

図 1-10 「ユーザ追加画面」の画面イメージ

表 1-7 「ユーザ追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ名	全角のみ
②	ユーザ名カナ	全角カナのみ
③	メールアドレス	—

③ 添付ファイル追加

① ファイル名 *
(例) ○○の添付ファイル

② 添付ファイルをアップロード
ファイルを選択 選択されていません

追加 キャンセル

図 1-11 「添付ファイル追加画面」の画面イメージ

表 1-8 「添付ファイル追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	ファイル名	ファイル名は概要がわかるように、任意のものを設定してください。
②	添付ファイルをアップロード	審査に必要な以下のファイルをPDF形式でアップロードしてください。 ※<u>ファイルにパスワードがかかっている場合、本機関において中身を確認できないため、パスワードを設定していないことをご確認ください。</u> ① 印鑑証明書（国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または発行から3カ月以内のもの。地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください） ② 受電地点特定番号および事業者名がわかる資料 ③ 譲渡確認書類（設備譲渡の場合のみ添付） 詳細は『1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）』を参照してください。 ④ ごみ処理施設許可証（FIP 設備かつごみ処理施設の

No.	項目	留意点
		うち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金上限としない設備を登録する場合のみ添付)

1.1.4 事業者・ユーザ情報登録結果確認

本機関での申請内容の確認・審査が完了した後、メールにて審査結果が通知されます。

1.1.5 事業者情報審査合格通知受領

審査結果が合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザIDと仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

1.1.6 事業者情報審査不合格通知受領

審査結果が不合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の理由を確認し、事業者情報の再申請を『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』の「認定事業者情報申請画面」から行ってください。

事業者情報（FIP）の変更

本項では、事業者情報の登録内容を変更する手続きについて説明します（図 1-12 参照）。

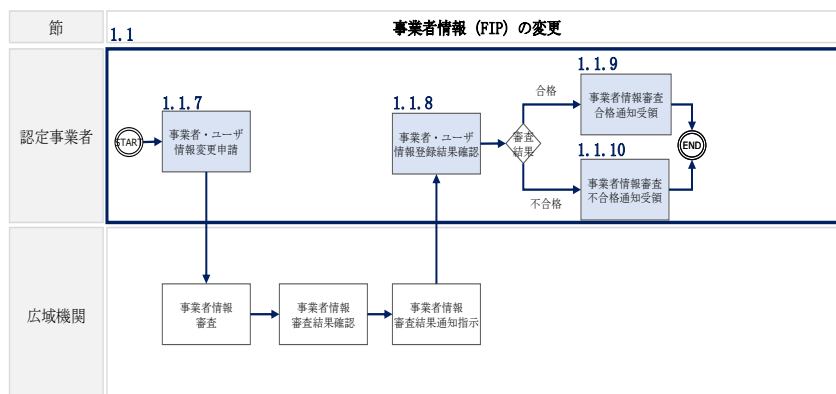


図 1-12 事業者情報（FIP）の変更の詳細構成

1.1.7 事業者・ユーザ情報変更申請

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「マスタ情報管理」タブから「認定事業者情報一覧」を選択して、「認定事業者情報一覧画面」へ進みます。

「認定事業者情報一覧画面」の「詳細」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます（図 1-13 参照）。

登録情報を変更するには「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」にて、変更したい項目の修正を行います（図 1-14 参照）。

※設備 ID・受電地点特定番号を変更する場合は、同一申請内で次の 2 つの操作を必ず行ってください。

① 変更前の設備の削除

「削除」ボタンを押下し、変更前の設備情報を削除します。

② 変更後の設備の追加

「追加」ボタンを押下し、変更後の設備情報を入力します。

※削除のみの申請を行ってから、別途変更後の設備を追加することはできません。

必ず削除と追加を同一申請内で実施してください。

入力終了後、内容を確認し「申請」ボタンをクリックして、「認定事業者情報変更確認画面」へ進みます。（図 1-15 参照）。

その後、「認定事業者情報変更確認画面」にて、内容に変更がない場合には「OK」ボタンをクリックします。変更のある場合には「キャンセル」ボタンをクリックし、

「認定事業者情報詳細画面」にて修正を行ってください。申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

認定事業者情報一覧

・MSG_C0025I：該当する認定事業者情報は1件です。

認定事業者情報検索

再エネ事業者コード	00000574	事業者名	株式会社事業者 0 1
設備ID	例) A123456789	受電地点特定番号	例) 1234567890123456789012
審査結果	選択してください	☐ 有効な最新マスタのみ表示	

検索

認定事業者情報検索結果一覧

1 ~ 1 件 / 1 件中

<< 1 >>

再エネ 事業者コード	事業者名	申請番号	審査結果
00000574	株式会社事業者 0 1	0000000865	合格

<< 1 >>

詳細

図 1-13 「認定事業者情報一覧画面」の画面イメージ

認定事業者情報詳細

申請詳細

■ 申請情報

申請番号0000001121

■ 事業者情報

再エネ事業者コード00000574

事業者名株式会社事業者01

事業者名カナシギョウシャ

電話番号0312345678

郵便番号〒135-0061

住所①東京都江東区豊洲1-2

住所②例)〇〇ビル201号

個人／法人☒ 個人 ☐ 法人

法人番号例)1234567890123

■ 口座情報

金融機関名 金融機関コード0001

支店名 支店番号100

預金種目☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

口座番号1234567 口座名義

入力した口座名義に相違ありません。

☒ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字で入力ください。（半角30文字以内）

（例：「(y33)」→「Y33」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。

※使用可能文字（全角フォーマット）

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類() _ (477) . (ドット) のみ。

■ 設備情報

設備ID	受電地点特定番号	認定法区分	備考
AZ80015C13	0300000000000000000215	FIP	-
AZ80016C13	0300000000000000000216	FIP	-

■ ユーザ情報

ユーザID	ユーザ名	ユーザ名カナ	メールアドレス	ユーザ権限
PAJVSQDL000	再エネタロウ	サイエネタロウ	saie@example.com	管理者
PAJVSQDL001	再エネハナコ	サイエネハナコ	saie@example.com	ユーザ
PAJVSQDP001	再エネジロウ	サイエネジロウ	saie@example.com	ユーザ

■ 印鑑証明書

添付ファイル

印鑑証明書

■ 受電地点特定番号および事業者名がわかる資料（例：検針票、発調契約申込書）

添付ファイル

検針票

■ 譲渡確認書類

添付ファイル

譲渡確認書類

■ ごみ処理施設許可証

ファイルはありません

■ 審査結果

可否合格

可否理由申請情報に問題ないことを確認しました。審査合格とします。

戻る

変更

図 1-14 「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ

27

認定事業者情報詳細

申請詳細

■ 申請情報

申請番号0000001121

■ 事業者情報

再エネ事業者コード00000574

① 事業者名株式会社事業者01

② 事業者名カナシギョウシャ

③ 電話番号0312345678

④ 郵便番号〒135-0061

⑤ 住所①東京都江東区豊洲1-2

⑥ 住所②例)〇〇ビル201号

⑦ 個人／法人☒ 個人 ☐ 法人

⑧ 法人番号例)1234567890123

■ 口座情報

⑨ 金融機関名三菱

金融機関コード⑩0001

⑪ 支店名お茶

支店番号⑫100

⑬ 預金種目☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

⑭ 口座番号1234567

口座名義⑮株式会社

☒ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字で入力ください。（半角30文字以内）

（例：「(y3)」→「Y3」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みできません。

※使用可能文字（全角フォーマット）

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「()」,「/」,「<」,「>」)のみ。

■ 設備情報

①

設備ID	受電地点特定番号	認定法区分	備考
AZ80015C13	0300000000000000000215	FIP	-
AZ80016C13	0300000000000000000216	FIP	-

■ ユーザ情報

②

ユーザID	ユーザ名	ユーザ名カナ	メールアドレス	ユーザ権限
PAJVSQDL000	再エネタロウ	サイエネタロウ	saiene@example.com	管理者
PAJVSQDL001	再エネハナコ	サイエネハナコ	saiene@example.com	ユーザ
PAJVSQDP001	再エネジロウ	サイエネジロウ	saiene@example.com	ユーザ

■ 印鑑証明書

③

添付ファイル

印鑑証明書

■ 受電地点特定番号および事業者名がわかる資料（例：検針票、発調契約申込書）

添付ファイル

検針票

■ 譲渡確認書類

添付ファイル

譲渡確認書類

■ ごみ処理施設許可証

ファイルはありません

■ 審査結果

可否合格

可否理由申請情報に問題ないことを確認しました。審査合格とします。

戻る

変更

図 1-15 「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ（変更時）

28

表 1-9 「認定事業者情報詳細画面」事業者情報の変更時留意点

No.	項目	留意点
①	事業者名	事業者名を変更する場合には、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または3カ月以内に発行された印鑑証明書を添付してください。 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください。
②	事業者名カナ	—
③	電話番号	—
④	郵便番号	—
⑤	住所①	—
⑥	住所②	—
⑦	個人／法人	「個人」「法人」から選択してください。
⑧	法人番号	認定事業者の法人番号を入力してください。 【法人番号についての注意事項】 同一の法人番号を持つFIP事業者を重複してシステムに登録することはできません。
⑨	金融機関名	口座情報が変更された場合には、必要に応じて認定事業者を確認をさせていただきます。
⑩	金融機関コード	
⑪	支店名	
⑫	支店番号	
⑬	預金種目	
⑭	口座番号	
⑮	口座名義	
⑯	口座名義確認	
Ⓐ	設備情報	・設備を追加する場合は、新規で登録するときと同じ書類が必要となります（印鑑証明書、受電地点特定番号を証明する書類）。 ・設備の削除時には必要に応じて役所が廃棄確認した時の廃棄完了通知を添付してください。
Ⓑ	ユーザ情報	・本システムを利用するユーザを変更できます（最大5名まで登録可能）。 ・別事業者含め、<u>メールアドレスの重複登録はできません。</u>

No.	項目	留意点
◎	印鑑証明書	・ 印鑑証明書は、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または発行から3カ月以内のものをPDF形式で添付してください。 ・ 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください。 ※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	受電地点特定番号および事業者名がわかる資料 ³	・ 受電地点特定番号及び認定事業者名が分かる発調契約申込書または検針票の何れかを添付してください。複数のPDF ファイルを同時に添付する場合には、ZIP 化して提出可能です。 ・ 検針票を添付する場合は、受電地点特定番号に誤りが無いかな十分にご確認ください(CSV 形式の検針票をPDF 等に変換する際に、受電地点特定番号が正しく表示されないケースがあります)。受電地点特定番号に誤りがあると交付金算定ができず、交付が遅れる可能性があります。 ※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	譲渡確認書類 ³	・ 設備譲渡が発生した場合にのみPDF 形式で添付してください。複数のPDF ファイルを同時に添付する場合には、ZIP 化して提出可能です。 ・ 必要書類等詳細は『1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）』を参照してください。
◎	ごみ処理施設許可証	・ FIP 設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金の上限としない設備を1件以上登録する場合、「一般廃棄物処理施設許可証」または「産業廃棄物処理施設許可証」を添付してください。複数のPDF ファイルを同時に添付する場合には、ZIP 化して提出可能です。 ※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。

1.1.8 事業者・ユーザ情報登録結果確認

本機関での申請内容の確認・審査が完了した後、メールにて審査結果が通知されます。

1.1.9 事業者情報審査合格通知受領

審査結果が合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザIDと仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

ただし、設備情報を変更又は削除した場合においては、交付金算定のスケジュール上、変更前の設備情報にて実施する期間があるため、審査結果通知に時間を要することにご留意ください（審査完了まで約2カ月程度かかります）。

1.1.10 事業者情報審査不合格通知受領

審査結果が不合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

事業者情報（FIP）の照会

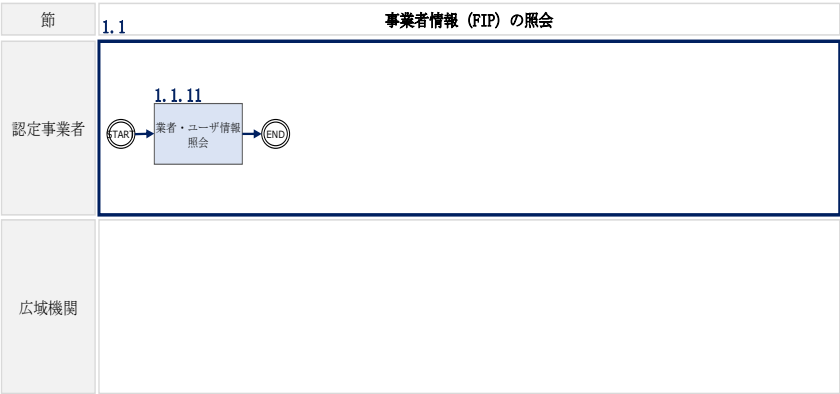


図 1-16 事業者情報（FIP）の照会の詳細構成

1.1.11 事業者・ユーザ情報照会

再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」の「詳細」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」へ進み、登録されている事業者情報を確認できます。

1.2 事業者情報（FIT）の登録・変更・照会

本節では、事業者情報（FIT）の登録・変更・照会手続きについて説明します（図 1-17、図 1-18、図 1-19 参照）。

事業者情報（FIT）の登録

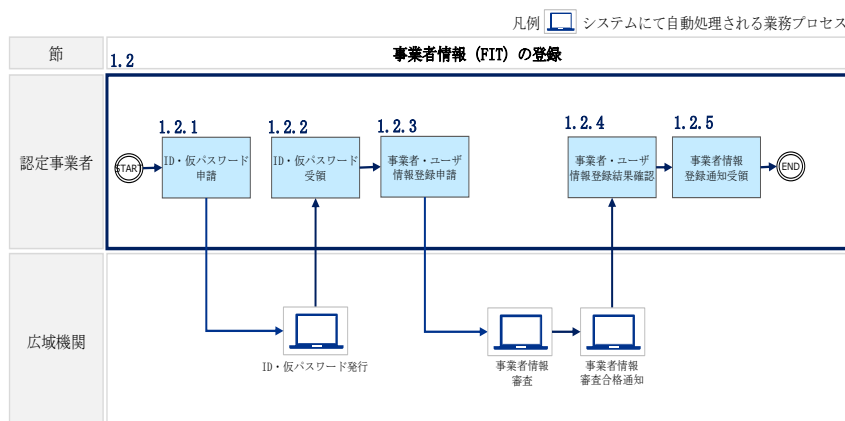


図 1-17 事業者情報（FIT）の登録の詳細構成

1.2.1 ID・仮パスワード申請

ID・仮パスワードの申請は、再エネ業務統合システムの「新規利用登録画面」にて行います。詳細は『1.1.1 ID・仮パスワード申請』をご参照ください。

1.2.2 ID・仮パスワード受領

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。なお、初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。また、仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知メール受信から 1 時間となりますので注意してください。

1.2.3 事業者・ユーザ情報登録申請

再エネ業務統合システムにて新しいパスワードの入力を行った後、認定事業者情報申請を行ってください。

詳細は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

注 1：本システムへ FIT 認定事業者として登録が可能となるのは、認定設備の廃棄等費用積立が開始された後です。買取義務者から積立開始月の FIT 電気買取代金を受領後、約 2 カ月後に事業者登録が可能となります。また、複数の認定設備を管理されている場合は、積立が開始された設備からシステム登録が可能となります。複数設備を一括してシステム登録できない場合がありますのでご注意ください。

注2：大量(51件以上)の認定設備を所有する認定事業者への特例対応について

大量の認定設備を所有し、再エネ業務統合システムから設備情報の登録を申請することが困難な場合、認定事業者は指定の設備登録申請フォーマット（本機関のウェブサイトよりダウンロード可）に必要項目を記入し、以下の宛先にメールを送付することにより、設備情報の登録申請をすることが可能です。

なお、設備登録申請フォーマットを用いて登録申請する場合であっても、1件目の設備は再エネ業務統合システムからの登録申請が必須となります。1件目の設備を登録申請する際には、1件目の設備の接続契約書のみならず、2件目以降の設備の接続契約書もあわせて再エネ業務統合システムから提出してください。

再エネ業務統合システムから1件目の設備の登録申請後に、メールで設備登録申請フォーマットを以下の宛先に送付してください（ファイル名は「申請年月日_設備登録申請フォーマット_事業者名」としてください）。システムからの登録申請及びメールでの設備登録申請フォーマットの送付後に、審査結果が通知されます。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

宛先： 電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

1.2.4 事業者・ユーザ情報登録結果確認

再エネ業務統合システムによる申請内容のチェックが完了した後、画面上に審査結果が通知されます。

1.2.5 事業者情報登録通知受領

申請内容にエラーがない場合には、審査結果合格である旨のメッセージが表示されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

事業者情報（FIT）の変更

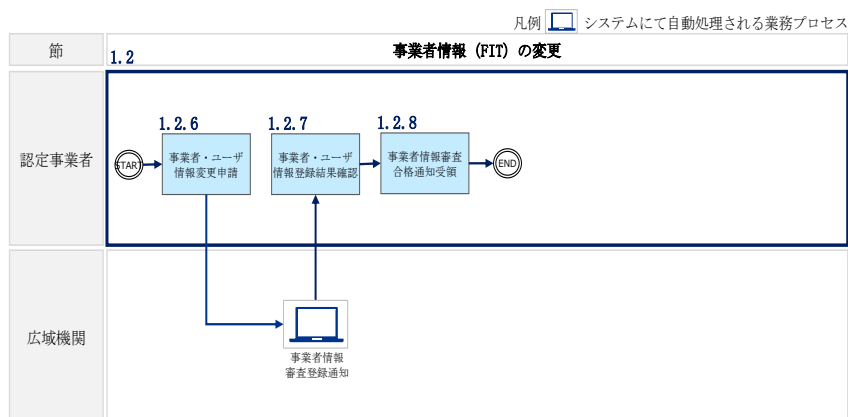


図 1-18 事業者情報（FIT）の変更の詳細構成

1.2.6 事業者・ユーザ情報変更申請

再エネ業務統合システムにて、登録情報を変更するには「認定事業者情報詳細画面」から認定事業者情報変更を行ってください。

詳細は『1.1.7 事業者・ユーザ情報変更申請』をご参照ください。

1.2.7 事業者・ユーザ情報登録結果確認

再エネ業務統合システムによる申請内容のチェックが完了した後、画面上に審査結果が通知されます。

1.2.8 事業者情報審査合格通知受領

申請内容にエラーがない場合には、審査結果合格である旨のメッセージが表示されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

事業者情報（FIT）の照会

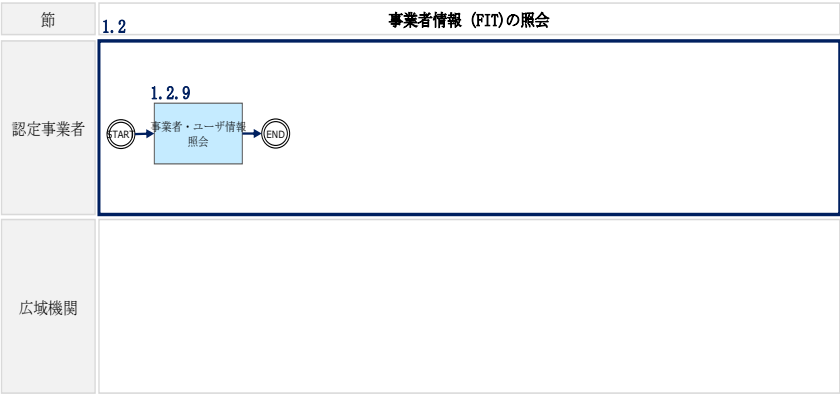


図 1-19 事業者情報（FIT）の照会の詳細構成

1.2.9 事業者・ユーザ情報照会

再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」の「詳細」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」へ進み、登録されている事業者情報を照会します。

1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）

本節では、再エネ業務統合システムの事業者情報（設備情報）に登録済みの設備について設備譲渡⁴を行った場合に、譲渡元及び譲渡先の認定事業者が事業者情報の登録内容を変更する手続き（設備情報の削除・追加）について説明します（図 1-20 参照）。

なお、事業者情報（設備情報）に登録していない設備を譲渡した場合には、譲渡元認定事業者による手続きは必要ありません。

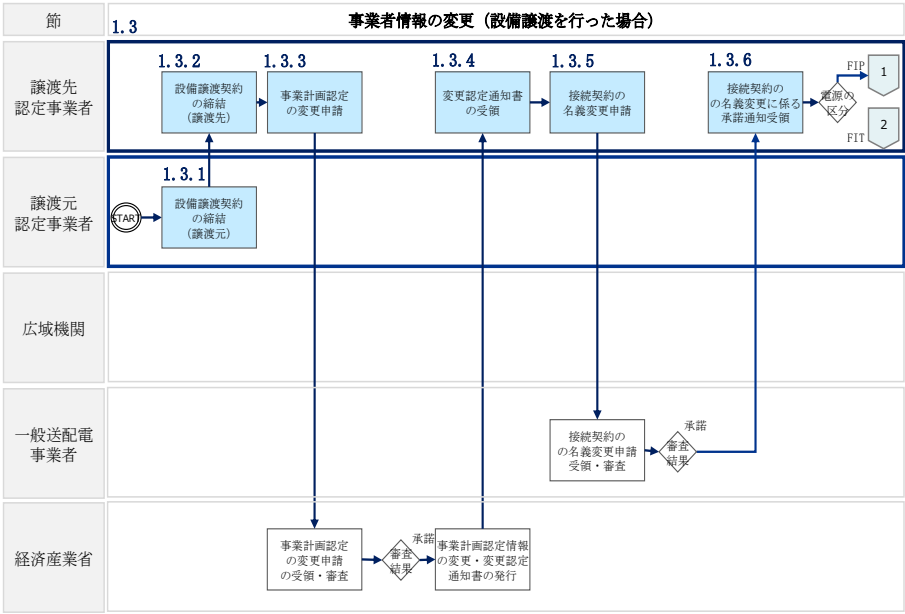


図 1-20 事業者情報（FIT）の照会の詳細構成(次ページへ続く)

⁴ 外部積立を行っていた認定事業者が、認定事業者としての地位を譲渡する場合、積立金を取り戻せる地位が法律上自動的に移転します（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（改正再エネ特措法）」第15条の9参照）。そのことを踏まえて、発電事業の譲渡等を行ってください。

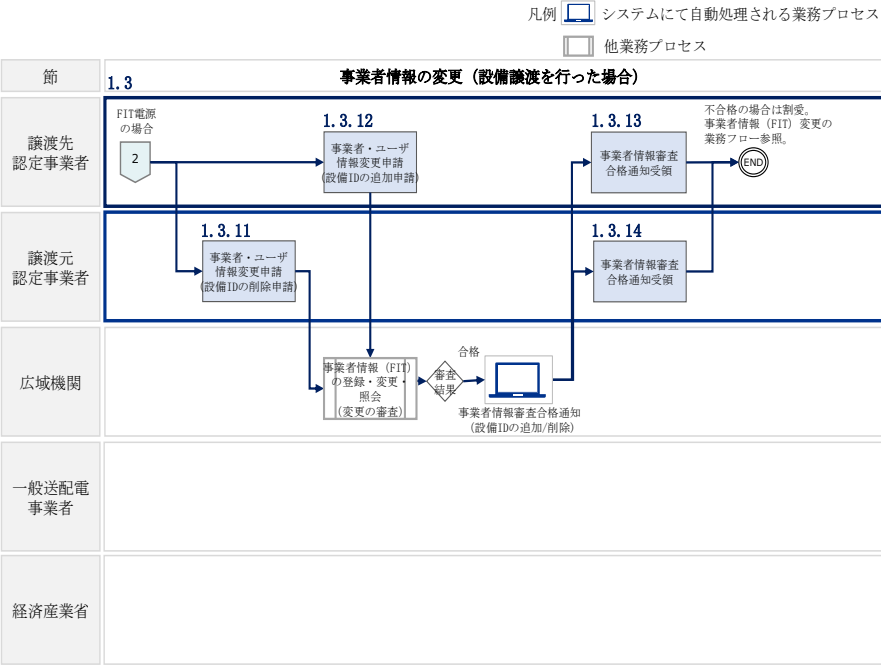
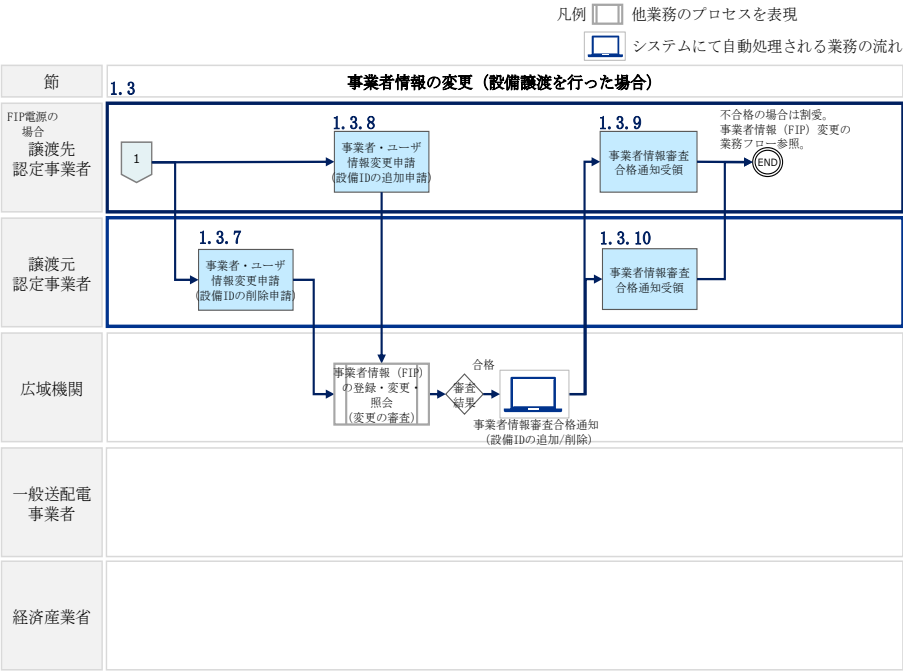


図 1-20 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）の詳細構成

注：当フローは譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者（FIP 認定事業者、FIT 認定事業者又は非認定事業者）として存続し、譲渡先認定事業者が事業者情報を再エネ業務統合システムに登録済である場合（『表 1-10 設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体及び実施内容』のパターン 1-1）を想定して、作成されたものです。

合併、財産分与、相続などにより譲渡元認定事業者が認定事業者として存続しなくなる場合や破産、清算済、代表者の死去などにより譲渡元認定事業者が既に存在しない場合については、表 1-10 の該当するパターンを参照してください。

表 1-10 設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体及び実施内容

パターン	譲渡元	譲渡先	事業者情報の登録 又は 変更を行う主体	実施内容
1-1	譲渡後も 事業者 が存続	事業者登録 済み (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を削除する - 譲渡先は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を追加する
1-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を削除する - 譲渡先は新規に事業者情報の登録を申請し、設備 ID を追加する
1-3		事業者登録しない (FIT のみ)	譲渡元	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を削除する
2-1	譲渡により 事業者が 認定事業者 として存続 しなくなる (合併、財産分与、相続)	事業者登録 済み (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を含めた事業者情報登録の削除を行う - 譲渡先は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を追加する
2-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を含めた事業者情報登録の削除を行う - 譲渡先は新規に事業者情報の登録を申請し、設備 ID を追加する
2-3		事業者登録しない (FIT のみ)	譲渡元	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を含めた事業者情報登録の削除を行う
3-1	事業者が既に存在しない (破産、清算済、代表者死去など)	事業者登録 済み (FIT・FIP)	譲渡先	譲渡先は事業者情報の変更を申請し、譲渡元が設備 ID の削除申請ができない事情を示す証拠を添付して設備 ID を追加する
3-2		新規に事業者登録する	譲渡先	譲渡先は新規事業者情報の登録を申請し、譲渡元が設備 ID の削

パターン	譲渡元	譲渡先	事業情報の登録 又は 変更を行う主体	実施内容
		(FIT・FIP)		除申請ができない事情を示す証拠を添付して設備IDを追加する
3-3		事業者登録しない (FITのみ)	—	—

1.3.1 設備譲渡契約の締結

譲渡元認定事業者は、譲渡先認定事業者と設備譲渡契約を締結してください。

1.3.2 事業計画認定の変更申請

譲渡先認定事業者は、設備譲渡契約の締結後、経済産業省の再生可能エネルギー電子申請システムより、事業計画認定の変更申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

提出資料等、事業計画認定に関する詳細は再生可能エネルギー電子申請ウェブサイト又は操作マニュアルを参照願います。

1.3.3 変更認定通知書の受領

譲渡先認定事業者は、経済産業省より事業計画認定情報の変更の認可を受け、変更認定通知書を受領します。続いて、再エネ業務統合システムで事業者変更申請を行い、変更認定通知書の写しを添付してください。

1.3.4 接続契約の名義変更申請

譲渡先認定事業者は一般送配電事業者に対して接続契約の名義変更を申請してください。

FIT 電源の場合、特定契約（買取契約）の変更申請も併せて行ってください。

手続き詳細は設備譲渡の対象となる設備が設置されているエリアの一般送配電事業者にお問合せください。

1.3.5 接続契約の名義変更に係る承諾通知受領

一般送配電事業者による審査にて承諾された場合、譲渡先認定事業者は、一般送配電事業者より接続契約の名義変更に係る承諾通知を受領します。続いて、再エネ業務統合システムで事業者変更申請を行い、名義変更後の承諾通知の写しを添付してください。

（FIP 電源の場合）

1.3.6 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の削除申請）

譲渡元認定事業者は、再エネ業務統合システムに登録している譲渡対象の設備 ID の削除申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請を行う必要があります。

再エネ業務統合システムにログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」にて、設備譲渡に該当する設備情報の「削除」ボタンをクリックしてください。削除対象の設備に取り消し線が表示されます。

続いて、「申請」ボタンをクリックします。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

1.3.7 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の追加申請）

譲渡先認定事業者は、再エネ業務統合システムにて譲渡対象の設備 ID の追加申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請（設備 ID の削除申請）を行う必要があります。

再エネ業務統合システムログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」の設備情報にある「追加」ボタンをクリックして「設備情報追加画面」へ進みます。「設備情報追加画面」にて入力項目を更新後、「設備譲渡」ボックスに必ずチェックを入れて「追加」ボタンをクリックして「認定事業者情報詳細画面」へ進みます（図 1-21、表 1-1 参照）。

続いて、「認定事業者情報詳細画面」の譲渡確認書類の「追加」ボタンをクリックして、「添付ファイル追加画面」へ進みます。「添付ファイル追加画面」にて登録項目の入力及び提出書類（エラー！参照元が見つかりません。2 参照）のアップロードを行った後、「申請」ボタンをクリックします。

なお、システムの仕様上、複数の PDF ファイルを同時に添付する場合には、Zip 形式にしてください。申請に関する詳細は『1.1.7 事業者・ユーザ情報変更申請』をご参照ください。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

なお、譲渡設備を追加した場合、譲渡元の手続き完了後に審査が行われます。申請の時点で譲渡元が手続き中の場合、警告メッセージが出力されます。（警告は表示されますが申請は可能です。）

設備情報追加

① 設備ID *
例) A123456789

② 受電地点特定番号 *
例) 1234567890123456789012

③ 譲渡された設備の場合は、以下にチェックしてください。
☐ 譲渡設備

④ ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備で、認定に係る全体のバイオマス比率を交付金上限としない設備の場合は、以下にチェックしてください。
☐ ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設

追加 キャンセル

図 1-21 「設備情報追加画面」の画面イメージ

表 1-11 「設備情報追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	設備 ID	半角英数字のみ（10 文字）
②	受電地点特定番号	半角数字のみ（22 文字）
③	設備譲渡	設備譲渡申請の場合必ずチェックを入れてください。
④	ごみ処理施設（任意）	FIP 設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金上限としない設備の場合のみチェックを入れてください。

表 1-12 事業者・ユーザ情報変更に伴う提出書類

提出書類	説明
変更認定通知書 又は 受理印を押した申請書の写し	〈変更認定通知書〉 ・発電事業に影響の大きな変更を伴う変更認定計画が承諾された場合は、経済産業省又は代行申請機関から発行される書類 〈受理印を押した申請書の写し〉 ・事業者が変更認定申請時に返送を希望した場合に受理印を押して返送される書類の写し

提出書類	説明	
譲渡元認定事業者 が設備 ID の削除申 請をできない事情 を示す証憑	〈譲渡元が設備 ID の削除申請ができない事情を示す証憑〉	
	・ 譲渡元事業者が存在しない場合、譲渡先事業者からの申請のみで 設備 ID の削除を判断するための審査に使用する書類	
	・ 設備譲渡理由ごとに必要な証憑は異なるため、以下を参照	
	設備譲渡理由	証憑の詳細 ⁵ (変更認定申請時に添付した書類のうち、以下書類の写しを添付)
	破産、清算済	・ 譲渡契約書又は譲渡証明書 ・ 土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本、不動産売買契約書、賃貸借契約書など ・ 裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ)
競売物件によ る事業者変更	・ 物件目録 ・ 登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書	
死去（相続）	・ 被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本又は戸籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可）	

⁵ 出典：資源エネルギー庁「変更内容ごとの変更手続きの内容表」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf

1.3.8 事業者情報審査合格通知受領（譲渡元）

譲渡元認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.5 事業者情報審査合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の削除申請を行ってください。

1.3.9 事業者情報審査合格通知受領（譲渡先）

譲渡先認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.6 事業者情報審査不合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の追加申請を行ってください。

（FIT 電源の場合）

1.3.10 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の削除申請）

譲渡元認定事業者は、再エネ業務統合システムに登録している譲渡対象の設備 ID の削除申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請を行う必要があります。

再エネ業務統合システムにログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」にて、設備譲渡に該当する設備情報の「削除」ボタンをクリックしてください。削除対象の設備に取り消し線が表示されます。

続いて、「申請」ボタンをクリックします。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

1.3.11 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の追加申請）

譲渡先認定事業者は、再エネ業務統合システムにて譲渡対象の設備 ID の追加申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請（設備 ID の削除申請）を行う必要があります。

再エネ業務統合システムログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」の設備情報にある「追加」ボタンをクリックして「設備情報追加画面」へ進みます。「設備情報追加画面」にて入力項目を更新後、「設備譲渡」ボックスに必ずチェックを入れて「追加」ボタンをクリックして「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。

続いて、「認定事業者情報詳細画面」の譲渡確認書類の「追加」ボタンをクリックして、「添付ファイル追加画面」へ進みます。「添付ファイル追加画面」にて登録項目の入力及び提出書類のアップロードを行った後、「申請」ボタンをクリックします。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

なお、譲渡設備を追加した場合、譲渡元の手続き完了後に審査が行われます。申請の時点で譲渡元が手続き中の場合、警告メッセージが出力されます。（警告は表示されますが申請は可能です。）

1.3.12 事業者情報審査合格通知受領（譲渡元）

譲渡元認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.5 事業者情報審査合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の削除申請を行ってください。

1.3.13 事業者情報審査合格通知受領（譲渡先）

譲渡先認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.6 事業者情報審査不合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の追加申請を行ってください。

1.4 バイオマス比率の登録・更新・照会

本節では、認定事業者が複数のバイオマス燃料を使用する FIP 認定設備を所有する場合に、バイオマス比率を登録・更新・照会する手続きについて説明します（図 1-22 参照）。

なお、使用するバイオマス燃料が一つの場合（後述の「燃料区分コード」が一種類の場合）は、バイオマス比率の登録は不要です。

バイオマス比率の登録

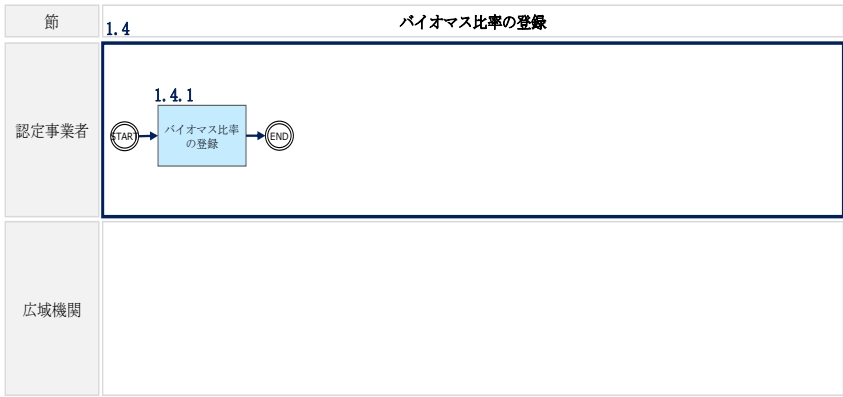


図 1-22 バイオマス比率の登録の詳細構成

1.4.1 バイオマス比率の登録

バイオマス比率は、対象年月（※1）の FIP 交付金が算定される前までに再エネ業務統合システムに登録する必要があります。対象年月を N 月とした場合、N+2 月の第 5 営業日までに登録を完了してください。仮にバイオマス比率の登録が期日より遅れた場合には、交付金算定が翌月以降に持ち越しとなりますので注意してください。

登録は、再エネ業務統合システムの「バイオマス比率登録・更新」にて行います。「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「算定諸元管理」タブから「バイオマス比率」を選択します。「バイオマス比率管理画面」右上の「バイオマス比率登録・更新」をクリックし、「バイオマス比率登録・更新画面」へ進みます。（図 1-23 参照）

「バイオマス比率登録・更新画面」で「対象年月」を選択し、「設備表示」ボタンをクリックします。バイオマス比率の登録対象設備が一覧表示されたら、合計が 100%

となるように各燃料区分にバイオマス比率を入力し、「登録」ボタンをクリックします。(図 1-24、表 1-13 参照)

※1 対象年月とは、検針日を基準とする電力の供給年月をいいます。

例 1) 分散検針の場合

検針日：2023/9/15、供給期間：2023/8/15 ～ 9/14 ⇒ 対象年月：2023/9

例 2) 一日検針の場合

検針日：2023/9/1、供給期間：2023/8/1 ～ 8/31 ⇒ 対象年月：2023/8

バイオマス比率管理

バイオマス比率登録・更新

・MSG_C00251：該当するバイオマス比率は2件です。

バイオマス比率検索

対象年月 設備ID
再エネ事業者コード 事業者名

バイオマス比率検索結果一覧

1 ～ 2 件 / 2 件中

対象年月	事業者情報	設備ID	燃料区分A比率	燃料区分B比率	燃料区分C比率	燃
2025/05	00000521：2024年度ロット3事業者02.....	M997761430	10.000%	10.000%	-	-
2025/05	00000551：2024年度ロット3事業者14.....	M999853307	30.000%	10.000%	-	-

図 1-23 「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ

バイオマス比率登録・更新

バイオマス比率登録・更新

再エネ事業者コード
① 対象年月

設備一覧

② ③

No	設備ID	発電設備の名称	燃料区分コード	燃料区分A比率[%]	燃料区分B比率[%]	燃料区分C
1	AZ80015C13	設備0243	ABF	50.000	20.000	例) 100.0
2	AZ80016C13	設備0244	ABCDE	50.000	20.000	例) 100.0
3	AZ80017C13	設備0245	AF	例) 100.000	例) 100.000	例) 100.0
4	AZ80018C13	設備0246	ABEF	例) 100.000	例) 100.000	例) 100.0
5	AZ80019C13	設備0245	ABCD	例) 100.000	例) 100.000	例) 100.0

図 1-24 「バイオマス比率登録・更新画面」の画面イメージ

表 1-11 「バイオマス比率登録・更新」での入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月 (詳細は 44 ページ参照)
②	燃料区分コード	バイオマス比率の登録対象となる燃料区分 (自動表示)
③	燃料区分 A～G 比率 [%]	燃料区分コードに表示された燃料区分に対して、 比率の合計が 100% となるように入力 燃料区分コードに E が含まれる場合、E のバイオマス燃料比率を「燃料区分 E 比率 (%)」に、E の非バイオマス燃料比率を「燃料区分 E (非バイオ) 比率 (%)」に入力

バイオマス比率の更新

本項では、登録したバイオマス比率を更新する手続きについて説明します (図 1-25 参照)。

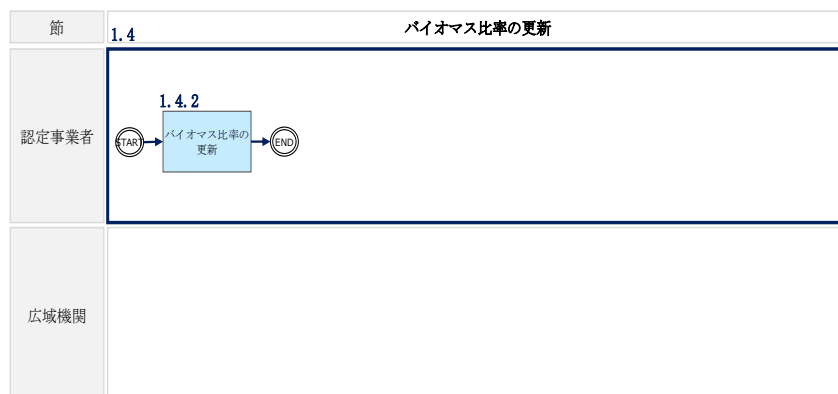


図 1-25 バイオマス比率の更新の詳細構成

1.4.2 バイオマス比率の更新

対象年月の FIP 交付金が算定される前まで、登録済みのバイオマス比率の更新が可能です。

再エネ業務統合システムの「バイオマス比率管理画面」右上の「バイオマス比率登録・更新」をクリックし、「バイオマス比率登録・更新画面」へ進みます。(図 1-23 参照)

「バイオマス比率登録・更新画面」で更新したい「対象年月」を選択し、「設備表示」ボタンをクリックします。バイオマス比率の登録対象設備が一覧表示されたら、合計が 100%となるように各燃料区分のバイオマス比率を更新し、「登録」ボタンをクリックします。(図 1-24、表 1-13 参照)

1.4.3 バイオマス比率の照会

再エネ業務統合システムの「バイオマス比率管理画面」で検索条件を入力し、検索ボタンをクリックすると、登録されているバイオマス比率を確認できます。(図 1-27、表 1-12 参照)

バイオマス比率の照会

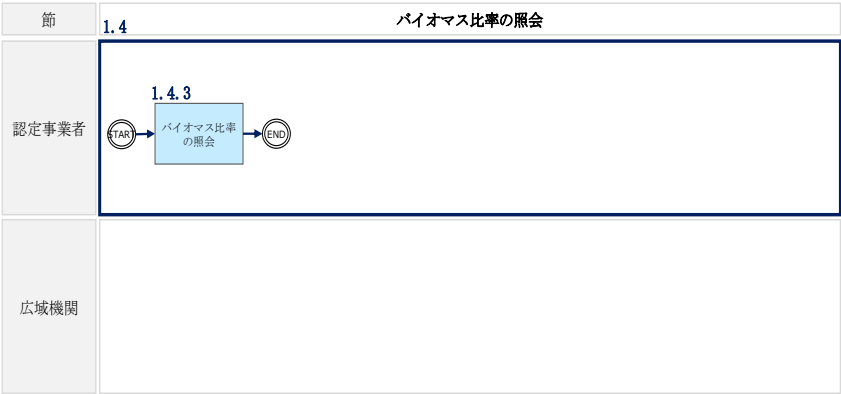


図 1-26 バイオマス比率の照会の詳細構成

バイオマス比率管理

バイオマス比率登録・更新

・MSG_C0025I：該当するバイオマス比率は4件です。

バイオマス比率検索

対象年月①

設備ID②

再エネ事業者コード

事業者名

検索

バイオマス比率検索結果一覧

1～4件 / 4件中

対象年月	事業者情報	設備ID	燃料区分A比率	燃料区分B比率	燃料区分C比率	燃料区分D比率
2025/09	00000574：株式会社事業者01	2999492140	50.000%	20.000%	-	-
2025/09	00000574：株式会社事業者01	AZ80015C13	50.000%	20.000%	-	-
2025/09	00000574：株式会社事業者01	AZ80016C13	50.000%	20.000%	-	-
2025/08	00000574：株式会社事業者01	2999492140	50.000%	20.000%	-	-

図 1-27 「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ

表 1-12 「バイオマス比率管理画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月 (詳細は 44 ページ参照)
②	設備 ID	－

1.5 系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会

本節では、認定事業者が系統充電を行う蓄電池を併設する FIP 認定設備を所有する場合に、系統充電蓄電池供給電力量を登録・更新・照会する手続きについて説明します（図 1-28 参照）。

系統充電蓄電池供給電力量の登録

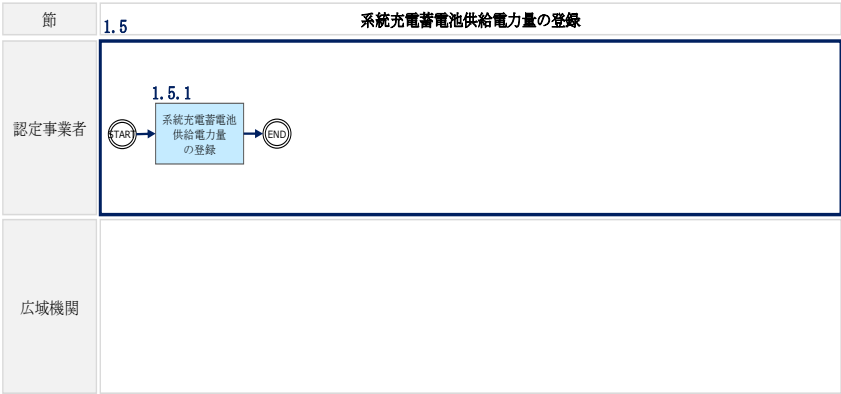


図 1-28 系統充電蓄電池供給電力量の登録の詳細構成

1.5.1 系統充電蓄電池供給電力量の登録

系統充電蓄電池供給電力量は、対象年月（※1）の FIP 交付金が算定される前までに再エネ業務統合システムに登録する必要があります。対象年月を N 月とした場合、N+2 月の第 5 営業日までに登録を完了してください。仮に系統充電蓄電池供給電力量の登録が期日より遅れた場合には、交付金算定が翌月以降に持ち越しとなりますのでご注意ください。

登録は、再エネ業務統合システムの「系統充電蓄電池供給電力量登録」にて行います。「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「算定諸元管理」タブから「系統充電蓄電池供給電力量」を選択します。「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」右上の「系統充電蓄電池供給電力量登録」をクリックし、「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」へ進みます。（図 1-30 参照）

「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」で「対象年月」を選択し、「表示」ボタンをクリックします。「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」をアップロードする画面が表示されたら、事業者単位、電力量コード（※2）毎に集約したファイルを「追加」し、最後に「登録」ボタンをクリックします。（図 1-31 参照）

「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」は、以下の URL からダウンロードしたフォーマットを使用し、同 URL からダウンロードしたマクロファイルを用いて電力量コード毎に集約してください。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

※1 対象年月とは、検針日を基準とする電力の供給年月をいいます。（詳細は 44 ページ参照）

※2 電力量コードとは、系統充電蓄電池が併設された FIP 認定設備の各メーターで計量された電力量データをシステムが判別するためのコードです。

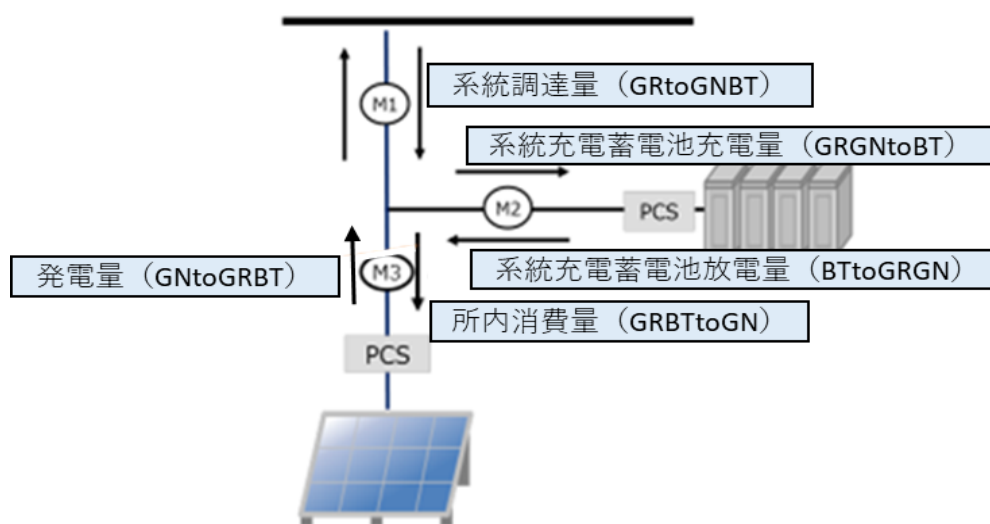


図 1-29 電力量データと電力量コードの相関図

表 1-13 電力量コードの説明

電力量コード	説明
BTtoGRGN（系統充電蓄電池放電量）	系統充電蓄電池が系統、発電設備に向けて放電した電力量
GNtoGRBT（発電量）	発電設備が発電した電力量
GRtoGNBT（系統調達量）	系統充電蓄電池及び発電設備が系統から調達した電力量
GRGNtoBT（系統充電蓄電池充電量）	系統充電蓄電池が系統及び発電設備から充電した電力量
GRBTtoGN（所内消費量）	発電設備が消費した系統及び系統充電蓄電池に由来する電力量

系統充電蓄電池供給電力量管理

系統充電蓄電池供給電力量登録

・MSG_C0025I：該当する系統充電蓄電池供給電力量情報は529件です。

系統充電蓄電池供給電力量情報検索

再エネ事業者コード

例) 00000001

事業者名

例) 株式会社サイエネ

対象年月

----年--月

年月

----年--月

設備ID

例) A123456789

受電地点特定番号

例) 1234567890123456789012

未登録供給電力量

☐ 未登録の供給電力量情報が存在する設備情報のみ

検索

系統充電蓄電池供給電力量情報検索結果一覧

1 ~ 100 件 / 529 件中

<< 1 2 3 4 5 >>

対象年月	年月	設備ID	受電地点特定番号	検針期間 (開始)	検針期間 (終了)	発電設備の名称	事業主
2025/05	2025/05	1999909244	02000000000000000000057	2025/05/01	2025/05/31	設備名0091	00000
2025/05	2025/05	1999905201	02000000000000000000064	2025/05/01	2025/05/31	設備名0095	00000
2025/05	2025/05	A999774438	050000000000000000000129	2025/05/01	2025/05/31	設備名0226	00000

図 1-30 「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ

系統充電蓄電池供給電力量登録

系統充電蓄電池供給電力量ファイル登録

系統充電蓄電池に係る各供給電力量ファイルをアップロードして下さい。
※電力量コードごとに、広域機関が指定した書式で1ファイルにまとめてアップロードしてください。

再エネ事業者コード *

00000574

株式会社事業者 0 1

対象年月 *

① 2025/09

表示

系統充電蓄電池供給電力量ファイル

系統充電蓄電池供給電力量ファイル名 (電力量コード)

系統充電蓄電池放電量 (BTtoGRGN)	登録済	追加	削除
発電量 (GNtoGRBT)	登録済	追加	削除
系統調達量 (GRtoGNBT)		追加	
系統充電蓄電池充電量 (GRGNtoBT)		追加	
所内消費量 (GRBTtoGN)		追加	

登録対象となる設備を確認

戻る

登録

図 1-31 「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」の画面イメージ

表 1-14 「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」での入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月 (詳細は 44 ページ参照)

系統充電蓄電池供給電力量の更新

本項では、登録した系統充電蓄電池供給電力量を更新する手続きについて説明します
(図 1-32 参照)。

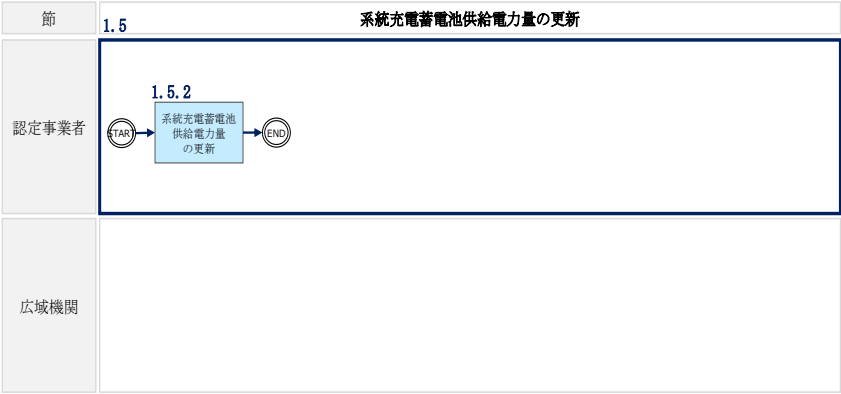


図 1-32 系統充電蓄電池供給電力量の更新の詳細構成

1.5.2 系統充電蓄電池供給電力量の更新

対象年月の FIP 交付金が算定される前まで、登録済みの系統充電蓄電池供給電力量の更新が可能です。

再エネ業務統合システムの「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」右上の「系統充電蓄電池供給電力量登録」をクリックし、「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」へ進みます。(図 1-30 参照)

「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」で更新したい「対象年月」を選択し、「表示」ボタンをクリックします。電力量コード毎に「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」をアップロードする画面が表示されたら、更新したい電力量コードの「削除」ボタンをクリックします。

活性化した「追加」ボタンをクリックし、新しい「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」を選択後、「追加」ボタンをクリックします。

系統充電蓄電池供給電力量の照会

本項では、登録した系統充電蓄電池供給電力量を照会する手続きについて説明します
(図 1-33 参照)。

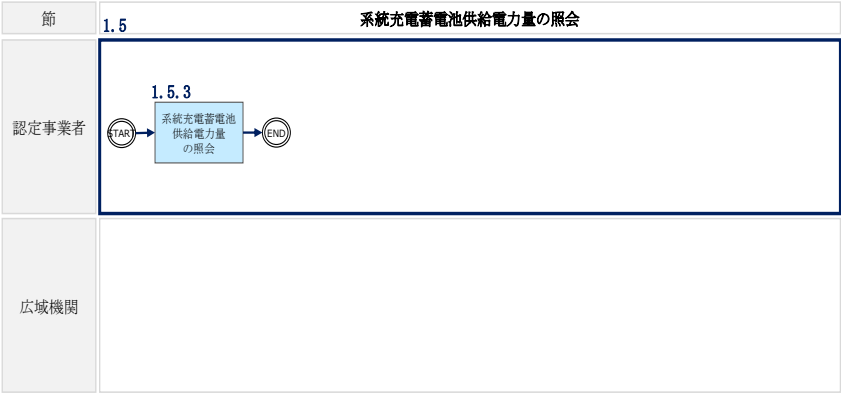


図 1-33 系統充電蓄電池供給電力量の照会の詳細構成

1.5.3 系統充電蓄電池供給電力量の照会

再エネ業務統合システムの「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」で検索条件を入力し、検索ボタンをクリックすると、登録されている系統充電蓄電池供給電力量を確認できます。(図 1-34、表 1-15 参照)

系統充電蓄電池供給電力量管理

系統充電蓄電池供給電力量登録

・MSG_C00251：該当する系統充電蓄電池供給電力量情報は6件です。

×

系統充電蓄電池供給電力量情報検索

再エネ事業者コード00000625

事業者名株式会社事業者 0 1

対象年月①----年--月

年月②----年--月

設備ID③例) A123456789

受電地点特定番号④例) 1234567890123456789012

未登録供給電力量☐ 未登録の供給電力量情報が存在する設備情報のみ

検索

系統充電蓄電池供給電力量情報検索結果一覧

1 ~ 6 件 / 6 件中

<< 1 >>

対象年月	年月	設備ID	受電地点特定番号	検針期間 (開始)	検針期間 (終了)	発電設備の名称	事業者
2025/07	2025/06	A800019101	01000000000000000000409	2025/06/16	2025/06/30	設備8693	00000
2025/07	2025/07	A800019101	01000000000000000000409	2025/07/01	2025/07/15	設備8693	00000
2025/07	2025/06	A800020101	01000000000000000000410	2025/06/16	2025/06/30	設備8694	00000
2025/07	2025/07	A800020101	01000000000000000000410	2025/07/01	2025/07/15	設備8694	00000

図 1-34 「系統蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ

表 1-15 「系統蓄電池供給電力量管理画面」での入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月
②	年月	電力の供給年月
③	設備 ID	半角英数字のみ (10 文字)
④	受電地点特定番号	半角数字のみ (22 文字)

1.6 供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）

本節では、1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合の供給電力量の通知手続きについて説明します（図 1-35 参照）。

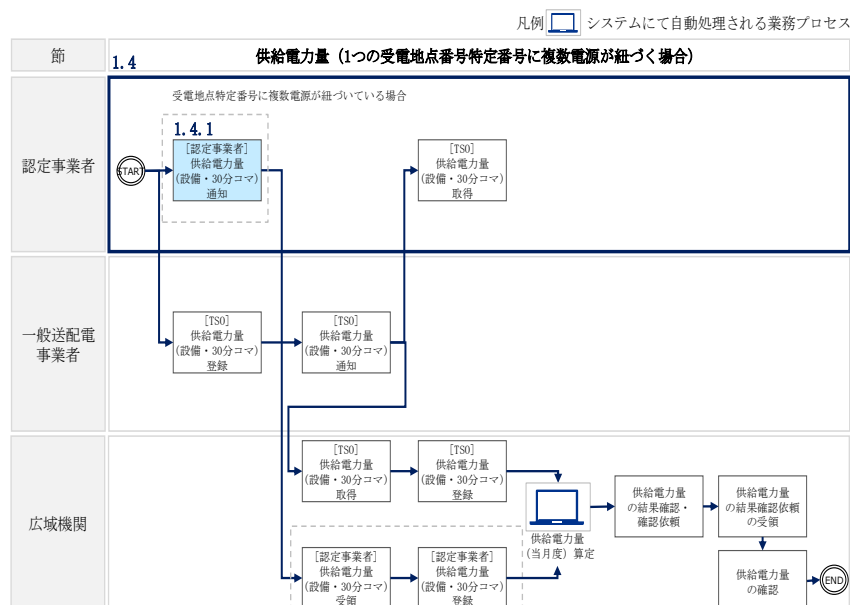


図 1-35 供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）の詳細構成

1.6.1 [認定事業者]供給電力量（設備・30分コマ）通知

1つの受電地点特定番号に複数設備が紐づいている場合または一つの受電地点特定番号にFIP設備と非FIP電源が紐づく場合、認定事業者は対象年月、設備ごとの供給電力量（30分コマ単位）をエクセルファイルにて、以下の宛先にメールで送付してください（表 1-16 参照）。

送付期日は毎月第5営業日までとします。

仮にデータの送付が期日より遅れた場合には、交付金算定が翌月以降に持ち越しとなりますので注意してください。

以下のURLからダウンロードしたフォーマットを使用してデータを提供してください。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

宛先：電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

表 1-16 供給電力量（設備・30分コマ）通知対象ケースと留意事項

ケース	留意点
1つの受電地点特定番号に複数設備が紐づく場合	事業者は当該受電地点特定番号に紐づく全設備のコマ別電力量データを設備毎に提供してください。
1つの受電地点特定番号に FIP 設備と非 FIP 電源が紐づく場合	事業者は当該受電地点特定番号に紐づく全設備のコマ別電力量データを設備毎に提供してください。 その際、非 FIP 電源の設備 ID 欄に「ZZZZZZZZZZ」を記入してください。

1.7 ユーザ ID 再通知

本項では、認定事業者がユーザ ID を失念した場合の手続きについて説明します（図 1-36 参照）。

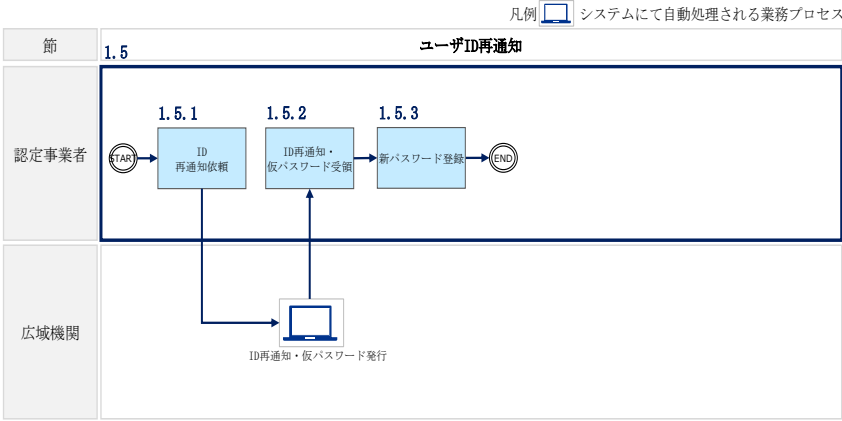


図 1-36 ユーザ ID 再通知の詳細構成

1.7.1 ID 再通知依頼

ID・仮パスワードの申請は、再エネ業務統合システムの「ユーザ ID/パスワード忘却画面」にて行います。

「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「ユーザ ID/パスワードを忘れた場合」ボタンから「ユーザ ID/パスワード忘却画面」へ進みます。

ユーザ ID を忘れた場合の必要項目の入力を行った後、「送信」ボタンをクリックしてください（図 1-37、表 1-17 参照）。

登録されているメールアドレスにユーザ ID 及びパスワードの再発行（メール送付）を行った旨のメッセージが表示されます。

再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

ユーザID/パスワード忘却

■ ユーザIDを忘れた場合

登録済の設備ID（複数ある場合はいずれか1件）とユーザ登録したメールアドレスを送信して、ユーザIDの再通知およびパスワード再発行を行います。

① 設備ID *

② メールアドレス *

例) saiene@example.com

送信

■ パスワードを忘れた場合

ユーザIDとメールアドレスを送信して、パスワードの再発行を行います。

ユーザID *

メールアドレス *

例) saiene@example.com

送信

[再エネ業務統合システムTOPへ](#)

図 1-37 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ

表 1-17 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	設備 ID	—
②	メールアドレス	—

1.7.2 ID 再通知・仮パスワード受領

「再エネ業務統合システム TOP へ」ボタンをクリックし、「ポータルトップ（ログイン前）画面」へ進みます。

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。

1.7.3 新パスワード登録

「ポータルトップ（ログイン前）画面」にて、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）を入力し、新パスワードを登録します。
パスワード要件は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

1.8 パスワード変更・再発行

本節では、認定事業者がパスワードを変更又はパスワードを失念した場合の手続きについて説明します（図 1-38、図 1-39 参照）。

パスワード変更

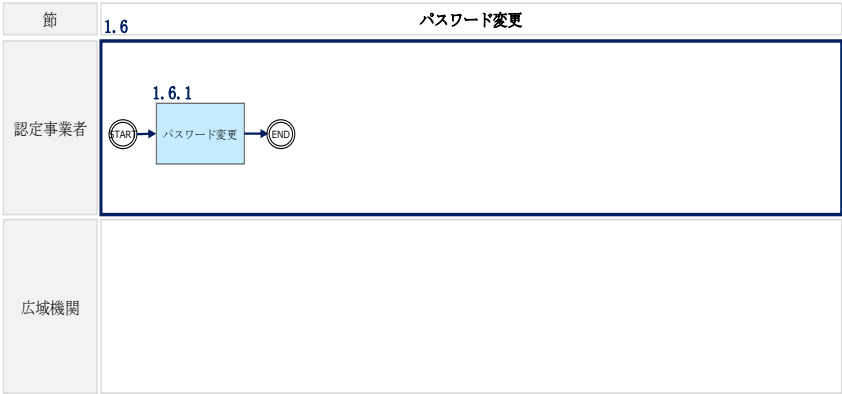


図 1-38 パスワード変更の詳細構成

1.8.1 パスワード変更

再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューより「パスワード変更」ボタンをクリックして「パスワード変更画面」へ進みます。

新しいパスワードを入力し、「変更」ボタンをクリックしてください。

パスワード要件は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

パスワード再発行

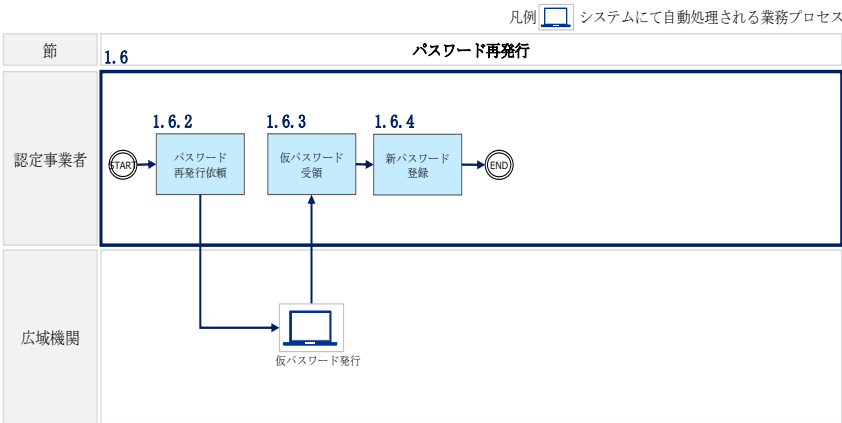


図 1-39 パスワード再発行の詳細構成

1.8.2 パスワード再発行依頼

再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「ユーザ ID/パスワードを忘れた場合」ボタンをクリックして「ユーザ ID/パスワード忘却画面」へ進みます。

パスワードを忘れた場合の必要項目の入力を行った後、「送信」ボタンをクリックしてください（図 1-40、表 1-18 参照）。

登録されているメールアドレスにユーザ ID 及びパスワードの再発行（メール送付）を行った旨のメッセージが表示されます。

 再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

ユーザID/パスワード忘却

■ ユーザIDを忘れた場合

登録済の設備ID（複数ある場合はいずれか1件）とユーザ登録したメールアドレスを送信して、ユーザIDの再通知およびパスワード再発行を行います。

設備ID*

メールアドレス*

例) saiene@example.com

送信

■ パスワードを忘れた場合

ユーザIDとメールアドレスを送信して、パスワードの再発行を行います。

① ユーザID*

② メールアドレス*

例) saiene@example.com

送信

[再エネ業務統合システムTOPへ](#)

図 1-40 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ

表 1-18 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ ID	—
②	メールアドレス	—

1.8.3 仮パスワード受領

「再エネ業務統合システム TOP へ」ボタンをクリックし、「ポータルトップ（ログイン前）画面」へ進みます。

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。

1.8.4 新パスワード登録

「ポータルトップ（ログイン前）画面」にて、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）を入力し、新パスワードを登録します。

パスワード要件は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

第2章 FIP 交付金管理

本章では、FIP に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 FIP 交付金算定結果確認

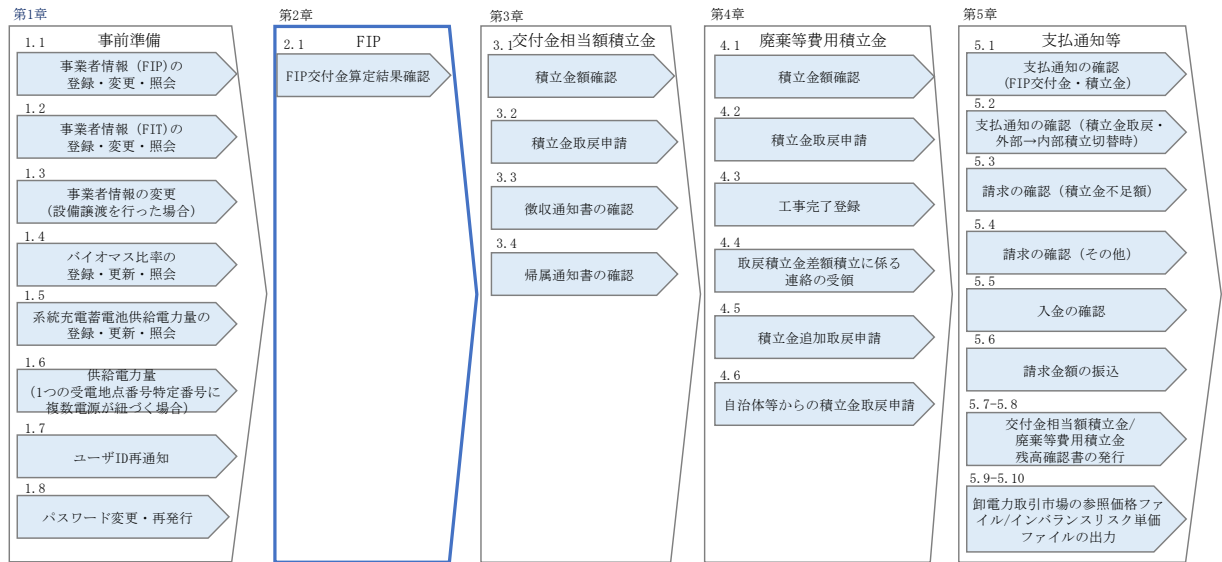


図 2-1 第2章の構成

2.1 FIP 交付金算定結果確認

本節では、FIP 交付金算定結果確認について説明します（図 2-2 参照）。

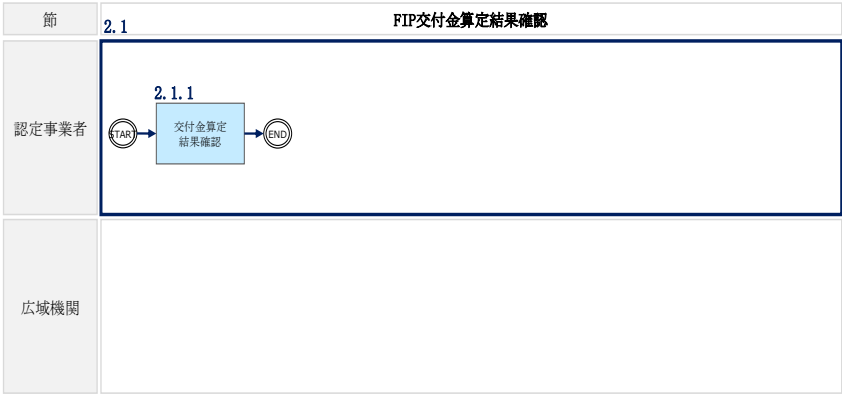


図 2-2 FIP 交付金算定結果確認の詳細構成

2.1.1 交付金算定結果確認

FIP 交付金算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」から確認できます。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューから「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧」を選択し、「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」へ進みます。「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」の「算定結果検索」欄に、対象年月、精算年月（注）などの検索条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします（図 2-3、表 2-1 参照）。

検索結果が「算定結果検索一覧」欄に表示されますので、確認したい情報の「詳細」ボタンをクリックし、「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」に進みます。

「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」では、FIP 交付金と解体等積立金の算定結果とその内訳である算定根拠を確認することができます（図 2-4、図 2-5 参照）。

算定式を参照したい場合、「算定式を表示」ボタンをクリックすることで、詳細を確認することができます（図 2-6、表 2-2 参照）。

FIP 交付金算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」の「CSV 出力」ボタンをクリックすることで、CSV ファイルとして出力することができます（図 2-3、表 2-3 参照）。

注：2023 年 10 月 16 日以降、過去に交付した FIP 交付金について、以下の算定根拠の誤りが発覚した場合、算定根拠を修正した上で再度システム算定し差額を精算します。精算した過去の対象年月が「精算年月」となります。

- ・供給電力量(発電設備毎の 30 分データ及びエリア電源種別の 1 時間値)
- ・インバランスク単価

精算を行う場合は、認定事業者にメール等で通知いたします。

FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果一覧

・MSG_F0013I：該当するFIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果は13件です。

✕

算定結果検索

① 対象年月

開始 ----年--月 同 終了 ----年--月 同

② 精算年月

開始 ----年--月 同 終了 ----年--月 同

③ 再エネ事業者コード

00000234

④ 事業者名

留保_パターン20

⑤ 設備ID

例) A123456789

⑥ 留保状態

☐ 留保状態の設備情報のみ

⑦ 検索

算定結果検索結果一覧

1 ~ 13 件 / 13 件中

⑧

CSV出力

⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
ステータス	留保状態	対象年月	精算年月	事業者情報	設備ID	交付金額	廃棄等費用積立金額	
確定済	留保	2025/05	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	1,000 円	7,820 円	詳細
確定済	留保	2025/04	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	760 円	7,140 円	詳細
確定済	留保	2025/03	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	768 円	7,690 円	詳細
確定済	留保	2025/01	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	774 円	7,690 円	詳細
確定済	留保	2024/12	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	722 円	7,220 円	詳細
確定済	留保	2024/10	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	440 円	6,670 円	詳細
確定済	留保	2024/09	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	660 円	7,610 円	詳細
確定済	留保	2024/08	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	505 円	7,550 円	詳細
確定済	留保	2024/07	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	819 円	8,210 円	詳細
確定済	留保	2024/06	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	606 円	7,900 円	詳細
確定済	留保	2024/05	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	854 円	7,710 円	詳細
確定済	留保	2024/04	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	658 円	6,820 円	詳細
未確定	留保	2023/12	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	487 円	6,870 円	詳細

図 2-3 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」の画面イメージ⁶

表 2-1 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」入力項目

No.	項目	入力内容
①	対象年月	閲覧したい交付金の対象年月を選択 (対象年月の詳細は 44 ページ参照)
②	精算年月	閲覧したい交付金の精算年月を選択

⁶ 積立対象の自然変動電源且つ不足金や月跨がある場合に表示される画面例であり、電源区分などによって、算定結果や算定根拠に表示される項目は異なります。

No.	項目	入力内容
③	再エネ事業者コード	認定事業者情報申請にて採番される一意の No
④	事業者名	認定事業者情報申請にて登録した事業者名
⑤	設備 ID	発電設備を一意に特定する ID
⑥	留保状態	チェックした場合、留保中に算定された設備のみを表示します
⑦	検索	入力した条件で検索します
⑧	CSV 出力	FIP 交付金・廃棄等費用積立金算定結果一覧画面で検索したデータを CSV 出力します  出力する CSV のファイル仕様については以下の「ファイル仕様（算定結果一覧 CSV ファイル）」を参照
⑨	ステータス	「未確定」「確定済」のいずれかを表示  支払通知書・請求書確認依頼メールに記載の異議申立期限を超えると広域機関職員にて確定処理を行います。
⑩	留保状態	設備の留保状態  留保中に算定された設備である場合、「留保」と表示されます。
⑪	対象年月	No. 1「対象年月」と同様
⑫	精算年月	No. 2「精算年月」と同様
⑬	事業者情報	No. 3「再エネ事業者コード」＋No. 4「事業者名」
⑭	設備 ID	No. 5「設備 ID」と同様
⑮	交付金額	廃棄等費用積立金控除前の FIP 交付金額（小数点第 1 位を切り捨て）  精算時を除き、マイナス値になった場合は一律” 0”となります。  精算時は、精算前との差額を表示します。
⑯	廃棄等費用積立金額	FIP 廃棄等費用積立金額（小数点第 1 位を切り捨て）  精算時は、精算前との差額を表示します。
⑰	詳細	図 2-4 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細」を表示します

FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果詳細

設備情報

設備ID

A997742802

電源種別

太陽光

エリア

北海道

系統充電蓄電池

—

再エネ事業者コード

00000026

事業者名

株式会社再エネ

算定結果

■ 算定状況

対象年月

2025/08

ステータス

確定済

■ 算定結果

供給促進交付金（FIP交付金）

99,999,999,999.999 円

廃棄等費用積立金

99,999,999,999.999 円

供給促進交付金（FIP交付金） 算定根拠

供給促進交付金（FIP交付金）

99,999,999,999.999 円

■ 供給促進交付金（FIP交付金） 内訳

算定式を表示

2025/07

基準価格(発電側課金相当額含む)

99,999.99円/kWh

基準価格(発電側課金相当額含まない)

99,000.00円/kWh

発電側課金相当額

999.99円/kWh

卸電力取引市場の参照価格

99,999.99円/kWh

非化石価値相当額

999.99円/kWh

バランシングコスト

999.99円/kWh

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)

9,999,999,999.999kWh

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999.999kWh

供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999.999kWh

2025/08

基準価格(発電側課金相当額含む)

99,999.99円/kWh

基準価格(発電側課金相当額含まない)

99,000.00円/kWh

発電側課金相当額

999.99円/kWh

卸電力取引市場の参照価格

99,999.99円/kWh

非化石価値相当額

999.99円/kWh

バランシングコスト

999.99円/kWh

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)

9,999,999,999.999kWh

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999.999kWh

供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999.999kWh

廃棄等費用積立金 算定根拠

廃棄等費用積立金

99,999,999,999.999 円

■ 廃棄等費用積立金 内訳

算定式を表示

解体等積立基準額

99,999.99円/kWh

供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)

9,999,999,999.999kWh

戻る

図 2-4 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」の画面イメージ

FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果詳細

設備情報

設備ID

A997743801

電源種別

太陽光

エリア

北海道

系統充電蓄電池

—

再エネ事業者コード

00000026

事業者名

株式会社再エネ

算定結果

※ () 内の数値は前回算定時との差分になります。

■ 算定状況

対象年月

2025/08

精算年月

2025/07

ステータス

確定済

■ 算定結果（精算金額）

供給促進交付金（FIP交付金）

99,999,999,999 円

(+99,999,999,999 円)

廃棄等費用積立金

99,999,999,999 円

(+99,999,999,999 円)

供給促進交付金（FIP交付金） 算定根拠

供給促進交付金（FIP交付金）

99,999,999,999 円

(+99,999,999,999 円)

■ 供給促進交付金（FIP交付金） 内訳

算定式を表示

2025/06

基準価格(発電側課金相当額含む)

99,999.99円/kWh

基準価格(発電側課金相当額含まない)

99,000.00円/kWh

発電側課金相当額

999.99円/kWh

卸電力取引市場の参照価格

99,999.99円/kWh

(+99,999.99円/kWh)

非化石価値相当額

999.99円/kWh

バランシングコスト

999.99円/kWh

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

2025/07

基準価格(発電側課金相当額含む)

99,999.99円/kWh

基準価格(発電側課金相当額含まない)

99,000.00円/kWh

発電側課金相当額

999.99円/kWh

卸電力取引市場の参照価格

99,999.99円/kWh

(+99,999.99円/kWh)

非化石価値相当額

999.99円/kWh

バランシングコスト

999.99円/kWh

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

廃棄等費用積立金 算定根拠

廃棄等費用積立金

99,999,999,999 円

(+99,999,999,999 円)

■ 廃棄等費用積立金 内訳

算定式を表示

解体等積立基準額

99,999.99円/kWh

供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)

9,999,999,999kWh

(+9,999,999,999kWh)

戻る

図 2-5 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（精算年月有）」の画面イメージ

供給促進交付金（FIP交付金） 算定根拠		
供給促進交付金（FIP交付金）		99,999,999,999 円
■ 供給促進交付金（FIP交付金） 内訳		算定式を表示
【算定式】		
調整前プレミアム単価 = 基準価格※1 - 参照価格((卸電力取引市場の参照価格 + 非化石価値相当額)※2 - バランシングコスト)		
※1：発電側課金の対象となる設備の場合、基準価格には発電側課金相当額を含む。		
※2：参照価格(バランシングコストは除く)は、基準価格と発電側課金相当額の合計を上原価とし、0円/kWhを下原価とする。		
調整後プレミアム単価 = (調整前プレミアム単価 × (エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む) + エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない))※3)※4		
※3：(エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む) + エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない))の算出時、端数処理は小数第3位を四捨五入とする。		
※4：その後、調整後プレミアム単価を乗じ、算出された調整後プレミアム単価の端数処理は小数第3位を四捨五入とする。		
FIP交付金 = (調整後プレミアム単価 × 供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない))※5		
※5：FIP交付金算出時の端数処理は、小数点以下を切り捨てとする。		
2025/07	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh
	発電側課金相当額	999.99 円/kWh
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh
	非化石価値相当額	999.99円/kWh
	バランシングコスト	999.99円/kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999.99kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh
2025/08	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh
	発電側課金相当額	999.99 円/kWh
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh
	非化石価値相当額	999.99円/kWh
	バランシングコスト	999.99円/kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999.99kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh

図 2-6 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（算定式）」の画面イメージ

表 2-2 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」に表示される
算定結果・算定根拠の記載項目

No.	記載項目		留意点
1	算定結果	対象年月	-
2		算定状況	
3		供給促進交付金（FIP 交付金）	
4		廃棄等費用積立金	
5	供給促進交付金(FIP 交付金) 算定根拠	供給促進交付金（FIP 交付金）	電源区分等により 表示されない場合 があります
6		基準価格（発電側課金相当額含む）（当月度）	
7		基準価格（発電側課金相当額含まない）	
8		発電側課金相当額	
9		卸電力取引市場の参照価格（前月度）	
10		非化石価値相当額（当月度）	

No.	記載項目		留意点
11	供給促進交付金(FIP交付金)算定根拠	バランシングコスト（前月度）	電源区分等により表示されない場合があります
12		エリア・電源種別ごとの当月電気供給量（0.01 円/kWh コマ含む）（前月度）	
13		エリア・電源種別ごとの当月電気供給量（0.01 円/kWh コマ含まない）（前月度）	
14		供給電力量（前月度）	
15		基準価格（発電側課金相当額含む）（当月度）	
16		基準価格（発電側課金相当額含まない）	
17		発電側課金相当額	
18		卸電力取引市場の参照価格（当月度）	
19		非化石価値相当額（当月度）	
20		バランシングコスト（当月度）	
21		バランシングコスト（当月度）（インバランスクス料）	
22		エリア・電源種別ごとの当月電気供給量（0.01 円/kWh コマ含む）（当月度）	
23		エリア・電源種別ごとの当月電気供給量（0.01 円/kWh コマ含まない）（当月度）	
24		供給電力量（0.01 円/kWh コマ含まない）（当月度）	
25		交付根拠	

表 2-3 算定結果一覧に関する CSV ファイルに表示される記載項目

No.	項目	必須	属性	桁数	ヘッダー (※1)	明細(※1)
1	行種別	○	文字列	3	○	○
2	ステータス	○	文字列	17	○	○
3	留保状態	—	文字列	2	○	○
4	対象年月	○	日付	7	○	○
5	精算年月	—	日付	7	○	○
6	再エネ事業者コード	○	数字のみ	8	○	○
7	事業者名	○	文字列	130	○	○
8	設備 ID	○	英数字のみ	10	○	○
9	電源種別	○	文字列	5	○	○
10	エリア	○	文字列	3	○	○
11	系統充電蓄電池	—	文字列	2	○	○
12	認定バイオマス比率	—	数値	整数：6 小数：3	○	○
13	供給促進交付金（FIP 交付金）	—	数値	14	○	
14	交付金相当額積立金	—	数値	14	○	
15	廃棄等費用積立金	—	数値	11	○	
16	供給年月	—	日付	7		○
17	バイオマス燃料区分	—	文字列	16		○
18	バイオマス比率	—	数値	整数：6 小数：3		○
19	基準価格（発電側課金相当額含む）	—	数値	整数：7 小数：2		○
20	基準価格（発電側課金相当額含まない）	—	数値	整数：7 小数：2		○
21	発電側課金相当額	—	数値	整数：5 小数：2		○
22	卸電力取引市場の参照価格	—	数値	整数：7 小数：2		○
23	非化石価値相当額	—	数値	整数：5 小数：2		○
24	バランシングコスト（インバランスリ スク料）	—	数値	整数：5 小数：2		○

No.	項目	必須	属性	桁数	ヘッダー (※1)	明細(※1)
25	エリア・電源種別ごとの当月電気供給 量 (0.01 円/kWh コマ含む)	—	数値	13		○
26	エリア・電源種別ごとの当月電気供給 量 (0.01 円/kWh コマ含まない)	—	数値	13		○
27	供給電力量 (0.01 円/kWh コマ含ま ない)	—	数値	13		○
28	解体等積立基準額	—	数値	整数：7 小数：2		○
29	供給電力量 (0.01 円/kWh コマ含む)	—	数値	13		○
30	交付根拠	—	文字列	5000		○
31	積立根拠	—	文字列	1000		○

※1 ヘッダー行、明細行に出力する項目について表記

第3章 交付金相当額積立金

本章では、交付金相当額積立金に関する以下の内容について、説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 積立金額確認
- 3.2 積立金取戻申請
- 3.3 徴収通知書の確認
- 3.4 帰属通知書の確認

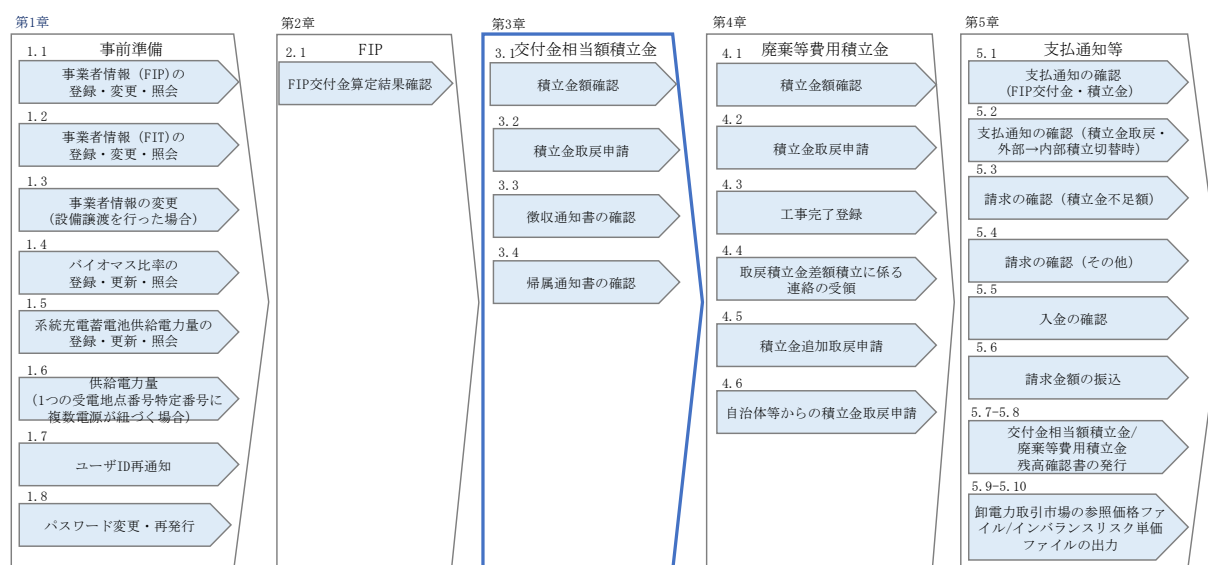


図 3-1 第3章の構成

3.1 積立金額確認

本節では、積立金額確認について説明します（図 4-2 参照）。



図 3-2 積立金額確認の詳細構成

3.1.2 積立金確認

対象年月の積立金の算定結果の確認

交付金相当額積立金の算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧」から確認できます。確認方法については、FIP 交付金算定結果の確認と同様ですので、『2.1.1 交付金算定結果確認』を参照してください。

積立金の残高の確認

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高管理」を選択します。交付金相当額積立金情報を検索したい設備の設備 ID を入力し「検索」ボタンをクリックすると、対象設備の積立金情報が表示されます。

設備 ID を入力せずに「検索」ボタンをクリックすると、全設備の積立金情報が表示されます。

更に月単位の積立履歴を確認する場合は、「詳細」ボタンをクリックすると「交付金相当額積立金残高管理詳細」画面が表示されます。

交付金相当額積立金残高管理

・MSG_P00011：該当する交付金相当額積立金情報は5件です。

交付金相当額積立金情報検索

① 再エネ事業者コード00000001

② 事業者名サンプル事業者

③ 設備ID例) A123456789

④ 認定状態☐ 認定中☐ 認定中（留保中）☐ 取消

検索

交付金相当額積立金情報検索結果一覧

1 件 ~ 5 件 / 5 件中

設備ID	交付金相当額積立金	認定状態	
A000001A01	100,000	認定中（留保中）	詳細
A000001A02	200,000	認定中	詳細
A000001A03	300,000	取消	詳細
A000001A04	0	取消	詳細 ⑤ 徴収通知書
A000001A05	0	取消	詳細 ⑥ 帰属通知書

図 3-3 「交付金相当額積立金残高管理」の画面イメージ

表 3-1 「交付金相当額積立金残高管理」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	設備 ID	設備 ID を入力
④	認定状態	認定状態を入力
⑤	徴収通知書	徴収通知書（PDF）を出力します
⑥	帰属通知書	帰属通知書（PDF）を出力します

交付金相当額積立金残高管理詳細

設備情報

設備ID

A000001A04

電源種別

太陽光

エリア

東京

再エネ事業者コード

00000001

事業者名

認定事業者A株式会社

交付金相当額積立金履歴

表示対象：2023年01月 ~ 2024年04月

表示

年月	取引内容	金額	残高	ステータス
2024/04	交付金相当額積立金徴収		150,000	0 確定済
2024/04	交付金相当額積立金取戻		100,000	150,000 確定済
2024/03	2023年12月分 交付金相当額積立		150,000	250,000 確定済
2024/02	2023年11月分 交付金相当額積立		100,000	100,000 確定済

戻る

図 3-4 「交付金相当額積立金残高管理詳細」の画面イメージ

3.2 積立金取戻申請

本節では、積立金取戻申請について説明します（図 3-5 参照）。

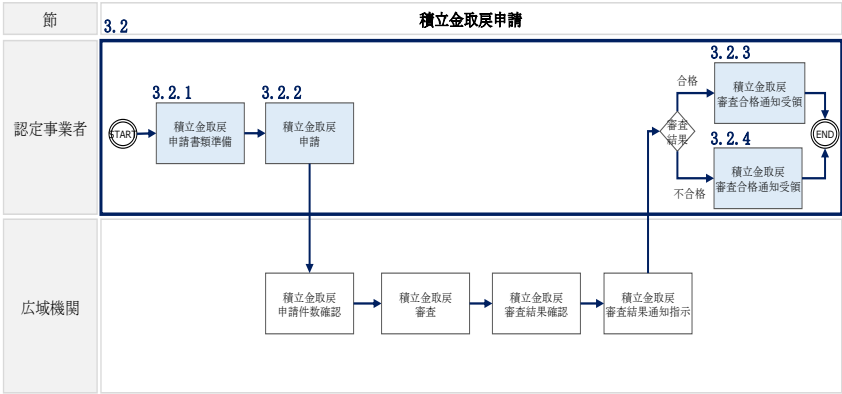


図 3-5 積立金取戻申請の詳細構成

3.2.1 積立金取戻申請資料準備

再エネ業務統合システムで積立金取戻申請するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください（表 3-2 参照）。

なお、提出書類のファイル名は「申請年月日_書類名_事業者名_設備 ID. pdf」として
ください。

例) 20221201_経済産業大臣の通知書面_〇〇株式会社_0123456789. pdf
設備 ID

20221201_印鑑証明書_〇〇株式会社_0123456789 等. pdf

複数の設備をまとめて申請する場合は 1 件目の設備 ID と「等」を記入

表 3-2 積立金取戻申請時の添付書類

添付書類	説明
印鑑証明書	いずれの取戻事由であっても要提出（印鑑証明書は発行から3カ月以内のものを添付してください） 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」を添付してください。
旧認定事業者であることを証する書面	旧認定事業者が申請する場合に添付してください。
再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面	取戻事由A（再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった）を選択した場合に、当該事由を証する書面を添付してください。
認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面	取戻事由B（認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した）を選択した場合に、当該事由を証する書面を添付してください。
その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めたことを証する書面	取戻事由D（その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた）を選択した場合に、当該事由を証する書面を添付してください。
その他	本機関による積立金取戻審査の結果、必要に応じて追加書類の提出が求められる場合があります。審査結果メールに必要な書類が記載されていますので、積立金取戻の再申請時に提出してください。

3.2.2 積立金取戻申請

交付金相当額積立金の取戻申請は、再エネ業務統合システムの「交付金相当額積立金取戻申請画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金取戻申請」を選択し、「交付金相当額積立金取戻申請画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金取戻申請画面」の項目に入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「申請」ボタンをクリックして、積立金取戻申請を行います（図 3-6、表 3-3 参照）。

なお、対象となる設備が複数ある場合、「+」ボタンをクリックして対象設備ごとに入力項目を増やし、取戻申請を行うことが可能です。複数の対象となる設備の情報を入力後、「取戻申請額計算」ボタンをクリックすると、「取戻申請額（合計）」に複数の設備の取戻申請合計額が表示されます。

交付金相当額積立金取戻申請

申請登録

■ 再エネ事業者情報

①再エネ事業者コード*

00000001

②事業者名

サンプル事業者

■ 交付金相当額積立金取戻対象情報

③申請主体の性質*

申請主体の性質を選択

④取戻事由*

取戻事由を選択

■ 交付金相当額積立金取戻情報

No	設備ID*	残高[円]
1	⑤例)A123456789	⑥0
2	例)A123456789	0

+ -

■ 振込先口座情報

※FIT設備に対する取戻申請の場合、交付金相当額積立金の残高から買取義務者負担分を控除する場合があります。
なお、残高については交付金相当額積立金残高管理画面からご確認ください。

金融機関名*

⑦ミズホ

金融機関コード*

⑧0001

支店名*

⑨おマチ

支店番号*

⑩100

預金種目*

⑪☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

⑫口座情報*

1234567

口座名義⑬サイキョク 様

⑭☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。
振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。
但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。（半角30文字以内）
（例：「(yach) → 「Yach」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。
※使用可能文字（全角フォーマット）
カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字（0～9）、SP(スペース)、記号4種類（（ ） - (ハイフン) . (ドット) のみ。

■ 添付書類

印鑑証明書*

追加

旧認定事業者であることを証する書面

追加

再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面

追加

認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面

追加

その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めたことを証する書面

追加

その他

追加

申請

図 3-6 「交付金相当額積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）

85

表 3-3 「交付金相当額積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	申請主体の性質	「1. 認定事業者」又は「2. 旧認定事業者」から選択
④	取戻事由	以下の A～D から選択 A：再エネ特措法第 10 条の 3 に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった B：認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した C：再エネ特措法第 15 条の 11 第 1 項の規定による返還命令を受けた D：その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた
⑤	設備 ID	設備 ID を入力
⑥	残高 [円]	入力不要（⑤で設備 ID を入力すると自動表示されます）
⑦	金融機関名	積立金の振込先口座情報を入力 『表 1-5』の⑦金融機関名～⑭口座名義確認を参照して入力してください。
⑧	金融機関コード	
⑨	支店名	
⑩	支店番号	
⑪	預金種目	
⑫	口座番号	
⑬	口座名義	
⑭	口座名義確認	

3.2.3 積立金取戻審査合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金取戻が認められる認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

3.2.4 積立金取戻審査不合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。なお、積立金取戻の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

3.3 徴収通知書の確認

本節では、徴収通知書の受領について説明します（図 3-7 参照）。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録3 【帳票1】を参照ください。

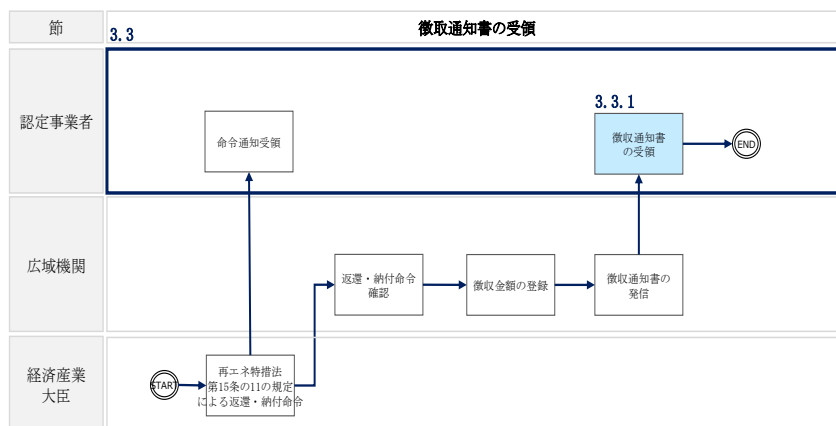


図 3-7 徴収通知書の確認の詳細構成

3.3.1 徴収通知書の確認

再エネ特措法第15条の規定により認定が取り消された場合、経済産業大臣は、同法第15条の11の規定により、交付金相当額積立金の全部若しくは一部を本機関に返還又は納付すべきことを命じることができます。

本機関は、当該命令を受けた者から、当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収し、徴収通知書を発行します。

再エネ業務統合システムに登録された設備に係る交付金相当額積立金が徴収された場合、システムから事業者にもメールで通知されます。徴収通知書を確認するには、受信したメールに記載されたURLなどからシステムのトップ画面にアクセスし、下記の手順に従ってください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高管理」を選択して、「交付金相当額積立金残高管理画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金残高管理画面」の「交付金相当額積立金残高情報検索」欄にて設備IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします（図 3-3、表 3-1 参照）。

「交付金相当額積立金情報検索結果一覧」に対象の設備が表示されます。交付金相当額積立金が徴収された設備は、画面右端に「徴収通知書」ボタンが表示されます。

「徴収通知書」ボタンを押下すると、「徴収通知書」がPDFで出力されます。

表 3-4 徴収通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	徴収通知書発行先の事業者名
2	文書管理番号	広域機関の文書管理番号
3	徴収通知書 No.	徴収通知書を一意に管理する No
4	徴収通知日	徴収通知書の発行日
5	徴収通知書発行者の名称	本機関の名称
6	徴収通知書発行者の名称	本機関の住所
7	徴収通知書発行者の部署	本機関の部署
8	徴収通知書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
9	設備 ID	留保交付金積立金の徴収対象となる設備 ID
10	徴収対象となる交付金相当額積立金[円]	徴収対象となる交付金相当額積立金の額

3.4 帰属通知書の確認

本節では、帰属通知書の受領について説明します（図 3-8 参照）。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録 3【帳票 2】を参照ください。

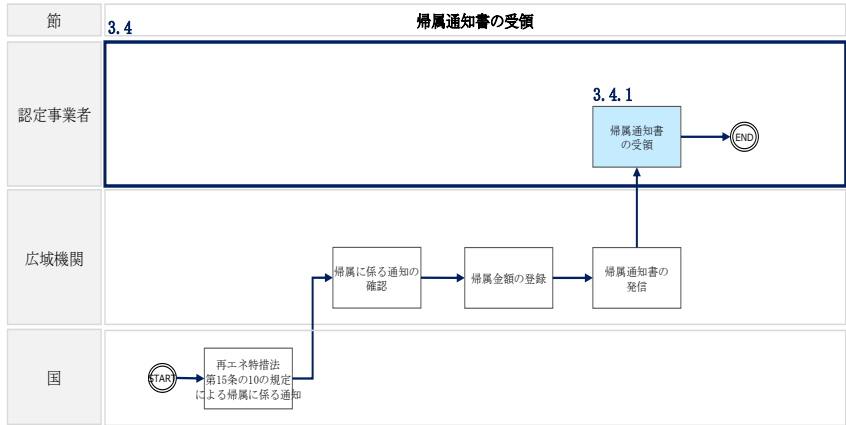


図 3-8 帰属通知書の確認の詳細構成

3.4.1 帰属通知書の確認

再エネ特措法第 15 条の 10 の規定により都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去等の措置を講じた場合、本機関に積み立てられた交付金相当額積立金は本機関に帰属します。

本機関は、当該帰属した交付金相当額積立金について、帰属通知書を発行します。

再エネ業務統合システムに登録された設備に係る交付金相当額積立金の本機関に帰属した場合、システムから事業者にもメールで通知されます。帰属通知書を確認するには、受信したメールに記載された URL などからシステムのトップ画面にアクセスし、下記の手順に従ってください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高管理」を選択して、「交付金相当額積立金残高管理画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金残高管理画面」の「交付金相当額積立金残高情報検索」欄にて設備 ID を入力し、「検索」ボタンをクリックします（図 3-3、表 3-1 参照）。

「交付金相当額積立金情報検索結果一覧」に対象の設備が表示されます。交付金相当額積立金が本機関に帰属した設備は、画面右端に「帰属通知書」ボタンが表示されます。「帰属通知書」ボタンを押下すると、「帰属通知書」がPDFで出力されます。

表 3-5 徴収通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	帰属通知書発行先の事業者名
2	文書管理番号	広域機関の文書管理番号
3	帰属通知書 No.	帰属通知書を一意に管理する No
4	帰属通知日	帰属通知書の発行日
5	帰属通知書発行者の名称	本機関の名称
6	帰属通知書発行者の名称	本機関の住所
7	帰属通知書発行者の部署	本機関の部署
8	帰属通知書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
9	設備 ID	留保交付金積立金の帰属対象となる設備 ID
10	帰属対象となる交付金相当額積立金[円]	帰属対象となる交付金相当額積立金の額

第4章 廃棄等費用積立金

本章では、廃棄等費用積立金に関する以下の内容について、説明します（図 4-1 参照）。

- 4.1 積立金額確認
- 4.2 積立金取戻申請
- 4.3 工事完了登録
- 4.4 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領
- 4.5 積立金追加取戻申請
- 4.6 自治体等からの積立金取戻申請

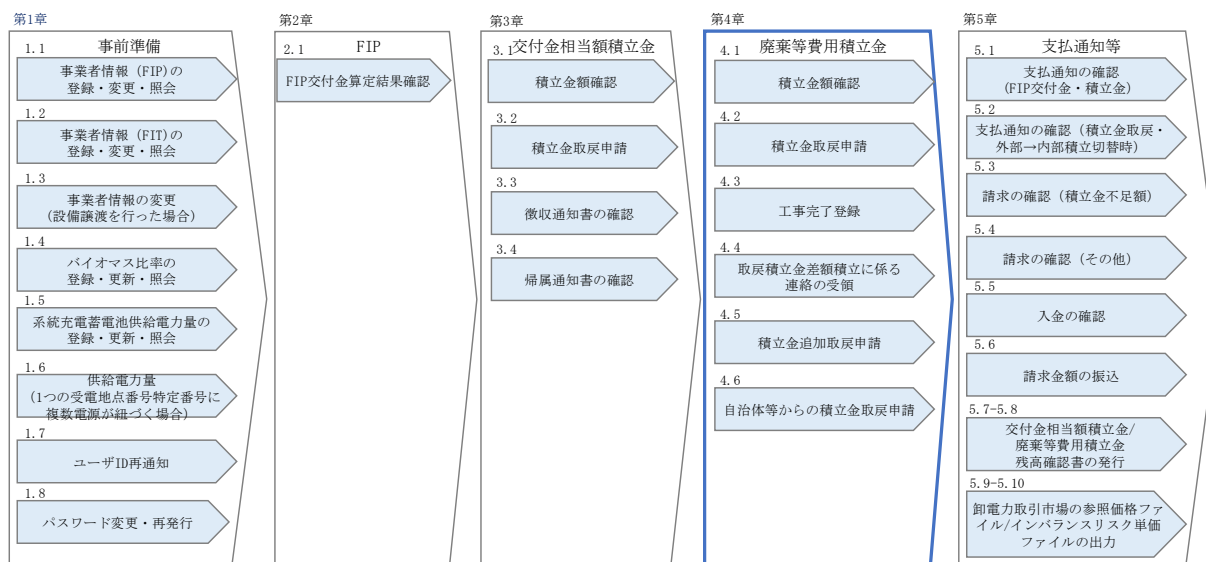


図 4-1 第4章の構成

注：解体等積立金の外部積立を行い、且つ取戻し申請が可能な主体は、以下の通りです。本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部の取戻しを申請することができます。

- ・事業計画認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）
- ・（条件⁷を満たした場合）認定事業者に代わる自治体等

⁷ 『4.6.1 積立金取戻しに係る事前通知/行政代執行通知』参照

なお、解体等積立金の内部積立に係る要件や内部積立への申請方法については、資源エネルギー庁の公表している「廃棄等費用積立ガイドライン」を参照してください。

4.1 積立金額確認

本節では、積立金額確認について説明します（図 4-2 参照）。



図 4-2 積立金額確認の詳細構成

4.1.2 積立金確認

対象年月の積立金の算定結果の確認

解体等積立金の算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧」から確認できます。確認方法については、FIP 交付金算定結果の確認と同様ですので、『2.1.1 交付金算定結果確認』を参照してください。

積立金の残高の確認

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金残高管理」を選択します。廃棄等費用積立金情報を検索したい設備の設備 ID を入力し「検索」ボタンをクリックすると、対象設備の積立金情報が表示されます。

設備 ID を入力せずに「検索」ボタンをクリックすると、全設備の積立金情報が表示されます。

更に月単位の積立履歴を確認する場合は、「詳細」ボタンをクリックすると「廃棄等費用積立金残高管理詳細」画面が表示されます。

廃棄等費用積立金残高管理

・MSG_D00011：該当する廃棄等費用積立金情報は1件です。

×

廃棄等費用積立金情報検索

① 再エネ事業者コード

00000001

② 事業者名

認定事業者A株式会社

③ 設備ID

例) A123456789

検索

廃棄等費用積立金情報検索結果一覧

1 件 ~ 6 件 / 6 件中

<< 1 >>

事業者情報	設備ID	積立金額	積立金不足額	
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A01	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A02	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A03	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A04	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A05	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A06	100,000	0	詳細

<< 1 >>

図 4-3 「廃棄等費用積立金残高管理」の画面イメージ

表 4-1 「廃棄等費用積立金残高管理」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	設備 ID	設備 ID を入力

93

廃棄等費用積立金残高管理詳細

設備情報

設備ID	A562673803
電源種別	太陽光
エリア	-
再エネ事業者コード	00000011
事業者名	認定事業者_11

積立金履歴

表示対象： ~

年月	取引内容	金額	残高	不足額	ステータス
2022/12	2022年9月分 廃棄等費用積立		7,840	38,680	確定済
2022/11	2022年8月分 廃棄等費用積立		7,840	30,840	確定済
2022/10	2022年7月分 廃棄等費用積立		7,580	23,000	確定済
2022/09	2022年6月分 廃棄等費用積立		7,840	15,420	確定済
2022/08	2022年5月分 廃棄等費用積立		7,580	7,580	確定済

図 4-4 「廃棄等費用積立金残高管理詳細」の画面イメージ

また認定事業者は、事業者単位で積立金残高確認書の発行が可能です。詳細は『5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行』を参照してください。

4.2 積立金取戻申請

本節では、積立金取戻申請について説明します（図 4-5 参照）。

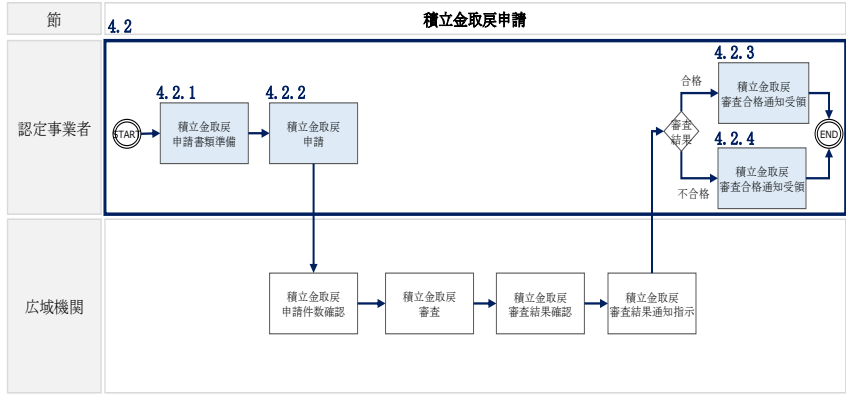


図 4-5 積立金取戻申請の詳細構成

4.2.1 積立金取戻申請資料準備

再エネ業務統合システムで積立金取戻申請するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください（表 4-2 参照）。

なお、提出書類のファイル名は「申請年月日_書類名_事業者名_設備 ID. pdf」としてください。

例) 工事未完了時の取戻申請の場合

20221201_解体等を行うことを証する書類_〇〇株式会社_0123456789. pdf
設備 ID

20221201_印鑑証明書_〇〇株式会社_0123456789 等. pdf

複数の設備をまとめて申請する場合は 1 件目の設備 ID と「等」を記入

工事完了後の取戻申請の場合

20221201_マニフェスト_〇〇株式会社_0123456789. pdf
設備 ID

表 4-2 積立金取戻申請時の添付書類

添付書類	説明
印鑑証明書	いずれの取戻事由であっても要提出（印鑑証明書は発行から3カ月以内のものを添付してください） 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」を添付してください。
旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面	申請主体の性質 No. 2「旧認定事業者又はその承継人が申請」を選択する場合に要提出（表 4-3 ③申請主体の性質を参照）
解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	取戻事由が「認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる」に該当する場合に以下の解体・撤去工事状況に応じて、必要な書類を要提出（表 4-3 ④取戻事由 A～F を参照） 【解体・撤去工事が未完了】 ・解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（解体等を予定する太陽電池モジュールの量が記載されている必要あり） ・契約書写し内に解体等に要する費用が記載されていない場合は、発注書など工事予定価格が記載された書類 【解体・撤去工事が完了】 以下の4点全ての提出が必須。ただし「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は、「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を以下4点の代替資料として提出可能。 ・解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（実際に解体した太陽電池モジュールの量が記載されている必要あり） ・写真（取外し前/取外し中/取外し後） ・領収書
解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	取戻事由が「解体等の工事が完了し、経済産業大臣の確認後に申請する」に該当する場合に要提出（表 4-3 ④取戻事由 G を参照）

添付書類	説明
	「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は要提出。ただし、「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」の4点を代替資料として提出可能。
内部積立を行っていることを証する書面	取戻事由が「積立区分が外部積立から内部積立に切り替った」に該当する場合に要提出（表 4-3 ④取戻事由 Hを参照）
当該設備が適切かつ確実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	解体等を予定する太陽電池モジュールにおける含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が記載されている書面を指します。詳細は資源エネルギー庁の「廃棄等費用積立ガイドライン」をご確認ください。 取戻事由がA～Fのいずれかに該当する場合に提出してください。
その他	本機関による積立金取戻審査の結果、必要に応じて追加書類の提出が求められる場合があります。審査結果メールに必要な書類が記載されていますので、積立金取戻の再申請時に提出してください。

4.2.2 積立金取戻申請

解体等積立金の取戻申請は、再エネ業務統合システムの「廃棄等費用積立金取戻申請画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金取戻申請」を選択し、「廃棄等費用積立金取戻申請画面」へ進みます。

「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の項目に入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「申請」ボタンをクリックして、積立金取戻申請を行います（図 4-6、表 4-3 参照）。

なお、廃棄対象となる設備が複数ある場合、「+」ボタンをクリックして対象設備ごとに入力項目を増やし、取戻申請を行うことが可能です。複数の廃棄対象となる設備の情報を入力後、「取戻申請額計算」ボタンをクリックすると、「取戻申請額（合計）」に複数の設備の取戻申請合計額が表示されます。

廃棄等費用積立金取戻申請

申請登録

取戻申請番号

例) 0000000001

差額申請

※差額申請時は取戻申請番号を入力し、差額申請ボタンを押下してください。

■再エネ事業者情報

①再エネ事業者コード*

000000001

②事業者名

認定事業者A株式会社

■廃棄対象情報

③申請主体の性質*

申請主体の性質を選択

④取戻事由*

取戻事由を選択

■積立金取戻情報

No	設備ID	⑥廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	⑦廃棄比率 [%]※	⑧廃棄比率からの算定額 [円]※	⑨取戻時の積立額 [円]※	⑩実際の廃棄費用 [円]	⑪取戻申請額[円]
1	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		
2	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		+

計算※

取戻申請額 (合計) ⑫ 0 円 取戻申請額計算

■振込先口座情報

⑬金融機関名*

⑬ ミズホ

金融機関コード*

⑭ 0001

支店名*

⑮ ホンデン

支店番号*

⑯ 100

預金種目*

⑰ 普通

⑰ 当座

⑰ 貯蓄

⑱口座番号*

1234567

⑲口座名義

サイエンス

⑳入力した口座名義に相違ありません。

☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。（半角30文字以内）

（例：「(v13)」→「v13」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。

※使用可能文字（全角フォーマット）

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字 (0～9)、SP(スペース)、記号4種類 (() - { }) のみ。

■工事情報

㉑委託事業者

例) 委託事業者株式会社

㉒工期 (予定)

着工日 年 / 月 / 日

完工日 年 / 月 / 日

㉓工期 (実績)

着工日 年 / 月 / 日

完工日 年 / 月 / 日

印鑑証明書

追加

旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面

追加

解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面

追加

解体等の完了の確認を受けたことを証する書面

追加

内部積立を行っていることを証する書面

追加

当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面

追加

その他

追加

申請

図 4-6 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）

表 4-3 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	申請主体の性質	「1. 認定事業者」又は「2. 認定事業者であった者（旧認定事業者）又はその承継人」から選択 「2. 認定事業者であった者（旧認定事業者）又はその承継人」を選択した場合のみ、「旧認定事業者の場合は認定通知書、承継人の場合は地位の承継が分かる書面」を添付。
④	取戻事由	➤ 取戻事由が「認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる」に該当する場合、以下の A～F から選択 【調達期間中】 A：発電事業を廃止する－調達期間中、 B：発電事業を縮小する－調達期間中 【調達期間終了後】 C：発電事業を廃止する－調達期間終了後、 D：発電事業を縮小する－調達期間終了後、 E：太陽光パネルを一部交換する－調達期間終了後、 F：調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する－調達期間終了後 A～F を選択した場合、「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」を添付。³ ➤ 取戻事由が「解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する」に該当する場合、G を選択 G：再エネ特措法第 15 条の 12 第 1 項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた G を選択した場合、「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を添付。³

No.	入力項目	留意点
		➤ 取戻事由が「積立区分が外部積立から内部積立に切り替った」に該当する場合、Hを選択 H：認定事業者が再エネ特措法の第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立」という。） Hを選択した場合、「内部積立てを行っていることを証する書面」を添付。³
⑤	設備 ID	設備 ID を入力
⑥	廃棄対象の太陽光パネル出力 [kW]	廃棄対象の太陽光パネル出力[kW]を入力 「解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し」に記載されている太陽光電池モジュール量と一致している必要があります。
⑦	廃棄比率 [%]	入力不要（「計算」ボタンをクリックすると、⑥で入力した太陽光パネル出力と認定済の発電出力から自動計算されます）
⑧	廃棄比率からの算定額 [円]	入力不要（「計算」ボタンをクリックすると、⑦の廃棄比率から自動計算されます）
⑨	取戻時の積立金	入力不要（「計算」ボタンをクリックすると、自動表示されます）
⑩	実際の廃棄費用[円]	解体・撤去工事が完了後に申請する場合、領収書に記載されている実際の廃棄費用（税込み額）を入力（解体・撤去工事が未完了の場合は工事予定価格を入力）
⑪	取戻申請額[円]	⑧～⑩のうち、最も低い金額を上限に入力 ➤ 取戻可能額の考え方 次の各金額の中で最も小さい額が取戻可能額となります。 a. 10年間で積み立てられた解体等積立金の総額のうち認定上の太陽電池モジュールの出力に対する廃棄又は交換する太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額 b. 取戻し時点で当該認定事業について本機関に積み立てられた解体等積立金の額 c. 実際に廃棄等に要した費用の額

No.	入力項目	留意点
⑫	取戻申請額（合計）	入力不要（「取戻申請額計算」ボタンをクリックすると、自動表示されます）
⑬	金融機関名	積立金の振込先口座情報を入力 『表 1-5』の⑦金融機関名～⑭口座名義確認を参照して入力してください。
⑭	金融機関コード	
⑮	支店名	
⑯	支店番号	
⑰	預金種目	
⑱	口座番号	
⑲	口座名義	
⑳	口座名義確認	
㉑	委託事業者名	契約した解体・撤去業者名を入力
㉒	工期（予定）	着工日・完工日（予定）を選択
㉓	工期（実績）	着工日・完工日（実績）を選択（解体・撤去工事が未完了の場合は入力不要） 「（工事完了後）積立金取戻し申請と同時に工事完了登録」を行う場合、工期（実績）の入力が必須

4.2.3 積立金取戻審査合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金取戻が認められる認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

4.2.4 積立金取戻審査不合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、積立金取戻の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

4.3 工事完了登録

本節では、工事完了登録について説明します（図 4-7 参照）。『4.2 積立金取戻申請』において、申請時に取戻事由として「認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる（A～F）」を選択し、取戻しを行った認定事業者は、解体・撤去工事及び解体・撤去事業者へ支払いを完了した時点で速やかに、工期（実績）の完工日の登録及び必要書類⁸の提出を実施していただく必要があります。

なお、解体・撤去工事完了後に積立金の取戻を行った認定事業者は、『4.2 積立金取戻申請』において、申請時に取戻事由として「解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する（G）」を選択して取戻を行ったため、本節に記載の本業務の対象外です。

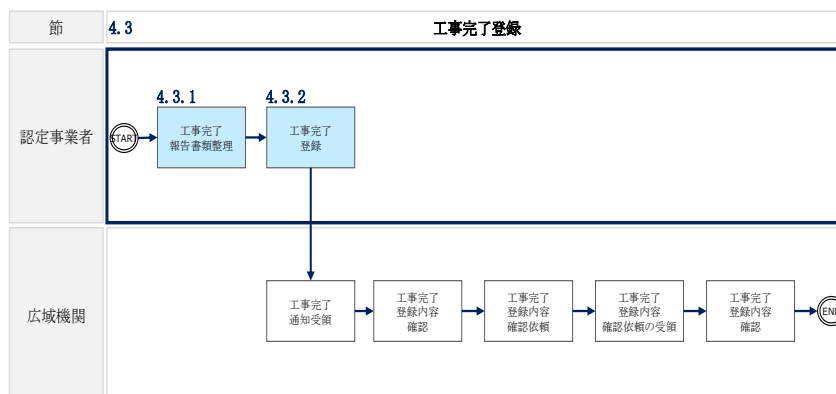


図 4-7 工事完了登録の詳細構成

注：工事完了登録（工期（実績）の完工日の登録及び必要書類の提出）を実施するタイミングは以下のいずれかとなりますが、本節では1のタイミングでの工事完了登録について記載しています。2のタイミングでの工事完了登録については『4.2 積立金取戻申請』を参照してください。

1. （工事完了前）積立金取戻申請 → （工事完了後）工事完了登録
2. （工事完了後）積立金取戻申請と同時に工事完了登録

⁸ 「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」（解体・撤去工事が完了した場合の書類）及び「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」

4.3.1 工事完了報告書類整理

再エネ業務統合システムで積立金取戻申請するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください（表 4-4 参照）。なお、提出書類のファイル名のルールについては、『4.2.1 積立金取戻申請資料準備』を参照してください。

表 4-4 工事完了登録時の添付書類

((工事完了前) 積立金取戻申請→(工事完了後) 工事完了登録の場合の添付書類)

添付書類	説明
解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	『表 4-2』の「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」のうち、解体・撤去工事が完了した場合の書類添付が必要 【解体・撤去工事が完了】 以下の4点全ての提出が必須。ただし「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は、「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を以下4点の代替資料として提出可能。 ・解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し・産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（実際に解体した太陽電池モジュールの量が記載されている必要あり） ・写真（取外し前/取外し中/取外し後） ・領収書
解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は要提出。ただし、「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」の4点を代替資料として提出可能。

4.3.2 工事完了登録

先に（工事完了前）積立金取戻申請を行い、後から（工事完了後）工事完了登録を行う場合の工事完了登録は、再エネ業務統合システムの「廃棄等費用積立金取戻詳細画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金取戻一覧」を選択し、「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」へ進みます。

「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」で検索条件を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

検索結果が「廃棄等費用積立金取戻情報検索結果一覧」欄に表示されますので、工事完了登録を行う申請番号の「詳細」ボタンをクリックし、「廃棄等費用積立金取戻詳細画面」に進み、「工事完了登録」をクリックします。（図 4-6、表 4-4 参照）。

「廃棄等費用積立金取戻詳細画面」の項目に入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「登録」ボタンをクリックして、工事完了登録を完了させます³。

なお、本機関による工事完了登録の添付書類確認の結果、必要に応じて書類の再提出が求められる場合があります。本機関からのメールに必要な書類が記載されていますので、メールで書類を再提出してください。

廃棄等費用積立金取戻一覧

・MSG_D00011：該当する廃棄等費用積立金取戻申請は5件です。

廃棄等費用積立金取戻情報検索

再エネ事業者コード12345678

事業者名株式会社サイエネ

①取戻申請番号例) 0000000001

②申請種類

③申請日開始 年 / 月 / 日 終了 年 / 月 / 日

検索

廃棄等費用積立金取戻情報検索結果一覧1件～5件/5件中

取戻申請番号	申請種類	取戻申請額	予定着工日	予定完工日	実績着工日	実績完工日	取戻申請審査結果	申請日	工事
0000000003	通常	500	2022/07/25	2022/07/26	2022/07/29	2022/07/30	審査中	2022/07/25	-
0000000002	通常	1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	合格	2022/07/25	-
0000000002	差額	1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	審査中	2022/08/24	-

図 4-8 「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ

戻申請額	予定着工日	予定完工日	実績着工日	実績完工日	取戻申請審査結果	申請日	工事完了登録審査結果
500	2022/07/25	2022/07/26	2022/07/29	2022/07/30	審査中	2022/07/25	-
1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	合格	2022/07/25	-
1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	審査中	2022/08/24	-

図 4-9 「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ（スクロール）

表 4-5 「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	取戻申請番号	積立金取戻申請時に受領したメールに記載されている取戻申請番号を入力
②	申請種類	「通常」を選択
③	申請日	積立金取戻を申請した日を選択

廃棄等費用積立金取戻詳細

■ 取戻申請情報

取戻申請番号0000000001申請種類通常

■ 再エネ事業者情報

再エネ事業者コードBU000001
事業者名認定事業者A株式会社

■ 廃棄対象情報

申請主体の性質認定事業者
取戻事由B.発電事業を縮小する-調達期間中

■ 積立金取戻情報

設備ID	認定容量(取戻申請前)[kW]	太陽電池合計出力(取戻申請前)[kW]	廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	廃棄比率[%]	廃棄比率からの算定額[円]	取戻時の積立額[円]	実際の廃棄費用[円]	取戻申請額[円]	前回申請からの差額[円]
A000001A01	9,999,999.999	9,999,999.999	9,999,999.999	100.00	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	
A000001A02	80	100	100	100.00	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	
A000001A03	80	100	50	50.00	850,000	1,700,000	1,700,000	850,000	

取戻申請額（合計）4,250,000

■ 振込先口座情報

金融機関名ミヅホ金融機関コード0001
支店名おマチ支店番号100
預金種目普通当座貯蓄
口座番号1234567口座名義サトウチキ
入力した口座名義に相違ありません。
認定事業者と口座名義人が異なる場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

■ 工事情報

委託事業者株式会社太陽光パネル廃棄工事部隊
工期（予定）

着工日2022/06/01

完工日2022/11/02

①

工期（実績）

着工日2022/07/01

完工日2022/12/01

印鑑証明書

添付ファイル
証明書1
証明書2

旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面

添付ファイル
旧認定事業者1
旧認定事業者2

解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面

添付ファイル
解体等費用1
解体等費用2

解体等の完了の確認を受けたことを証する書面

内部願立を行っていることを証する書面

当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面

その他

■ 取戻申請審査結果

可否合格
可否理由

■ 工事完了登録審査結果

可否不合格
可否理由添付資料XXの誤りのため

戻る

工事完了結果修正

図 4-10 「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」の画面イメージ

表 4-6 「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	工期（実績）	着工日・完工日（実績）を選択 工事完了登録を完了するためには、必ず工期（実績）を選択する必要があります。

注：工事完了予定日から 60 日経過しても工事完了登録が未完了の場合、再エネ業務統合システムより、工事完了登録が未完了である旨のメールが認定事業者に送付されます。当該メールを受領した認定事業者は、直ちに工事完了登録を行ってください。

なお、工事完了予定日から 90 日を経過しても工事完了登録が完了していない場合、当該認定事業者を経済産業省へ報告します。

4.3.3 工事完了登録内容審査合格通知受領

工事完了登録申請後、本機関による審査が行われ、工事完了登録が認められた認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

4.3.4 工事完了登録内容審査不合格通知受領

工事完了登録申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、工事完了登録の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

注：工事完了登録申請が「不合格」となり、再度、工事完了登録申請を行った場合、前回不合格となった申請内容は参照できなくなります。

4.4 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領

本節では、取戻積立金差額積立に係る連絡の受領について説明します（図 4-11 参照）。

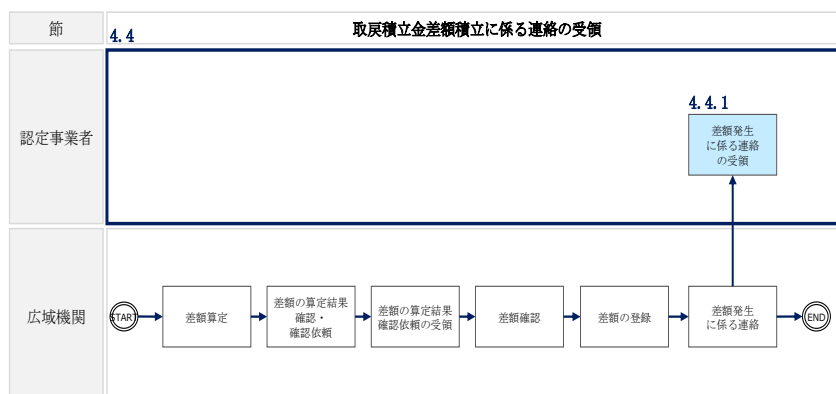


図 4-11 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領の詳細構成

注：工事完了登録で提出された「解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し」に記載されている実際に解体した太陽光パネル量が積立金取戻時に予定していたパネル量より少ない場合、又は実際に廃棄に要した費用が予定より少なかったことにより本来の取戻可能額が実際の取戻額より少ない場合など、認定事業者は本来の取戻可能額と実際の取戻額の差額を本機関に積み立てる必要があります。

4.4.1 差額発生に係る連絡の受領

本機関が工事完了登録で確認する実際に解体した太陽光パネル量が積立金取戻時に予定していたパネル量より少ない場合、又は実際に廃棄に要した費用が予定より少なかったことにより本来の取戻可能額が実際の取戻額より少ない場合など、本機関より認定事業者に対して、本来の取戻可能額と実際の取戻額の差額が発生した旨をメールで通知します。

後日、本機関より認定事業者に対して差額分の請求書を送付しますので、『5.4 請求の確認（その他）』及び『5.6 請求金額の振込』を参照してください。

4.5 積立金追加取戻申請

本節では、取戻積立金差額積立について説明します（図 4-12 参照）。

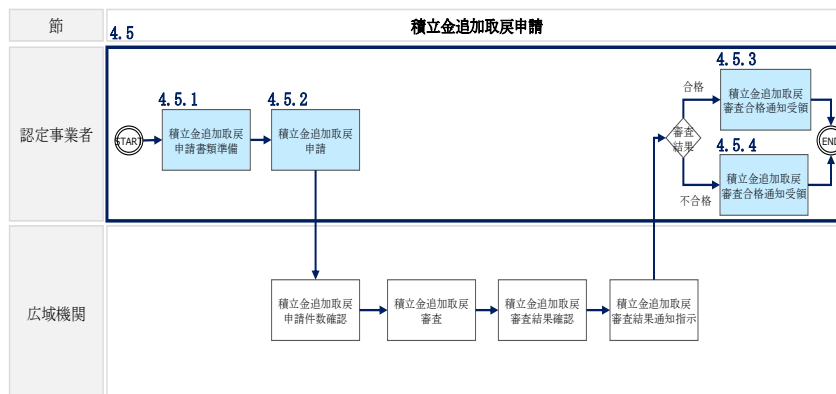


図 4-12 積立金追加取戻申請の詳細構成

注：工事完了登録で提出された「解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し」に記載されている実際に解体した太陽光パネル量が積立金取戻時に予定していたパネル量より多い場合、認定事業者は本機関に積立金の追加取戻を申請することが可能です。

4.5.1 積立金追加取戻申請書類準備

提出書類については、『4.2.1 積立金取戻申請資料準備』を参照してください。

4.5.2 積立金追加取戻申請

解体等積立金の追加取戻申請は、再エネ業務統合システムの「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金取戻申請」を選択し、「廃棄等費用積立金取戻申請画面」へ進みます。「廃棄等費用積立金取戻申請画面」で取戻申請番号を入力し、「差額申請」ボタンをクリックして、「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」に進みます（図 4-13、

表 4-7 参照）。

「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」の項目「前回からの差額[円]」と振込先口座情報を入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「申請」ボタンをクリックして、積立金追加取戻申請を行います（図 4-13、表 4-8 参照）。

廃棄等費用積立金取戻申請

申請登録

① 取戻申請番号

例) 0000000001

差額申請

※差額申請時は取戻申請番号を入力し、差額申請ボタン押下してください。

■ 再エネ事業者情報

再エネ事業者コード*

000000001

事業者名

認定事業者A株式会社

■ 廃棄対象情報

申請主体の性質*

申請主体の性質を選択

取戻事由*

取戻事由を選択

■ 積立金取戻情報

No	設備ID	廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	廃棄比率 [%]※	廃棄比率からの算定額 [円]※	取戻時の積立額 [円]※	実際の廃棄費用 [円]	取戻申請額[円]
1	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		
2	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		

+

計算※

取戻申請額 (合計)

0

円

取戻申請額計算

■ 振込先口座情報

金融機関名*

ミズホ

金融機関コード*

0001

支店名*

ホンテン

支店番号*

100

預金種目*

☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

口座番号*

1234567

口座名義*

サトウタロウ

入力した口座名義に相違ありません。
☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】
振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。
振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

図 4-13 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）

表 4-7 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	取戻申請番号	積立金取戻申請時に受領したメールに記載されている取戻申請番号を入力

廃棄等費用積立金取戻差額申請

申請登録

取戻申請番号0000000048

■ 再エネ事業者情報

再エネ事業者コード*00000107

事業者名株式会社サイエネ

■ 廃棄対象情報

申請主体の性質*認定事業者

取戻事由*8:発電事業を縮小する・調達期間中

■ 積立金取戻情報

No	設備ID	廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	廃棄比率 [%]※	廃棄比率からの算定額 [円]※	取戻時の積立額 [円]※	実際の廃棄費用 [円]	取戻申請額[円]	前回からの差額 [円]
1	A518012A01	500,000	25	10000	4000		3000	①

計算※

取戻申請額 (合計)0円

取戻申請額計算

差額申請理由*②差額申請の理由を記載(200文字以内)

金融機関名③例) ミズホ

金融機関コード④例) 0001

支店名⑤例) サンテン

支店番号⑥例) 100

預金種目⑦● 普通 ○ 当座 ○ 貯蓄

口座番号⑧例) 1234567

口座名義⑨例) サイエネタワ

⑩ 入力した口座名義に相違ありません。

☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。(詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください)

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。(半角30文字以内)

(例:「r123」→「Y123」、「abc」→「ABC」)

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。

※使用可能文字(全角フォーマット)

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP〔^〕、記号4種類〔 〕・〔/〕・〔*〕・〔%〕のみ。

図 4-14 「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）

111

表 4-8 「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	前回からの差額 [円]	追加取戻額（前回からの差額）（税込み額）を入力 （例）工事見積額を上限として前回積立金を取戻した場合 ・前回取戻額（工事見積額）：1,000,000 円（税込み） ・実際の工事費用：1,200,000 円（税込み） →追加取戻額（前回からの差額）：200,000 円（税込み） 追加取戻申請をする場合は、「解体等に要する費用を証する書面」の添付が必要 ³
②	差額申請理由	追加取戻額（前回からの差額）の申請理由を記入
③	金融機関名	積立金の振込先口座情報を入力 『表 4-3』の⑬金融機関名～⑳口座名義確認を入力する際と同様、『表 1-5』を参照して入力してください。
④	金融機関コード	
⑤	支店名	
⑥	支店番号	
⑦	預金種目	
⑧	口座番号	
⑨	口座名義	
⑩	口座名義確認	

4.5.3 積立金追加取戻審査合格通知受領

積立金追加取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金追加取戻が認められる認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

4.5.4 積立金追加取戻審査不合格通知受領

積立金追加取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、積立金追加取戻しの再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

注：追加取戻申請が「不合格」となり、再度、追加取戻申請を行った場合、前回不合格となった申請内容は参照できなくなります。

4.6 自治体等からの積立金取戻申請

本節では、自治体等からの積立金取戻申請について説明します（図 4-15 参照）。

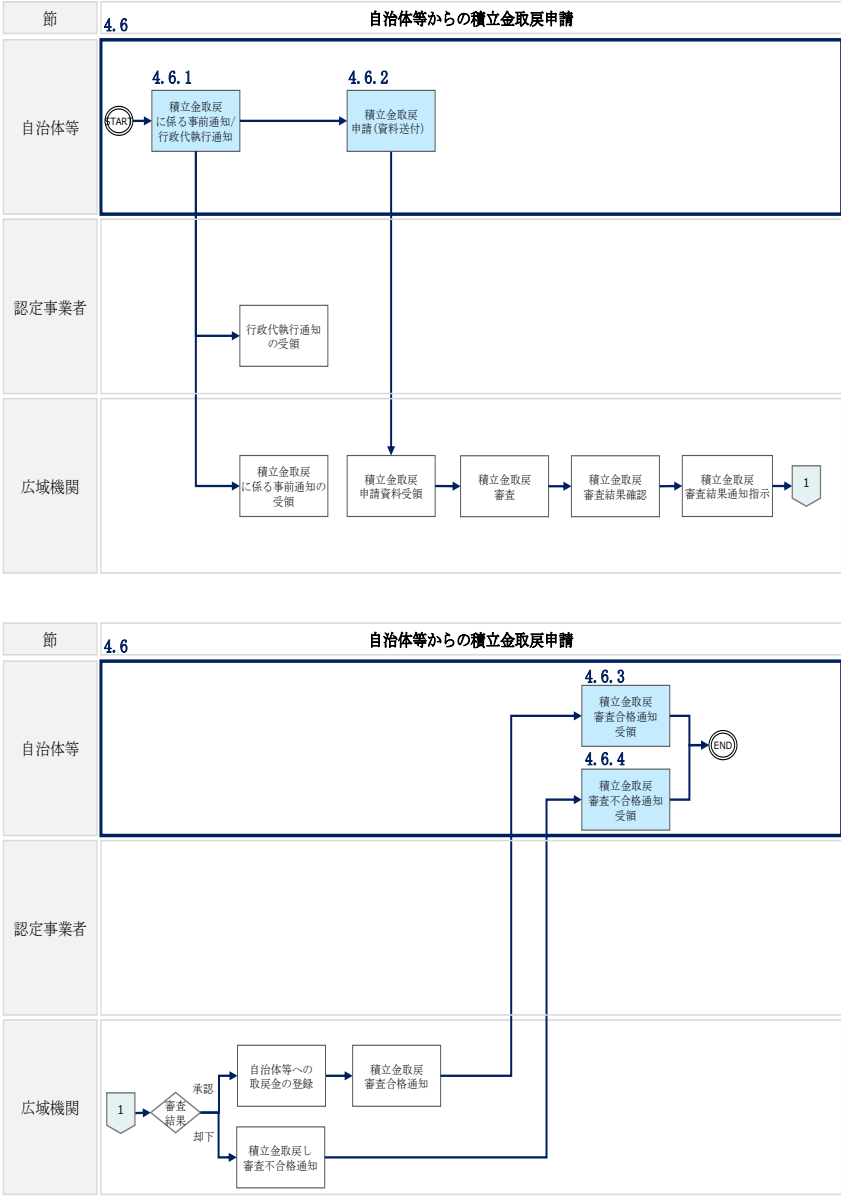


図 4-15 自治体等からの積立金取戻申請の詳細構成

4.6.1 積立金取戻しに係る事前通知/行政代執行通知

自治体等が認定事業者に代わって本機関に解体等積立金の取戻を申請するにあたっては、以下の3点を条件として満たす必要があります。

- ・認定事業者及び本機関へあらかじめ通知を行ったこと（認定事業者に対する行政代執行通知及び本機関に対する事前通知を行ったこと）
- ・認定事業者以外の者が廃棄物処理法などの法律の規定により、問題となる発電設備の解体等と評価される行為を行ったこと（例：地方自治体により廃棄物処理法に基づく行政代執行が実行された場合）
- ・上記の行為に自治体等が費用を要したこと

なお、認定事業者に対する行政代執行通知については、内容証明郵便又は（認定事業者の所在地が不明な場合）公示送達などの方法で実施するようにしてください。本機関に対する事前通知にあたっては、必要事項を記入したうえで、以下の宛先にメールを送付してください。

宛先

電力広域的運営推進機関 saiene_deposit@occto.or.jp

表 4-9 自治体等による積立金取戻に係る事前通知の記入事項

記入事項	補足
自治体等の担当者の連絡先（メールアドレス、電話番号）	必ず記入してください
解体・撤去工事費用概算	解体・撤去業者から工事費用の見積もりを受領している場合は記入
廃棄対象となる設備の情報	分かる範囲で以下の情報を記入 ・認定事業者名 ・廃棄対象となる設備の名称 ・廃棄対象となる設備の所在地

4.6.2 積立金取戻申請（資料送付）

行政代執行などによる解体・撤去工事を完了後、積立金取戻申請に必要な書類を添付して、以下の宛先へメールで書類一式を送付してください（

表 4-10 参照）。

宛先

電力広域的運営推進機関 saiene_deposit@occto.or.jp

表 4-10 自治体等による積立金取戻申請時の添付書類

添付書類	説明
取戻申請書	「改正再エネ特措法施行規則」様式第7の3 (資源エネルギー庁のウェブサイトに掲載される予定)
印鑑証明書	印鑑証明書は発行から 3 カ月以内のものを添付してください。 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない申請者は、「公印規程」を添付してください。
産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し	
写真（除去等の前・中・後）	
除去等が適法にされたものであることを証する書面	行政代執行の通知書、議会への報告書など
認定事業者等へあらかじめ通知を行ったことを証する書面(内容証明郵便の写し)	認定事業者に対する行政代執行通知に係る内容証明郵便の写し 又は (認定事業者の所在が明らかでない場合には、公示送達の方法などにより通知を行った上で) 当該方法などにより通知を行ったことを証する書面
除去等に係る太陽電池モジュールの容量を証する書面	例：除去等に係る太陽電池モジュールの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類など
除去等に要した費用の額を証する書面	例：領収書、行政代執行の議会への報告書など

4.6.3 積立金取戻審査合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金取戻が認められる自治体等へは、合格通知がメールで送付されます。

注：ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。

4.6.4 積立金取戻審査不合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった自治体等へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、積立金取戻の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

第5章 支払通知等

本章では、支払通知等に関する以下の内容について説明します（図 5-1 参照）。

- 5.1 支払通知の確認（FIP 交付金・積立金）
- 5.2 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）
- 5.3 請求の確認（積立金不足額）
- 5.4 請求の確認（その他）
- 5.5 入金の確認
- 5.6 請求金額の振込
- 5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行
- 5.8 廃棄等費用積立金残高確認書の発行
- 5.9 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力
- 5.10 インバランスリスク単価ファイルの出力

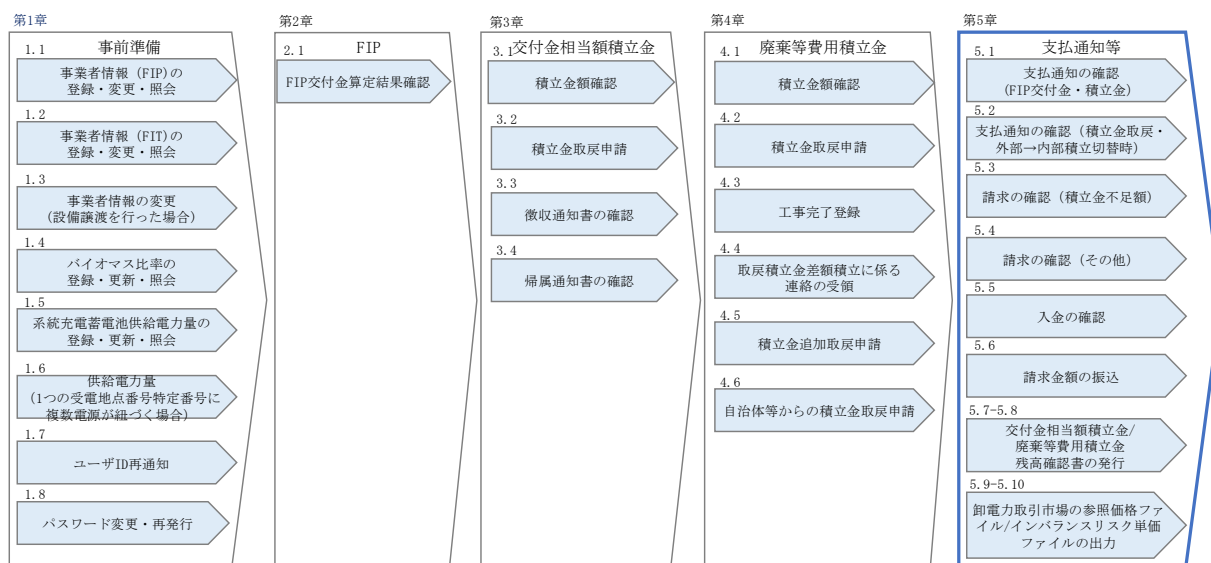


図 5-1 第5章の構成

5.1 支払通知の確認 (FIP 交付金・積立金)

本節では、FIP 交付金・積立金の算定結果による支払通知の確認について説明します
(図 5-2 参照)。

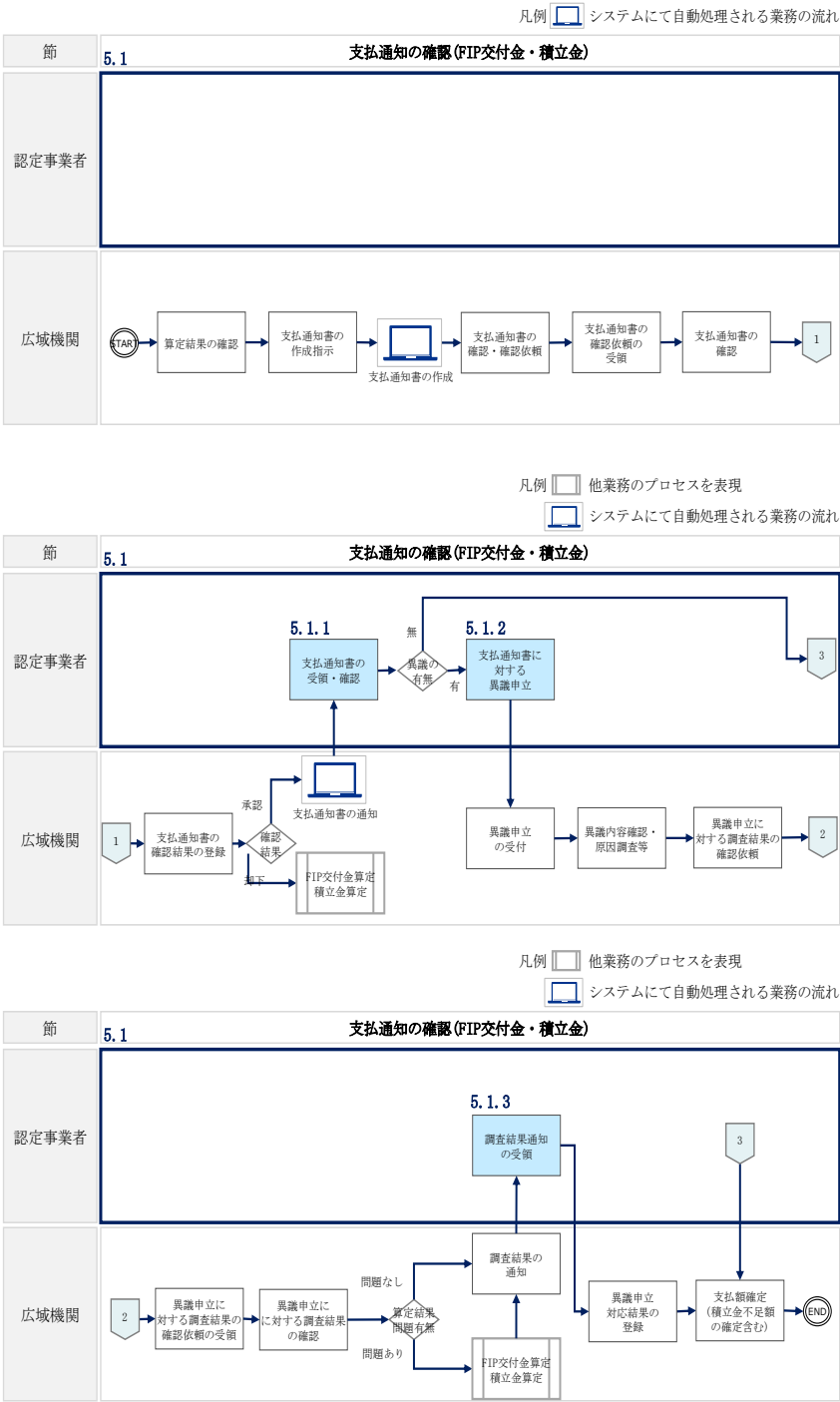


図 5-2 支払通知の確認 (FIP 交付金・積立金) の詳細構成

5.1.1 支払通知書の受領・確認

毎月の FIP 交付金・積立金の算定結果は支払通知書として本機関より認定事業者へ通知されます。支払通知書を確認するには、受信したメールに記載された URL などからシステムのトップ画面にアクセスし、下記の手順に従ってください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「会計支援」タブから「入出金管理」を選択して、「入出金管理画面」へ進みます。

「入出金管理画面」の「入出金情報検索」欄で、システムから通知を受けた支払通知書 No と対象年月を入力して、「検索」ボタンをクリックします（図 5-3、表 5-1 参照）。検索結果が「入出金情報検索結果一覧」欄に表示されますので、確認したい支払通知書の「支払通知書」ボタンをクリックし、「支払通知書画面」へ進みます。

支払通知書は、後述の記載項目を確認します（表 5-2 参照）。
なお、支払通知書は毎月第 13 営業日頃に通知されます。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録 3【帳票 5, 6, 7】を参照ください。

入出金管理

入出金情報検索

支払通知書No / 請求書No

①

例) 1234567890

再エネ事業者コード

②

00000001

事業者名

③

認定事業者A株式会社

対象年月

④

----年--月

📅

検索

入出金情報検索結果一覧

1 ~ 12 件 / 12 件中

<< 1 >>

取引対象	ステータス	対象年月	支払金額	請求金額 (入金実績額)	取引期限	取引日	支払通知書No/請求書No
FIP交付金	処理中	2022/08	999,999,999 円		- 2022/10/12	-	0000000002
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円		- 2022/09/12	2022/09/12	0000000001
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円		- 2022/09/12	2022/09/12	-

図 5-3 「入出金管理画面」の画面イメージ

表 5-1 「入出金情報検索画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	支払通知書 No/請求書 No	システムから通知を受けた支払通知書 No を入力
②	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
③	事業者名	入力不要（自動表示）
④	対象年月	対象年月を入力(対象年月の詳細は 44 ページ参照)

表 5-2 支払通知書の記載項目

No.	記載項目		記載内容
1	支払概要	文書管理番号	広域機関の文書管理番号
2		支払通知書 No	支払通知書を一意に管理する No
3		支払通知日	支払通知書の文書発行日
4		件名	支払通知を行う取引対象の名称
5		支払通知書発行者の 情報	本機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
6		支払通知書宛名	支払先となる事業者名
7		支払金額	摘要に記載された金額の合計（※2） ※2 FIP 交付金額よりも積立金が多い場合、当該月の交付額合計は 0 円になります。
8		支払予定日	本機関が実施する支払予定日
9		振込口座情報	本機関が振込を行う口座情報
10	支払明細	対象年月	取引対象が発生した年・月
11		供給促進交付金の額	積立金控除前の FIP 交付額
12		積立金の額	積立金算定で導出した当月の積立額
13	廃棄等費用積立金	積立金不足額（当月度）	供給促進交付金の額（積立金控除前）＜積立金の額の場合、その差額
14	不足額	積立金不足額（当年度累計）	積立金不足額（当月度）の当年度累計額

5.1.2 支払通知書に対する異議申立

本機関から送付された支払通知書に対して、メールにより異議申立を実施することが可能です。異議申立期限は算定年月の最終営業日です。

異議申立を実施する場合、メールに必要事項を記載し、所定の宛先に送信してください（表 5-3 参照）。

宛先：電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

なお、同事業者内で一部の設備が異議申立中である場合、支払額が確定している設備に対する支払通知書が先に通知されます。残りの設備（異議申立中の設備）に対する支払通知書は、異議申立が解決次第、追加で通知されます。

表 5-3 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	saiene_fip@occto.or.jp
件名	支払通知書に対する異議申立
添付ファイル	任意
本文記載事項	・対象設備 ID ・再エネ事業者コード ・認定事業者名 ・支払通知書 No ・対象年月 ・異議申立の内容

注：異議申立期限について、例えば、9/24(木)に通知メールを受領した場合、9/30（水）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

5.1.3 調査結果通知の受領

支払通知書に対して異議申立が実施された場合は、本機関で異議申立の内容を確認・調査し、調査結果をメールにて通知しますので、その内容を確認してください。

注：異議申立内容の調査結果のメールを受領するにあたり、ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。
また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。

5.2 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）

本節では、積立金取戻又は追加取戻が承認された場合や、積立区分が外部積立から内部積立に変更された場合の支払通知の確認について説明します（図 5-4 参照）。

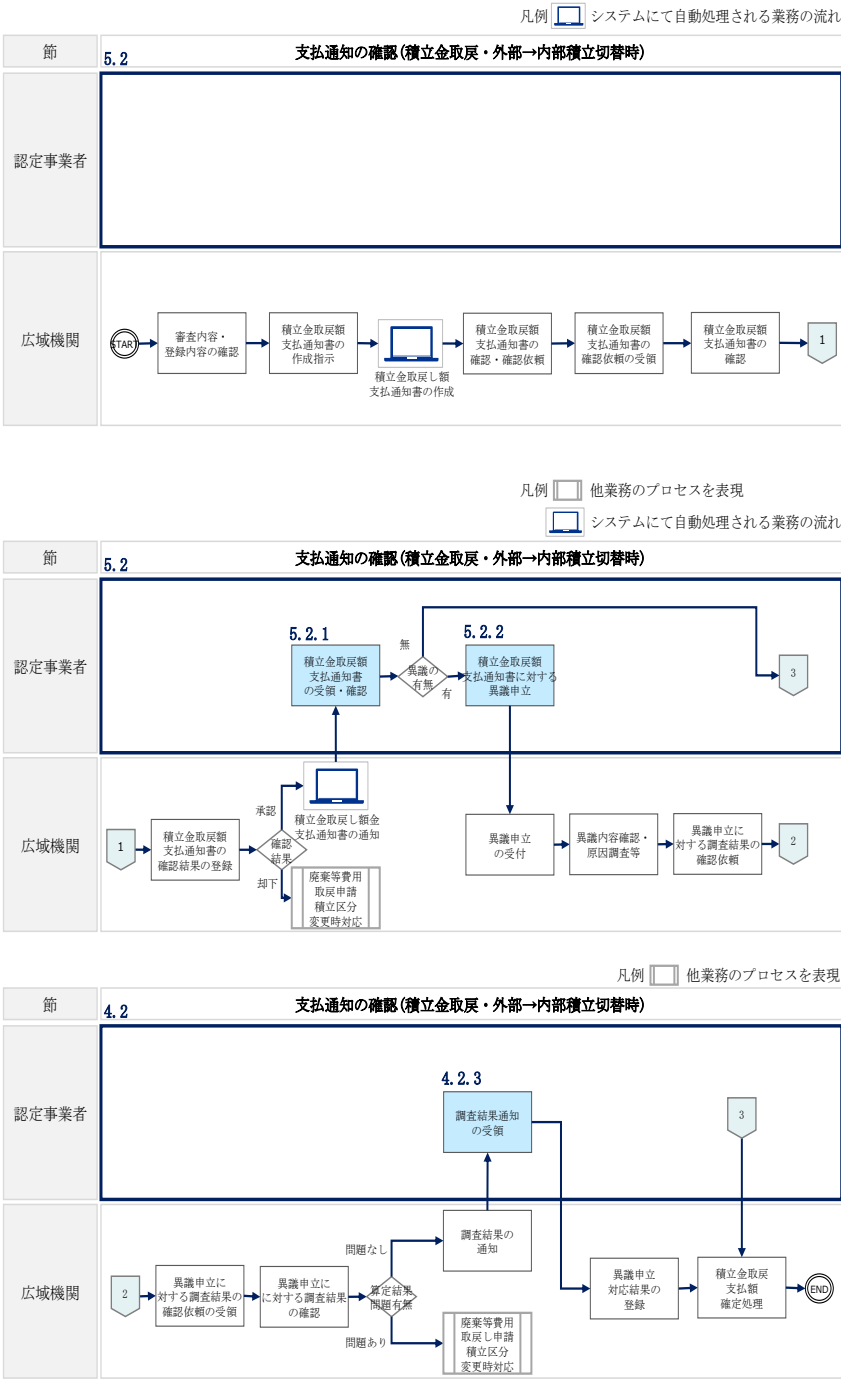


図 5-4 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）の詳細構成

5.2.1 積立金取戻額支払通知書の受領・確認

積立金取戻又は追加取戻が承認された場合や、積立区分の外部積立から内部積立に変更された場合の FIP 交付金・積立金の算定結果は支払通知書として、本機関より認定事業者や自治体等に通知されます。

認定事業者は、本機関から受信したメールに記載された URL から直接アクセスするか、システムのトップ画面からアクセスすることで、支払通知書を確認してください。システムでの確認方法は、『5.1.1 支払通知書の受領・確認』を参照してください。

なお、自治体等は、本機関から受信したメールによって支払通知書を確認します。

支払通知書は、後述の記載項目を確認します（表 5-4 参照）。

表 5-4 積立金取戻額支払通知書の記載項目

No.	記載項目		記載内容
1	支払概要	支払通知書 No	支払通知書を一意に管理する No
2		支払通知日	支払通知書の文書発行日
3		件名	支払通知を行う取引対象の名称
4		支払通知書発行者の情報	本機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
5		支払通知書宛名	支払先となる事業者名
6		支払金額	摘要に記載された金額の合計
7		支払予定日	本機関が実施する支払予定日
8		振込口座情報	本機関が振込を行う口座情報
9	支払明細	取戻年月	取戻しが発生した年月
10		設備 ID	取戻対象の設備 ID
11		取戻金額	設備ごとの取戻金額

5.2.2 積立金取戻額支払通知書に対する異議申立

本機関から送付された支払通知書に対して、メールにより異議申立を実施することが可能です。異議申立期限は算定年月の最終営業日です。

異議申立を実施する場合、メールに異議申立における必要事項を記載し、所定の宛先に送信してください（表 5-5 参照）。

宛先：電力広域的運営推進機関 saiene_deposit@occto.or.jp

なお、同事業者内で一部の設備が異議申立中である場合、支払額が確定している設備に対する支払通知書が先に通知されます。残りの設備（異議申立中の設備）に対する支払通知書は、異議申立が解決次第、追加で通知されます。

表 5-5 異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	saiene_deposit@occto.or.jp
件名	支払通知書に対する異議申立
添付ファイル	任意
本文記載事項	・対象設備 ID ・再エネ事業者コード ・認定事業者名 ・支払通知書 No ・対象年月 ・異議申立の内容

注：異議申立期限について、例えば、9/24(木)に通知メールを受領した場合、9/30（水）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

5.2.3 調査結果通知の受領

支払通知書に対して異議申立が実施された場合は、本機関で異議申立の内容を確認・調査し、調査結果をメールにて通知しますので、その内容を確認してください。

注：異議申立内容の調査結果のメールを受領するにあたり、ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。
また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。

5.3 請求の確認（積立金不足額）

本節では、積立金が不足した場合に生じる請求の確認について説明します（図 5-5 参照）。

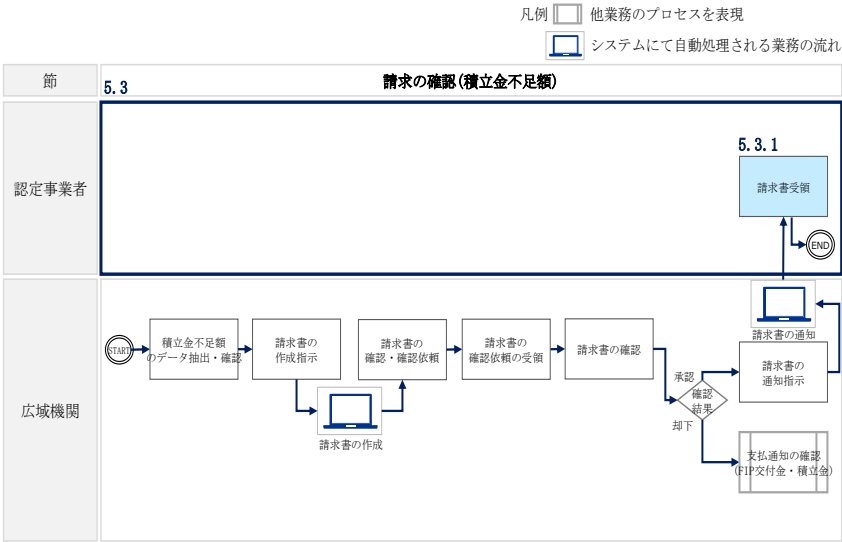


図 5-5 請求の確認（積立金不足額）の詳細構成

注：本節における請求は、以下条件に該当する認定事業者に対して本機関から請求されます。

- ・解体等積立金（外部積立）とは、事業計画認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）が、調達期間が終了する日から起算して 10 年前の日以降の最初の検針日から調達期間⁹において、本機関に対し積み立てる必要が生じる費用です。
- ・電源別に算定された FIP 交付金と積立金が、毎月本機関によって集計された後、FIP 交付金から控除しきれなかった金額が積立金不足額として累計されます。
- ・年に 1 回（年度末締め後の 6 月頃、又は認定期間満了月の翌月）、前年度の積立金不足額の合計額が本機関から認定事業者に対して請求されます。

¹⁰ なお、FIT 認定事業における外部積立の時期については以下の通り。

⑦ 原則

－ 積立開始 調達期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日
－ 積立終了 調達期間終了日

⑧ 例外（上記⑦の積立開始日が 2022 年 6 月 30 日以前に到来する場合）

－ 積立開始 2022 年 7 月 1 日以降、最初の検針日
－ 積立終了 調達期間終了日

5.3.1 請求書受領

システムから積立金不足額に関する請求書の通知をメールで受けた後、請求書の内容を確認します。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録3【帳票 8, 9, 10】を参照ください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「会計支援」タブから「入出金管理」を選択して、「入出金管理画面」へ進みます。

「入出金管理画面」の入出金情報検索にて、請求書 No と対象年月を入力し、「検索」ボタンをクリックします（図 5-6、表 5-6 参照）。検索結果が「入出金情報検索結果一覧」欄に表示されますので、確認したい請求書の「請求書」ボタンをクリックし、「請求書画面」に進みます。

請求書は、後述の記載項目を確認します（表 5-7 参照）。

注：未請求の積立金不足額が発生している電源が請求前に設備譲渡された場合、当該の積立金不足額は譲渡先の認定事業者に請求されます。
設備譲渡に際しての積立金不足額相当額の精算は、認定事業者間で実施してください。

入出金管理

入出金情報検索

支払通知書No
/ 請求書No

① 例) 1234567890

再エネ事業者コード

② 00000001

事業者名

③ 認定事業者A株式会社

対象年月

④ ----年--月

検索

入出金情報検索結果一覧

1 ~ 12 件 / 12 件中

取引対象	ステータス	対象年月	支払金額	請求金額 (入金実績額)	取引期限	取引日	支払通知書No/請求書No
FIP交付金	処理中	2022/08	999,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000002
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000001
FIP交付金	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-
廃棄等費用積立金取戻	処理中	2022/08	999,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000004
廃棄等費用積立金取戻	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000003
廃棄等費用積立金取戻	完了	2022/07	999,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-
積立金不足	処理中	2022/08	-	999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000006
積立金不足	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000005
積立金不足	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-
FIP過払請求	処理中	2022/08	-	999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000008
FIP過払請求	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000007
FIP過払請求	完了	2022/07	-	999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-

図 5-6 「入出金管理画面」の画面イメージ

入出金情報検索結果一覧

1 ~ 12 件 / 12 件中

<< 1 >>					
金額	請求金額（入金実績額）	取引期限 ◇	取引日 ◇	支払通知書No/請求書No	備考
9,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000002	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000001	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
9,999,999 円	-	2022/10/12	-	0000000004	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	0000000003	-
					支払通知書
9,999,999 円	-	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
- 999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000006	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000005	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
- 999,999,999 円 (0 円)	2022/10/12	-	0000000008	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	0000000007	-	請求書
- 999,999,999 円 (999,999,999 円)	2022/09/12	2022/09/12	-	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
<< 1 >>					

図 5-7 「入出金管理画面」の画面イメージ（スクロール）

表 5-6 「入出金管理画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	支払通知書 No/請求書 No	システムから通知を受けた請求書 No を入力
②	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
③	事業者名	入力不要（自動表示）
④	対象年月	対象年月を入力(対象年月の詳細は 44 ページ参照)

表 5-7 請求書（積立金不足額）の記載項目¹⁰

No.	記載項目		記載内容
1	請求概要	請求書 No	請求書を一意に管理する No
2		請求日	請求書の文書発行日
3		件名	請求を行う取引対象の名称
4		請求書発行者の情報	本機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス

¹⁰ 本取引は不課税になります。

No.	記載項目		記載内容
5		請求書宛名	請求対象となる事業者名
6		適格請求書発行事業者登録番号	適格請求書発行事業者（本機関）の登録番号
7		請求金額(積立金不足額)	請求金額の合計
8		振込期限日	積立金の振込期限日
9		振込口座情報	積立金の振込先口座情報
10	請求明細	年月	請求対象年月
11	情報	設備 ID	積立金請求対象の設備 ID
12		請求額	設備ごとの積立金請求金額

5.4 請求の確認（その他）

本節では、内部積立から外部積立に積立区分が変更された場合と、取戻積立金差額積立を行った場合により生じる請求の確認について説明します（図 5-8 参照）。

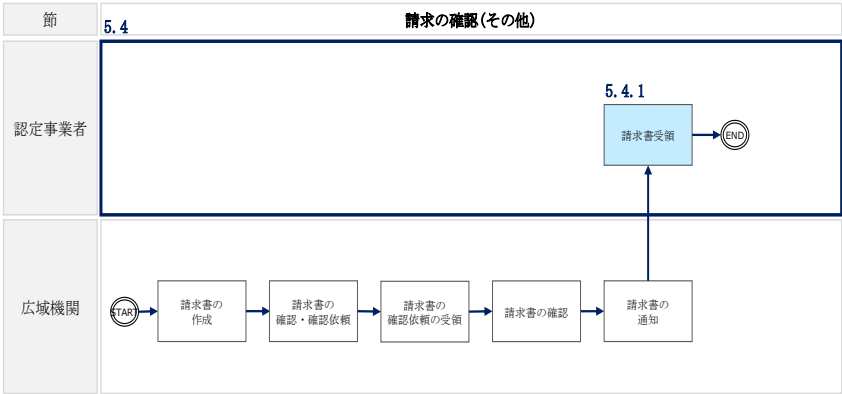


図 5-8 請求の確認（その他）の詳細構成

注：本節における請求は以下条件に該当する認定事業者に対して本機関から請求されます。

- ・解体等積立金（外部積立）とは、事業計画認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）が、調達期間が終了する日から起算して 10 年前の日以降の最初の検針日から調達期間において¹¹、本機関に対し積み立てる必要が生じる費用です。
- ・積立区分が内部積立から外部積立に変更された場合、これまで認定事業者内部で積み立てていた積立金相当額を、今後は本機関にて外部積立することになります。従って、積立金相当額に対する請求が行われます。
- ・積立金を一部取戻した後や、工事完了登録後や、実際に解体した太陽光パネルの量が積立金取戻申請時よりも少なかった場合、本来の取戻可能額と実際の取戻額の差額を返金して頂くための請求が行われます。

11 なお、FIT 認定事業における外部積立の時期については以下の通り。
⑦ 原則
－ 積立開始 調達期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日
－ 積立終了 調達期間終了日
⑧ 例外（上記⑦の積立開始日が 2022 年 6 月 30 日以前に到来する場合）
－ 積立開始 2022 年 7 月 1 日以降、最初の検針日
－ 積立終了 調達期間終了日

5.4.1 請求書受領

システムから請求書の通知を受けた後、請求書を確認します。

確認方法は、積立金不足による請求書の受領と同様ですので、請求書『5.3.1 請求書受領』を参照してください。

5.5 入金の確認

本節では、入金の確認について説明します（図 5-9 参照）。

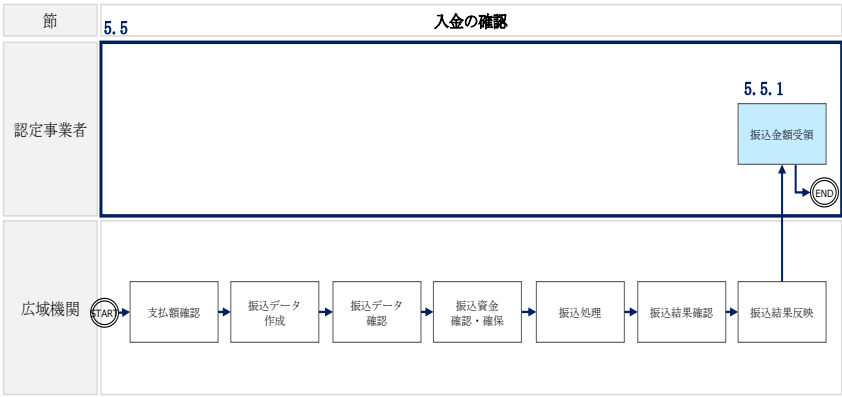


図 5-9 入金の確認の詳細構成

5.5.1 振込金額受領

本機関から指定の銀行口座に振り込まれた FIP 交付金や積立金取戻額が、支払通知書に記載されている金額と一致していることを確認します。

本機関からの振込予定日について、FIP 交付金は、原則毎月 10 日（土日祝の場合は前営業日）を予定しており、積立金取戻額は、当月末（土日祝の場合は前営業日）を予定しています¹²。

実際の振込予定日は支払通知書にて確認してください。

¹² 積立金の取戻申請のタイミングによっては、翌月末となる場合があります。

5.6 請求金額の振込

本節では、請求金額の振込について説明します（図 5-10 参照）。

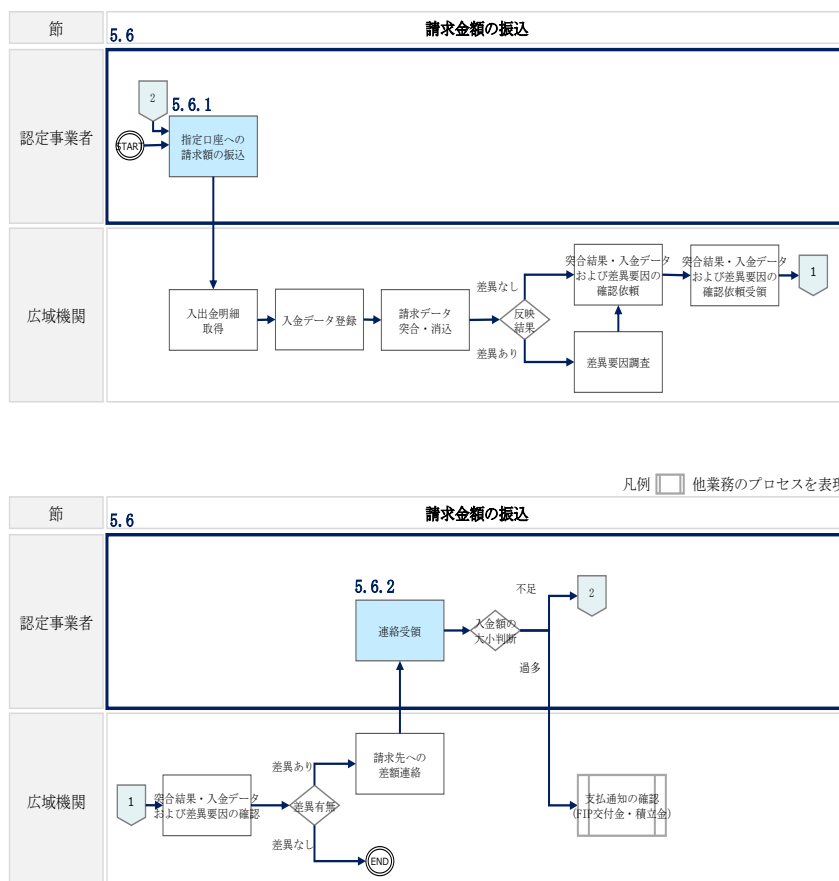


図 5-10 請求金額の振込の詳細構成

5.6.1 指定口座への請求額の振込

『4.3.1 請求書受領』や『4.4.1 請求書受領』で受領した請求書の請求金額を、本機関が指定した口座に対して、支払期日までに振り込んでください。

期日までの振込みが本機関で確認できなかった場合、本機関から電話や督促状の送付などの督促行為が行うことがあります。なお、振込手数料は別途負担ください。

5.6.2 連絡受領

『4.6.1 指定口座への請求額の振込』にて振り込んだ金額と、本機関からの請求額に差異があった場合、本機関からメールにより差額の連絡を行います。

本機関からの請求額に対し、振込金額が不足していた場合は、『5.6.1 指定口座への請求額の振込』を参照し、不足額分の振込を行ってください。なお、振込手数料は別途負担ください。

振込金額が本機関からの請求額よりも多かった場合は、本機関から振込を行いますので、振り込まれた金額と、連絡を受けた返金額が一致することを確認してください。振込手数料は認定事業者の負担になります。

5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行

本節では、交付金相当額積立金残高確認書の発行について説明します（図 5-11 参照）。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録 3【帳票 3】を参照ください。

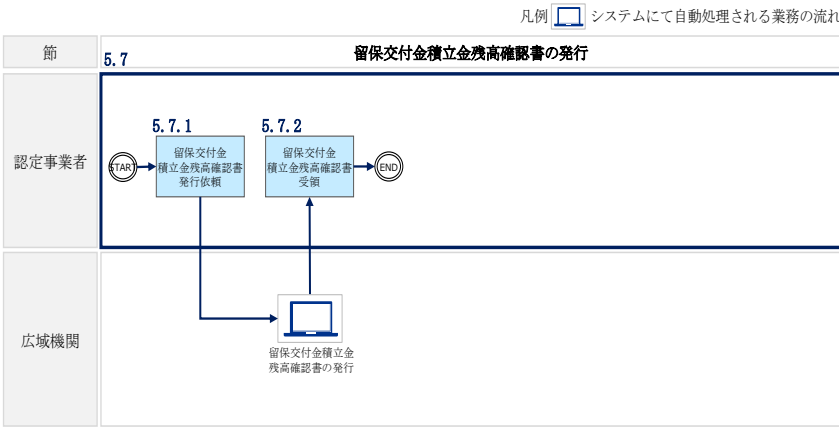


図 5-11 交付金相当額積立金残高確認書の発行の詳細構成

5.7.1 交付金相当額積立金残高確認書発行

交付金相当額積立金残高確認書の発行を行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高確認書発行」を選択して、「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」の「交付金相当額積立金残高確認書情報入力」欄にて年月を入力し、「発行」ボタンをクリックします（図 5-12、表 5-8 参照）。

注：指定した年月時点での累計額が交付金相当額積立金残高確認書として発行されます。

交付金相当額積立金残高確認書発行

交付金相当額積立金残高確認書情報入力

①再エネ事業者コード*

00001026

②事業者名

株式会社サイエネ001

③年月*

----年--月

時点

※FIT設備を保持している事業者につきまして、当システムで積立金の確認が可能となる時期は、FIT買取代金から積立金が控除された月の約4～5か月後になりますので、ご注意ください。

発行

図 5-12 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ

表 5-8 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	年月	積立年月を入力

5.7.2 交付金相当額積立金残高確認書受領

「発行」ボタンをクリック後、交付金相当額積立金残高確認書が PDF で出力されます。交付金相当額積立金残高確認書には、以下の記載項目を表示されています（表 5-9 参照）。

表 5-9 交付金相当額積立金残高確認書の記載項目¹³

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	残高確認書発行先の事業者名
2	日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）
3	残高確認書発行者の名称	本機関の名称
4	残高確認書発行者の名称	本機関の住所
5	残高確認書発行者の部署	本機関の部署
6	残高確認書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
7	交付金相当額積立金残高	認定事業者の交付金相当額積立金の累計額

¹³ 本取引は不課税となります。

5.8 廃棄等費用積立金残高確認書の発行

本節では、廃棄等費用積立金残高確認書の発行について説明します（図 5-13 参照）。
具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録3【帳票4】を参照ください。

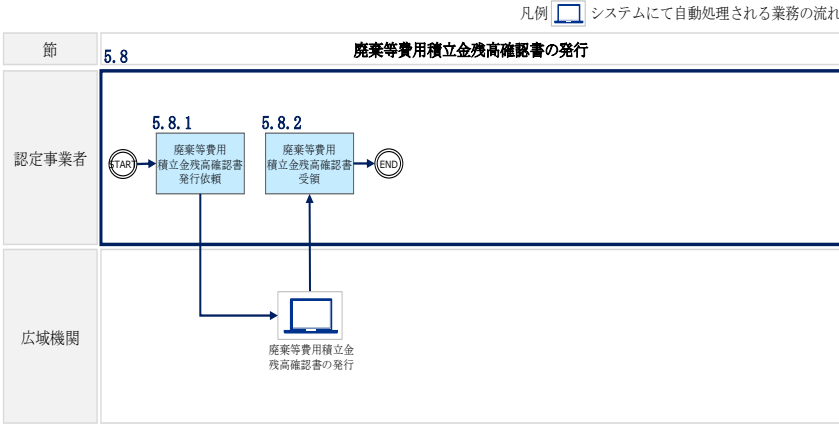


図 5-13 廃棄等費用積立金残高確認書の発行の詳細構成

5.8.1 廃棄等費用積立金残高確認書発行

廃棄等費用積立金残高確認書の発行を行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立金管理」タブから「廃棄等費用積立金残高確認書」を選択して、「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」へ進みます。

「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」の「廃棄等費用積立金残高確認書情報入力」欄にて年月を入力し、「発行」ボタンをクリックします（図 5-12、表 5-8 参照）。

注：指定した年月時点での累計額が廃棄等費用積立金残高確認書として発行されます。

廃棄等費用積立金残高確認書発行

廃棄等費用積立金残高確認書情報入力

①	再エネ事業者コード*	00001026
②	事業者名	株式会社サイエネ001
③	年月*	----年--月 時点

※FIT設備を保持している事業者につきまして、当システムで積立金の確認が可能となる時期は、FIT買取代金から積立金が控除された月の約4～5か月後になりますので、ご注意ください。
詳細は、弊機関ホームページ 廃棄等費用積立制度FAQをご確認ください。

発行

図 5-14 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ

表 5-10 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	年月	積立年月を入力

5.8.2 廃棄等費用積立金残高確認書受領

「発行」ボタンをクリック後、廃棄等費用積立金残高確認書がPDFで出力されます。
積立金残高確認書には、以下の記載項目が表示されています（表 5-9 参照）。

表 5-11 廃棄等費用積立金残高確認書の記載項目¹⁴

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	残高確認書発行先の事業者名
2	日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）
3	残高確認書発行者の名称	本機関の名称
4	残高確認書発行者の名称	本機関の住所
5	残高確認書発行者の部署	本機関の部署
6	残高確認書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
7	解体等費用積立金残高	認定事業者の解体等費用積立金の累計額

¹⁴ 本取引は不課税となります。

5.9 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力

本節では、卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力方法について説明します（図 5-15 参照）。

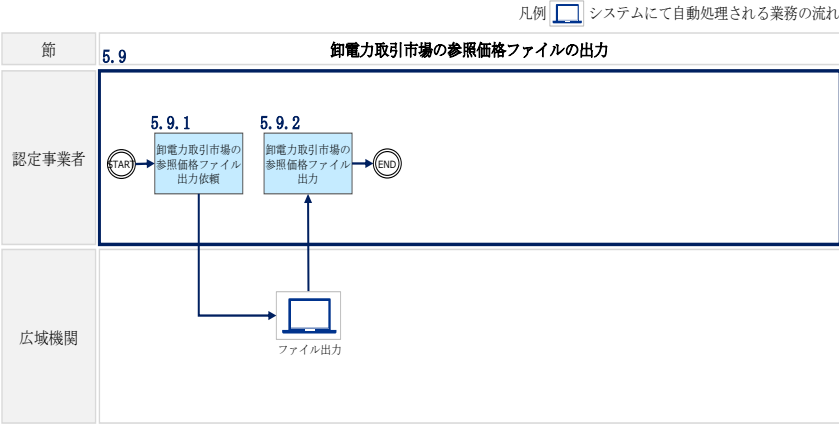


図 5-15 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力の詳細構成

5.9.1 卸電力取引市場の参照価格ファイル出力依頼

卸電力取引市場の参照価格ファイルを出力依頼します。

「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「①卸電力取引市場の参照価格（ファイルダウンロードはこちら）」にアクセスします（図 5-16 参照）。

「卸電力取引市場の参照価格」の「年度」欄で年度を選択し、「ファイル出力」ボタンをクリックします（図 5-17、表 5-12 参照）。

図 5-16 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ

FIP交付金の算定に用いている卸電力取引市場の参照価格を掲載しています。

図 5-17 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」の画面イメージ

表 5-12 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」入力項目

No.	入力項目	留意点
①	年度	出力する年度を選択

5.9.2 卸電力取引市場の参照価格ファイル出力

「ファイル出力」ボタンをクリック後、卸電力取引市場の参照価格が CSV ファイルで出力されます。CSV ファイルの記載項目については、ファイル出力画面「ファイルのご説明」を参照してください。

5.10 インバランスリスク単価ファイルの出力

本節では、インバランスリスク単価ファイルの出力方法について説明します（図 5-18 参照）。

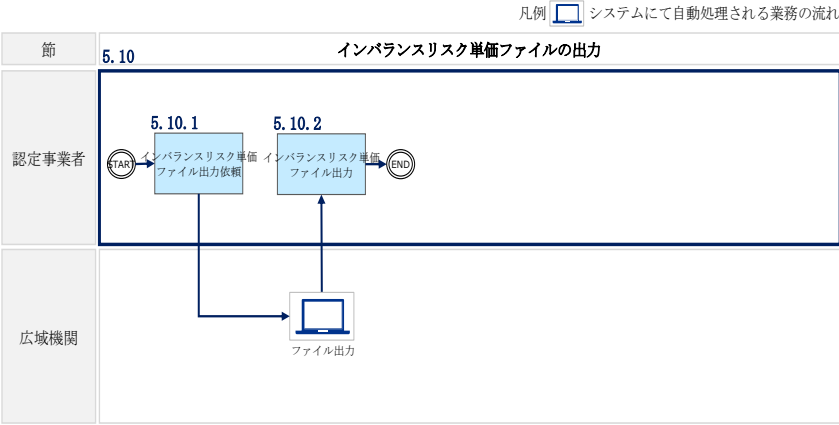


図 5-18 インバランスリスク単価ファイルの出力の詳細構成

5.10.1 インバランスリスク単価ファイル出力依頼

インバランスリスク単価ファイルを出力依頼します。

「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「②インバランスリスク単価（ファイルダウンロードはこちら）」にアクセスします（図 5-19 参照）。

「インバランスリスク単価」の「年月」欄で年月を選択し、「ファイル出力」ボタンをクリックします（図 5-20、表 5-13 参照）。

図 5-19 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ

交付金の算定に用いているインバンスリスク単価（30分コマ）を掲載しています。
なおFIP認定設備のうち、バランシングコストにインバンスリスク単価を適用する設備は非自然変動電源（バイオマス、水力、地熱）に限りま
す。自然変動電源（太陽光、風力）はインバンスリスク単価の適用対象外です。

図 5-20 「インバランスリスク単価ファイル出力画面」の画面イメージ

No.	入力項目	留意点
①	年月	出力する年月を選択

5.10.2 インバランスリスク単価ファイル出力

「ファイル出力」ボタンをクリック後、インバランスリスク単価が CSV ファイルで出力されます。CSV ファイルの記載項目については、ファイル出力画面「ファイルのご説明」を参照してください。

付録.1 図表一覧

図 0-1	本業務マニュアルの構成（序章除く）	8
図 1-1	第1章の構成	10
図 1-2	事業者情報（FIP）の登録の詳細構成	11
図 1-3	「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	12
図 1-4	「新規利用登録画面」の画面イメージ	12
図 1-5	「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	15
図 1-6	「パスワード変更画面」の画面イメージ	16
図 1-7	「ワンタイムパスワード認証画面」の画面イメージ	17
図 1-8	「認定事業者情報申請画面」の画面イメージ	18
図 1-9	「設備情報追加画面」の画面イメージ	22
図 1-10	「ユーザ追加画面」の画面イメージ	22
図 1-11	「添付ファイル追加画面」の画面イメージ	23
図 1-12	事業者情報（FIP）の変更の詳細構成	25
図 1-13	「認定事業者情報一覧画面」の画面イメージ	26
図 1-14	「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ	27
図 1-15	「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ（変更時）	28
図 1-16	事業者情報（FIP）の照会の詳細構成	32
図 1-17	事業者情報（FIT）の登録の詳細構成	33
図 1-18	事業者情報（FIT）の変更の詳細構成	35
図 1-19	事業者情報（FIT）の照会の詳細構成	36
図 1-20	事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）の詳細構成	38
図 1-21	「設備情報追加画面」の画面イメージ	44
図 1-22	バイオマス比率の登録の詳細構成	49
図 1-23	「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ	50
図 1-24	「バイオマス比率登録・更新画面」の画面イメージ	50
図 1-25	バイオマス比率の更新の詳細構成	51
図 1-26	バイオマス比率の照会の詳細構成	52
図 1-27	「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ	53
図 1-28	系統充電蓄電池供給電力量の登録の詳細構成	54
図 1-29	電力量データと電力量コードの相関図	55
図 1-30	「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ	56
図 1-31	「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」の画面イメージ	56
図 1-32	系統充電蓄電池供給電力量の更新の詳細構成	57
図 1-33	系統充電蓄電池供給電力量の照会の詳細構成	58

図 1-34	「系統蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ.....	58
図 1-35	供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）の詳細構成	60
図 1-36	ユーザ ID 再通知の詳細構成.....	62
図 1-37	「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ.....	63
図 1-38	パスワード変更の詳細構成.....	64
図 1-39	パスワード再発行の詳細構成.....	65
図 1-40	「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ.....	66
図 2-1	第2章の構成.....	67
図 2-2	FIP 交付金算定結果確認の詳細構成.....	68
図 2-3	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」の画面イメージ.....	70
図 2-4	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」の画面イメージ.....	72
図 2-5	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（精算年月有）」の画面イ メージ.....	73
図 2-6	「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（算定式）」の画面イメ ージ.....	74
図 3-1	第3章の構成.....	78
図 3-2	積立金額確認の詳細構成.....	79
図 3-3	「交付金相当額積立金残高管理」の画面イメージ.....	80
図 3-4	「交付金相当額積立金残高管理詳細」の画面イメージ.....	81
図 3-5	積立金取戻申請の詳細構成.....	82
図 3-6	「交付金相当額積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）....	85
図 3-7	徴収通知書の確認の詳細構成.....	87
図 3-8	帰属通知書の確認の詳細構成.....	89
図 4-1	第4章の構成.....	91
図 4-2	積立金額確認の詳細構成.....	92
図 4-3	「廃棄等費用積立金残高管理」の画面イメージ.....	93
図 4-4	「廃棄等費用積立金残高管理詳細」の画面イメージ.....	94
図 4-5	積立金取戻申請の詳細構成.....	95
図 4-6	「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）....	98
図 4-7	工事完了登録の詳細構成.....	102
図 4-8	「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ.....	104
図 4-9	「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ（スクロール）....	105
図 4-10	「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」の画面イメージ....	106
図 4-11	取戻積立金差額積立に係る連絡の受領の詳細構成.....	108
図 4-12	積立金追加取戻申請の詳細構成.....	109

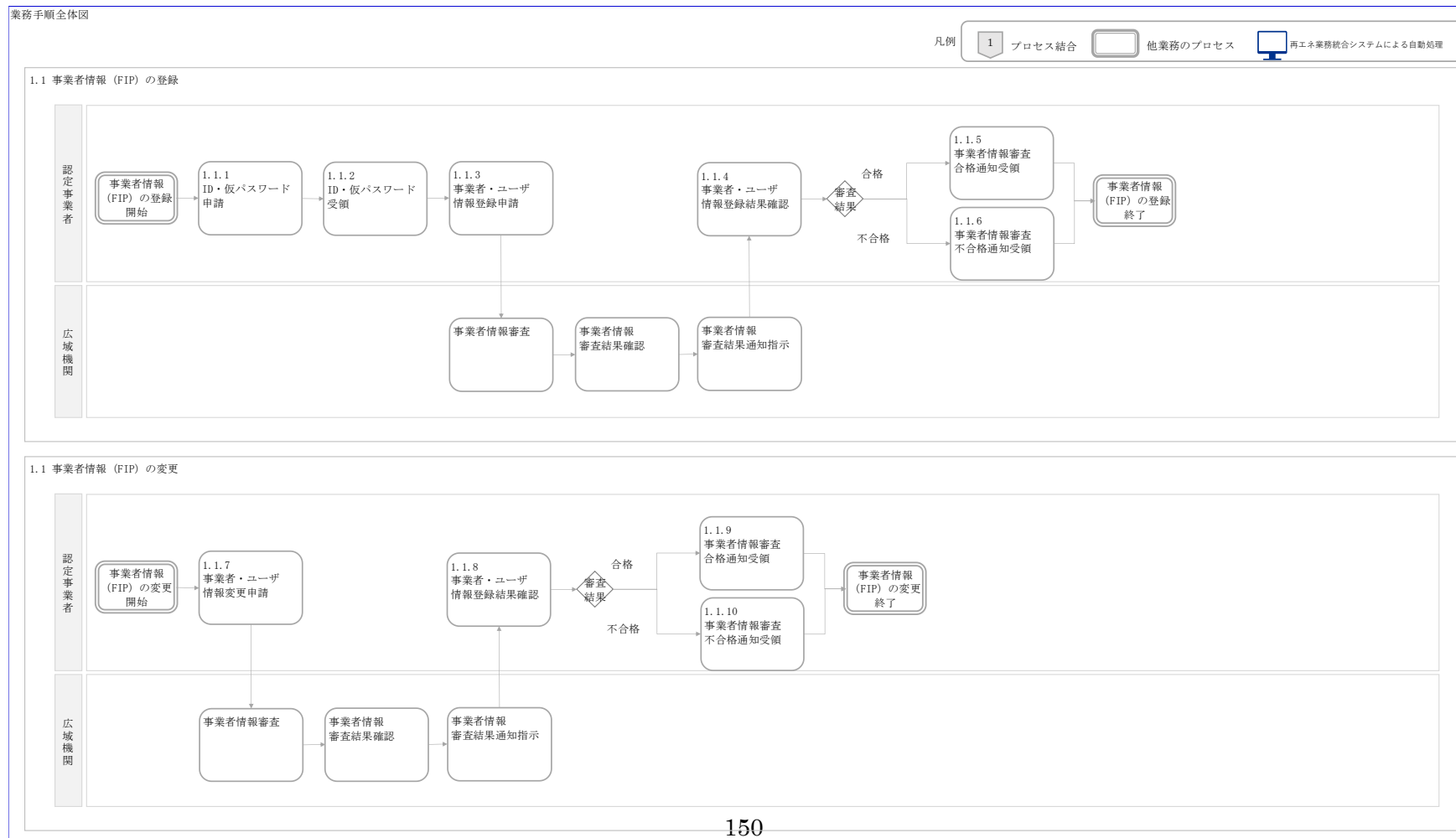
図 4-13 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）	110
図 4-14 「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」の画面イメージ（追加取戻申請時）	111
図 4-15 自治体等からの積立金取戻申請の詳細構成	113
図 5-1 第5章の構成	117
図 5-2 支払通知の確認（FIP 交付金・積立金）の詳細構成	118
図 5-3 「入出金管理画面」の画面イメージ	119
図 5-4 支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）の詳細構成	122
図 5-5 請求の確認（積立金不足額）の詳細構成	125
図 5-6 「入出金管理画面」の画面イメージ	127
図 5-7 「入出金管理画面」の画面イメージ（スクロール）	128
図 5-8 請求の確認（その他）の詳細構成	130
図 5-9 入金の確認の詳細構成	132
図 5-10 請求金額の振込の詳細構成	133
図 5-11 交付金相当額積立金残高確認書の発行の詳細構成	135
図 5-12 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ	136
図 5-13 廃棄等費用積立金残高確認書の発行の詳細構成	137
図 5-14 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」の画面イメージ	138
図 5-15 卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力の詳細構成	139
図 5-16 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	140
図 5-17 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」の画面イメージ	140
図 5-18 インバランスリスク単価ファイルの出力の詳細構成	142
図 5-19 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ	143
図 5-20 「インバランスリスク単価ファイル出力画面」の画面イメージ	143
表 1-1 「新規利用登録画面」登録項目	13
表 1-2 「ポータルトップ（ログイン前）画面」入力項目	15
表 1-3 「パスワード変更画面」入力項目	16
表 1-4 「ワンタイムパスワード認証画面」入力項目	17
表 1-5 「認定事業者情報申請画面」登録項目	19
表 1-6 「設備情報追加画面」登録項目	22
表 1-7 「ユーザ追加画面」登録項目	23
表 1-8 「添付ファイル追加画面」登録項目	23
表 1-9 「認定事業者情報詳細画面」事業者情報の変更時留意点	29
表 1-10 設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体及び実施内容	40

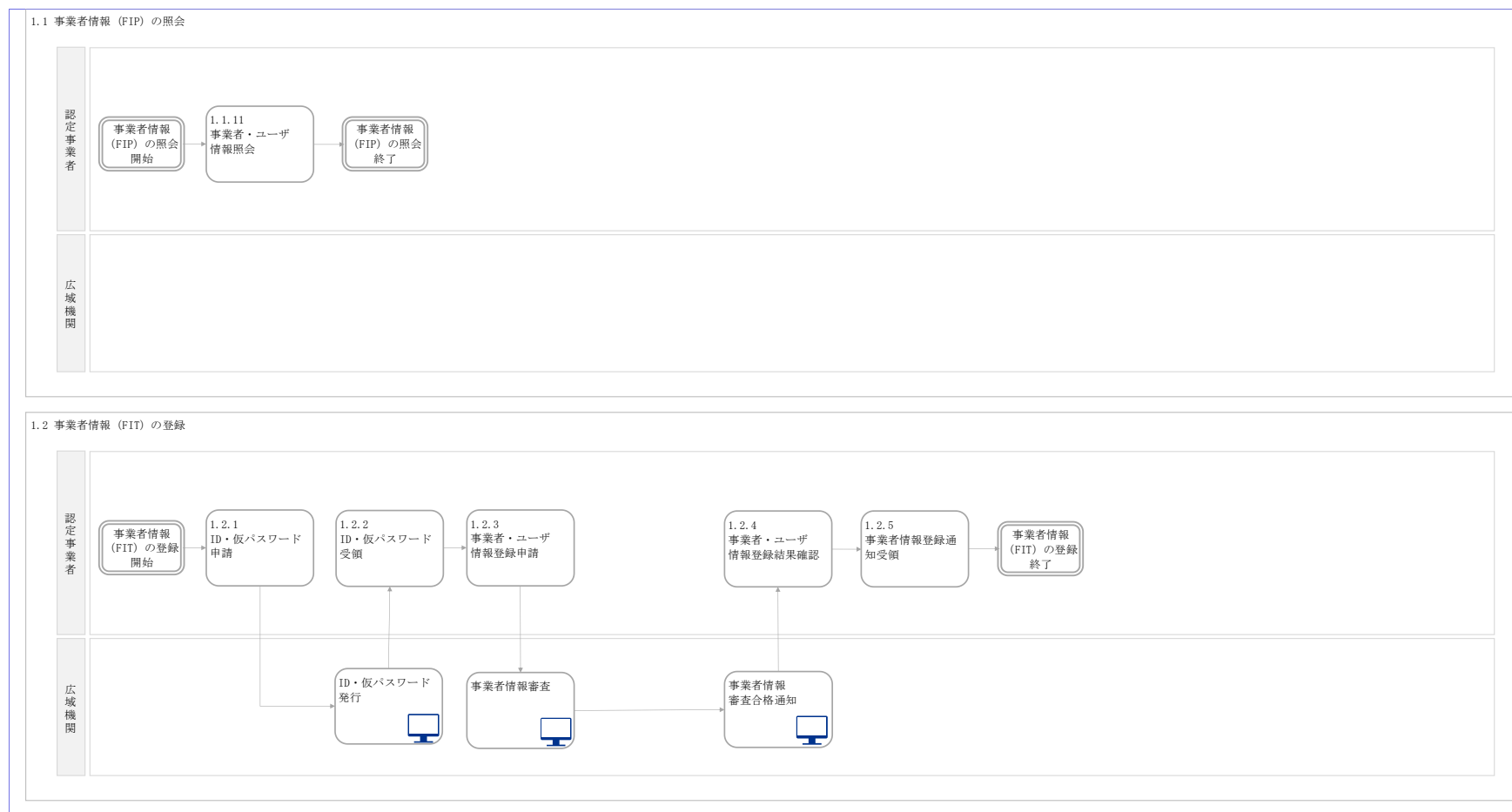
表 1-11	事業者・ユーザ情報変更に伴う提出書類エラー！ブックマークが定義されていません。	
表 1-12	「設備情報追加画面」登録項目.....	44
表 1-13	「バイオマス比率登録・更新」での入力項目.....	51
表 1-14	「バイオマス比率管理画面」入力項目.....	53
表 1-15	電力量コードの説明.....	55
表 1-16	「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」での入力項目.....	56
表 1-17	「系統蓄電池供給電力量管理画面」での入力項目.....	59
表 1-18	供給電力量（設備・30分コマ）通知対象ケースと留意事項.....	61
表 1-19	「ユーザID/パスワード忘却画面」入力項目.....	63
表 1-20	「ユーザID/パスワード忘却画面」入力項目.....	66
表 2-1	「FIP交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」入力項目.....	70
表 2-2	「FIP交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」に表示される算定結果・算定根拠の記載項目.....	74
表 3-1	「交付金相当額積立金残高管理」での入力項目.....	80
表 3-2	積立金取戻申請時の添付書類.....	83
表 3-3	「交付金相当額積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）.....	86
表 3-4	徴収通知書の記載項目.....	88
表 3-5	徴収通知書の記載項目.....	90
表 4-1	「廃棄等費用積立金残高管理」での入力項目.....	93
表 4-2	積立金取戻申請時の添付書類.....	96
表 4-3	「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）.....	99
表 4-4	工事完了登録時の添付書類（（工事完了前）積立金取戻申請→（工事完了後）工事完了登録の場合の添付書類）.....	103
表 4-5	「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」での入力項目.....	105
表 4-7	「廃棄等費用積立金取戻詳細画面（工事完了登録）」での入力項目.....	107
表 4-8	「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）...	110
表 4-9	「廃棄等費用積立金取戻差額申請画面」での入力項目（追加取戻申請時）.....	112
表 4-10	自治体等による積立金取戻に係る事前通知の記入事項.....	114
表 4-11	自治体等による積立金取戻申請時の添付書類.....	114
表 5-1	「入出金情報検索画面」入力項目.....	119
表 5-2	支払通知書の記載項目.....	120
表 5-3	異議申立メール記載事項.....	121
表 5-4	積立金取戻額支払通知書の記載項目.....	123
表 5-5	異議申立メール記載事項.....	124

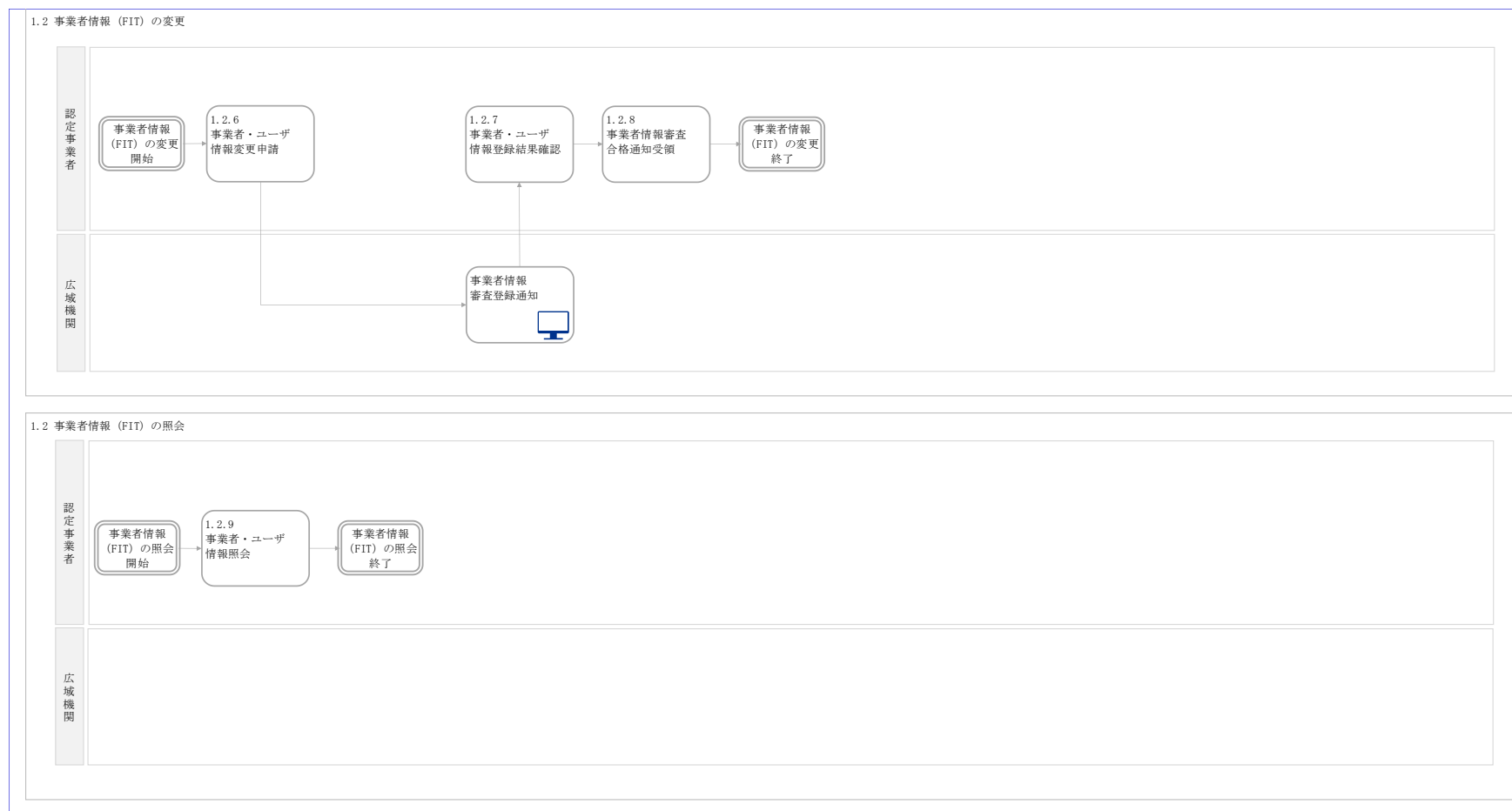
表 5-6 「入出金管理画面」入力項目.....	128
表 5-7 請求書（積立金不足額）の記載項目.....	128
表 5-8 「交付金相当額積立金残高確認書発行画面」入力項目.....	136
表 5-9 交付金相当額積立金残高確認書の記載項目.....	136
表 5-10 「廃棄等費用積立金残高確認書発行画面」入力項目.....	138
表 5-11 廃棄等費用積立金残高確認書の記載項目.....	138
表 5-12 「卸電力取引市場の参照価格ファイル出力画面」入力項目.....	140
表 5-13 「インバランスリスク単価ファイル出力画面」入力項目.....	143

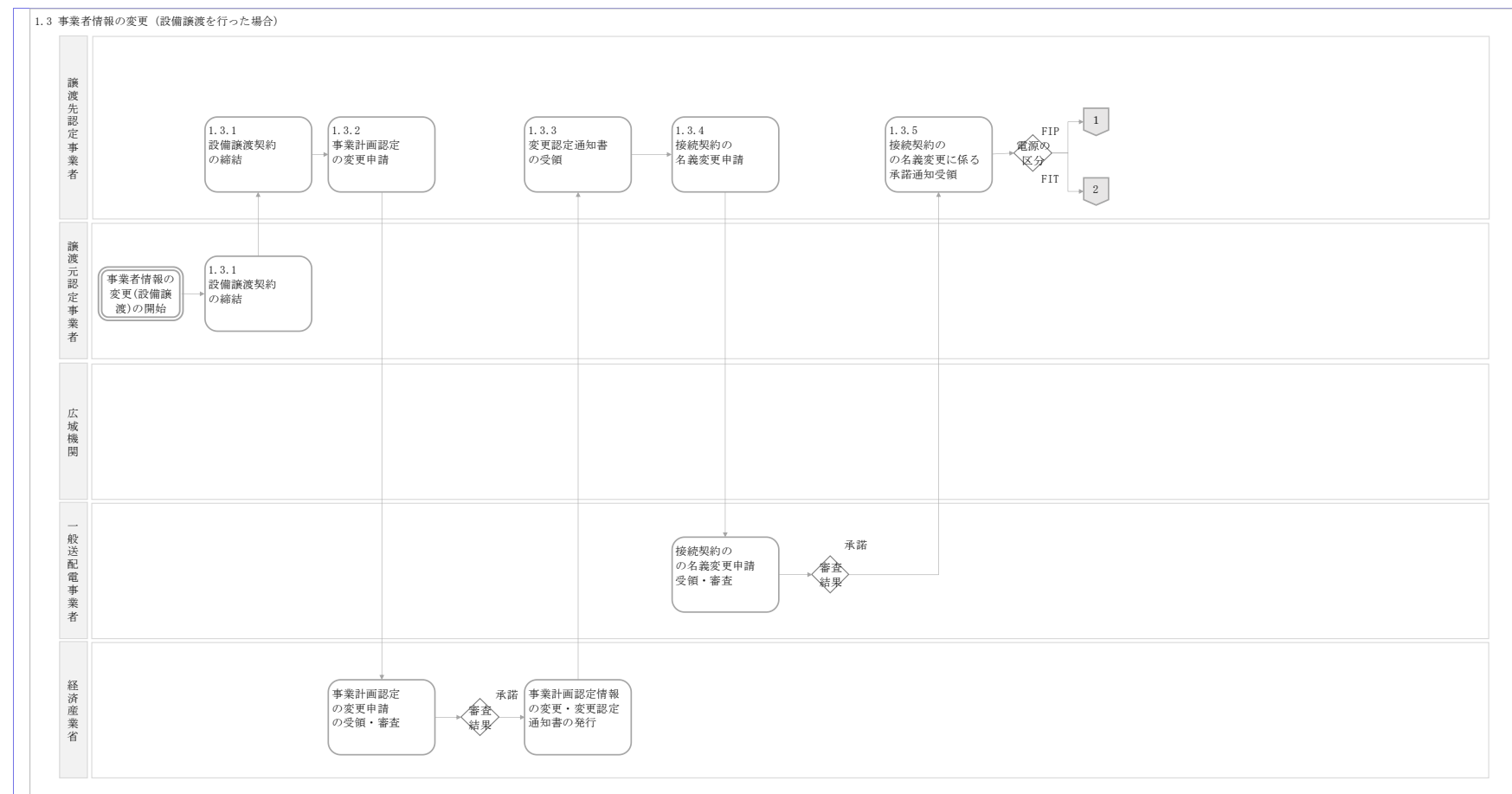
付録.2 業務手順全体図

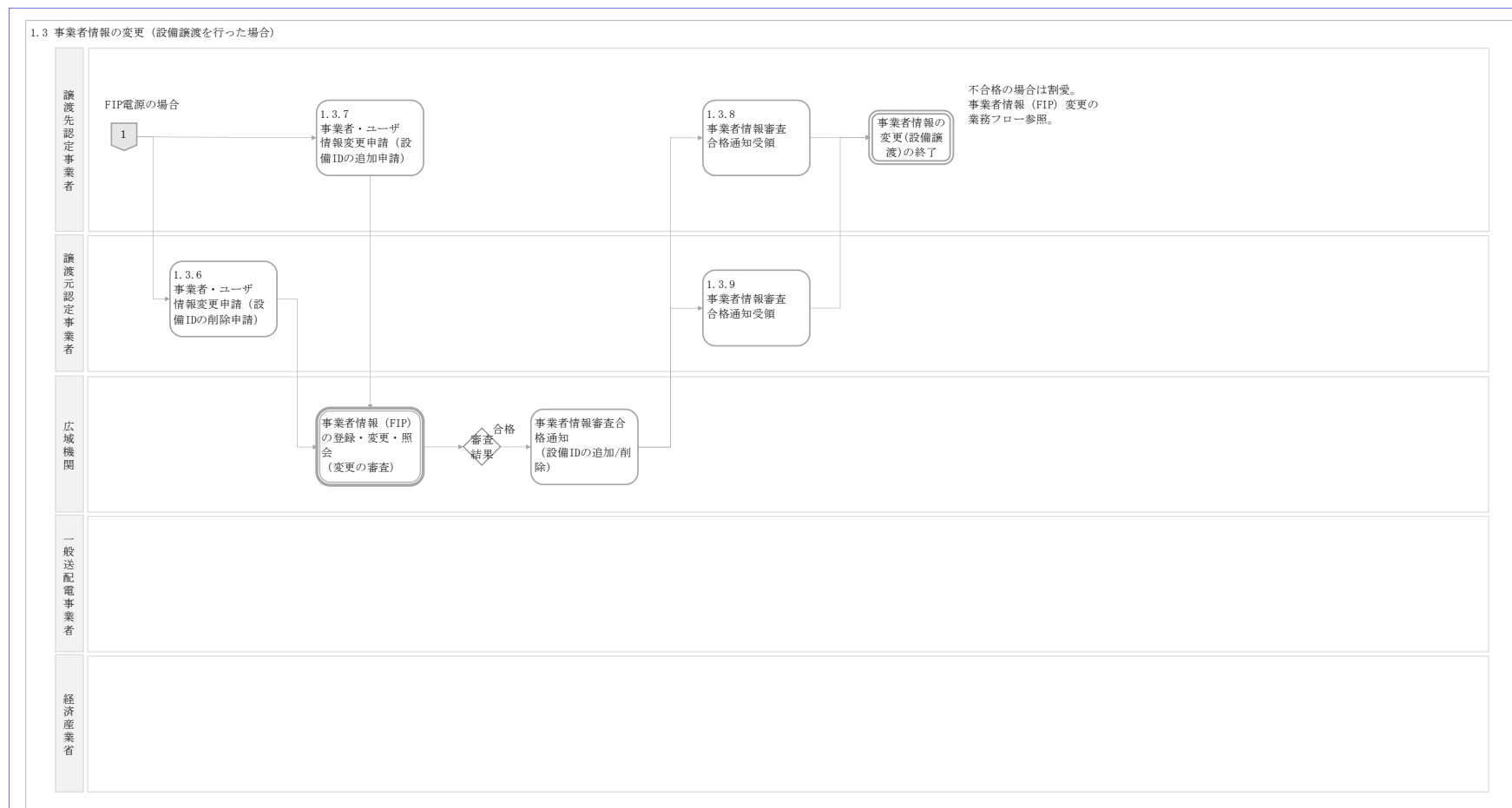
事前準備

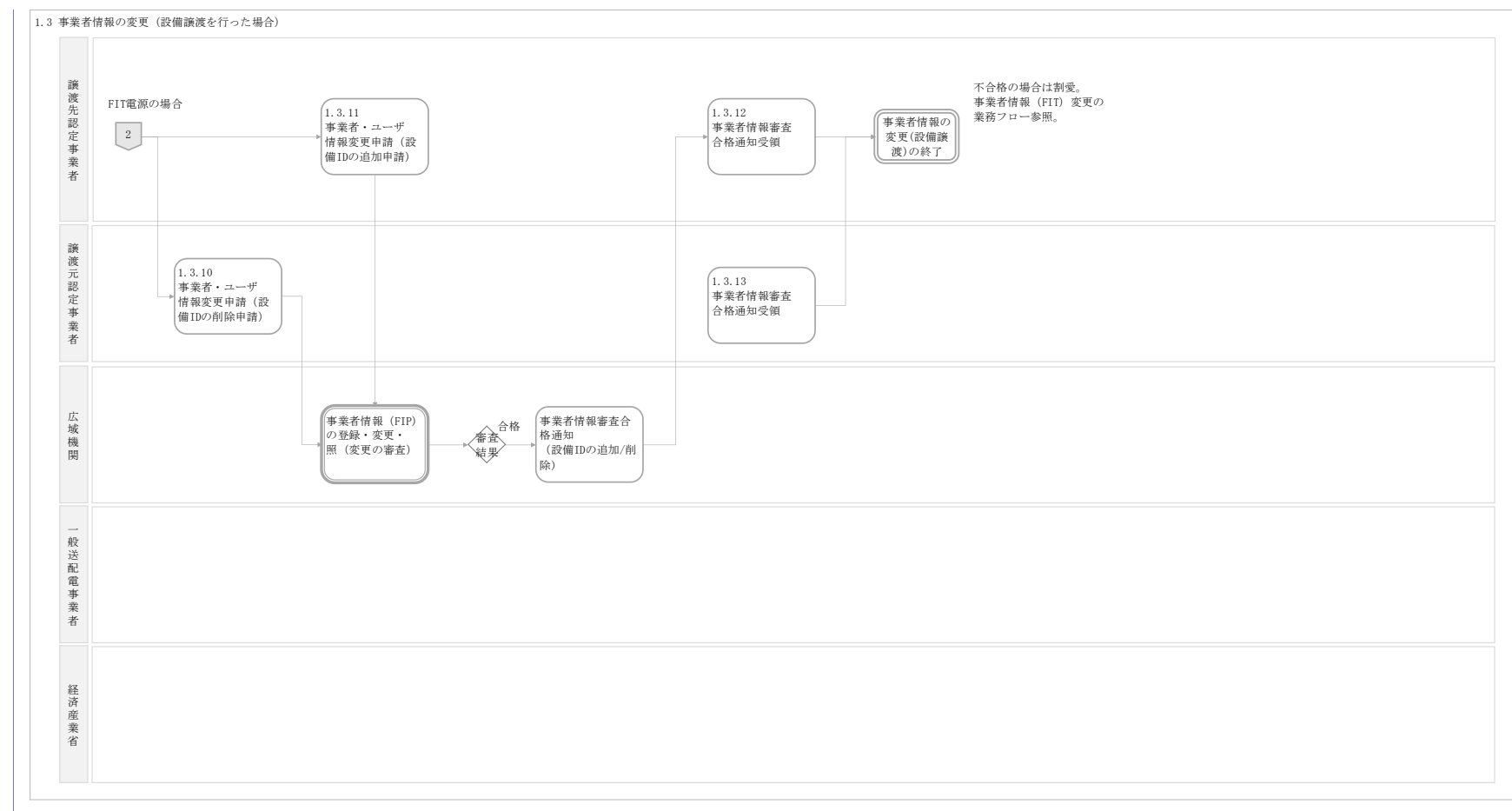


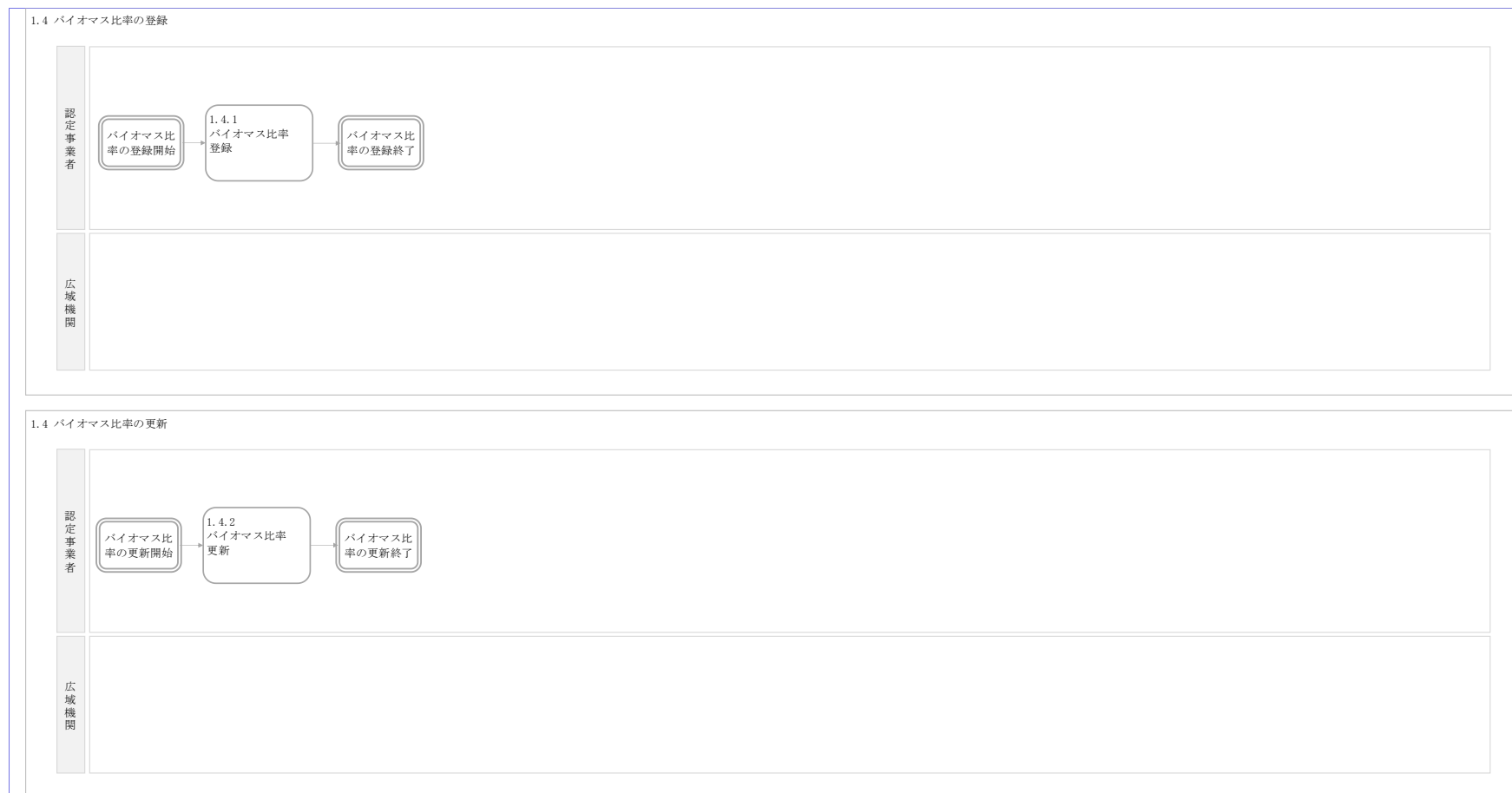


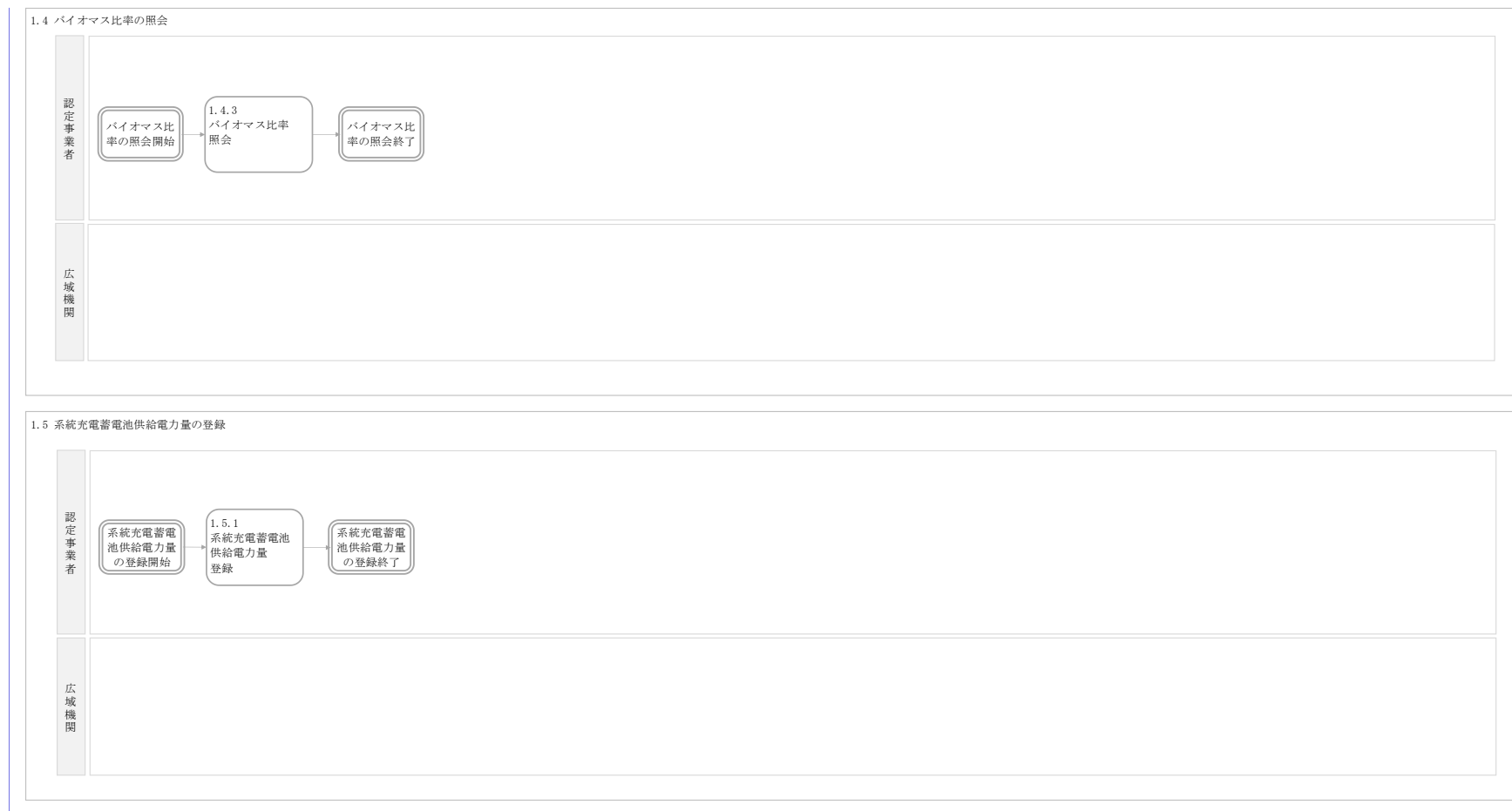


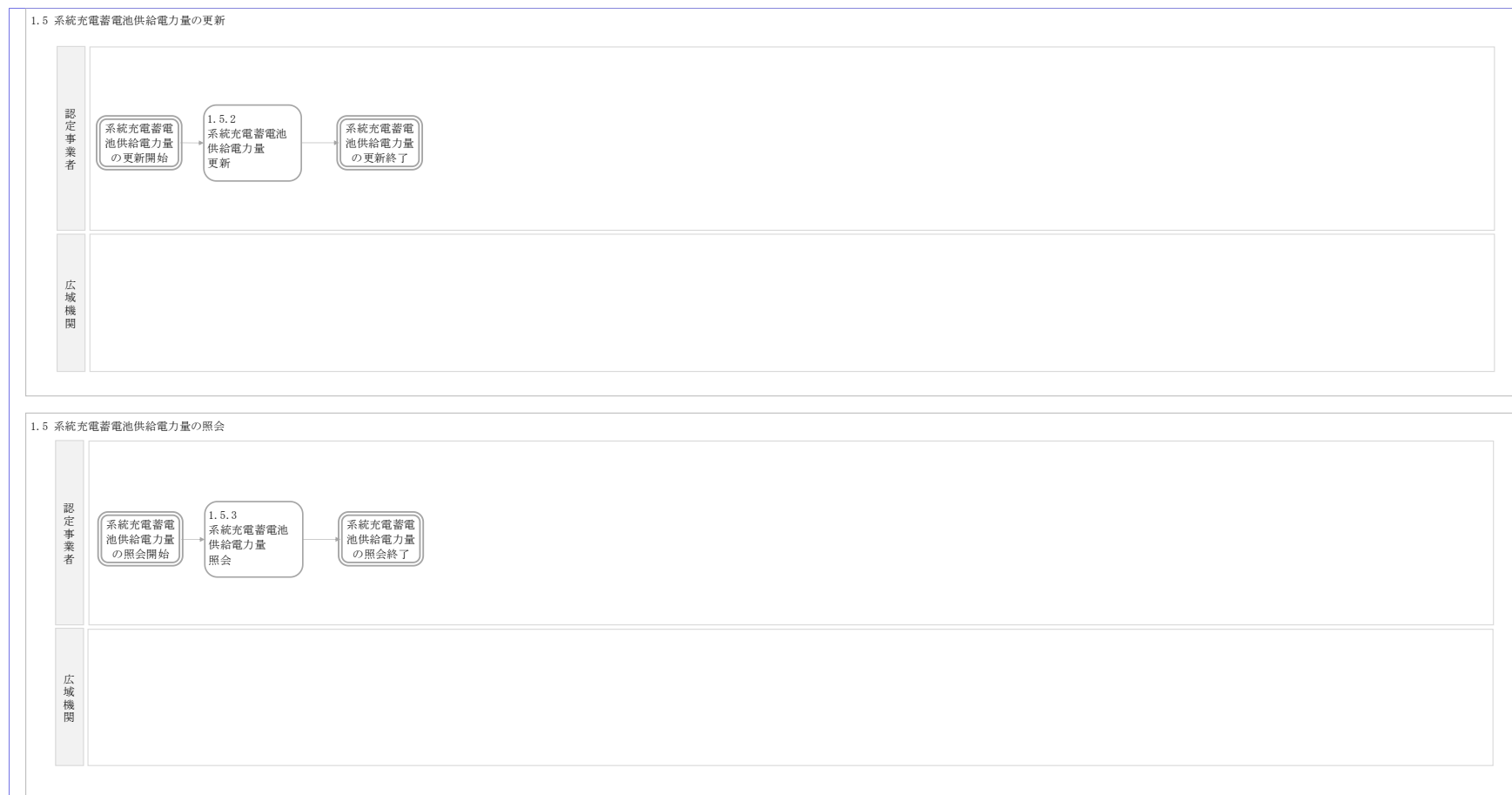


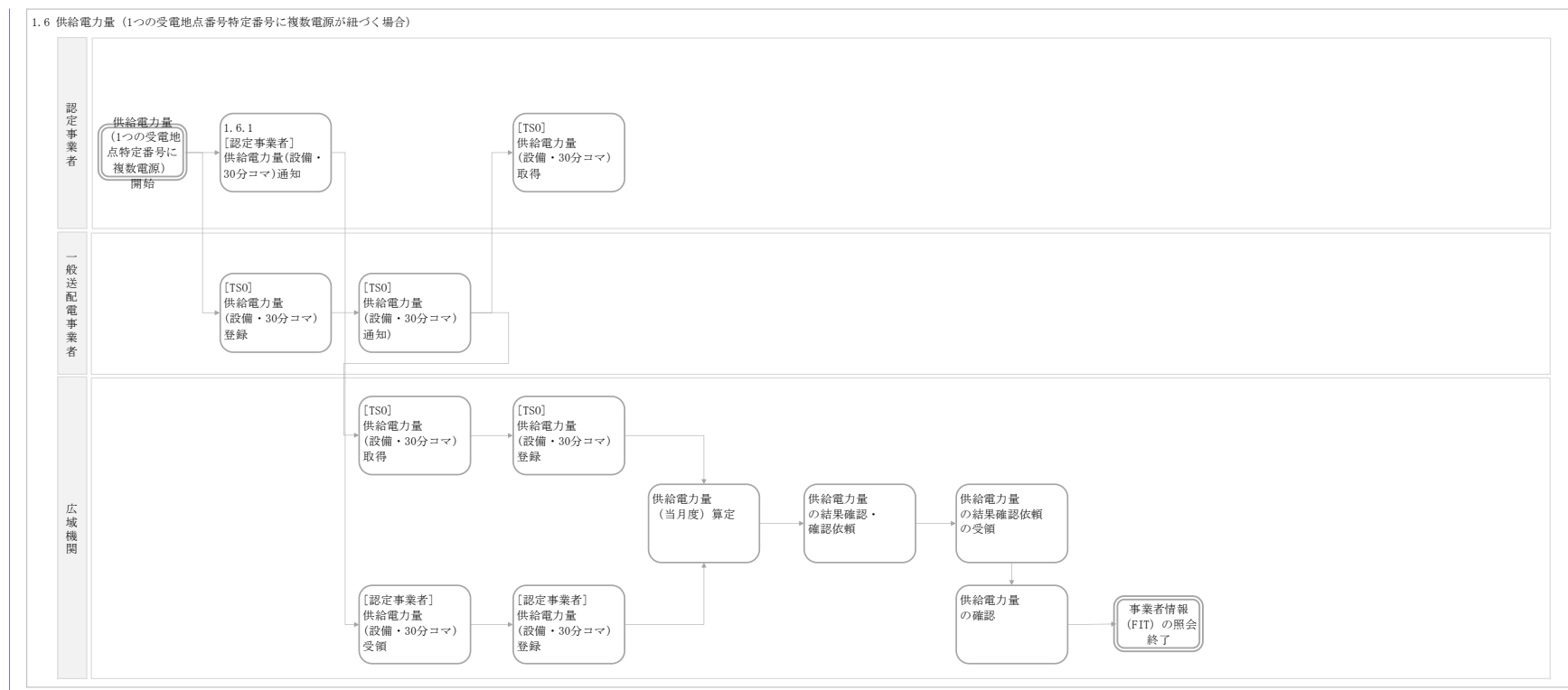






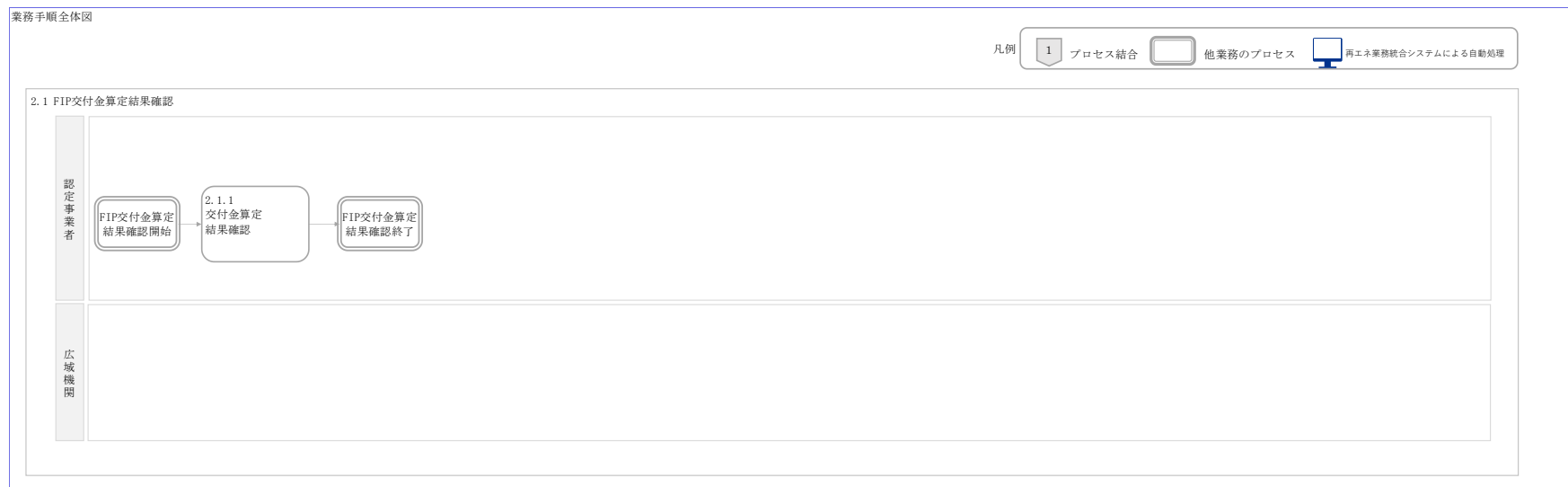




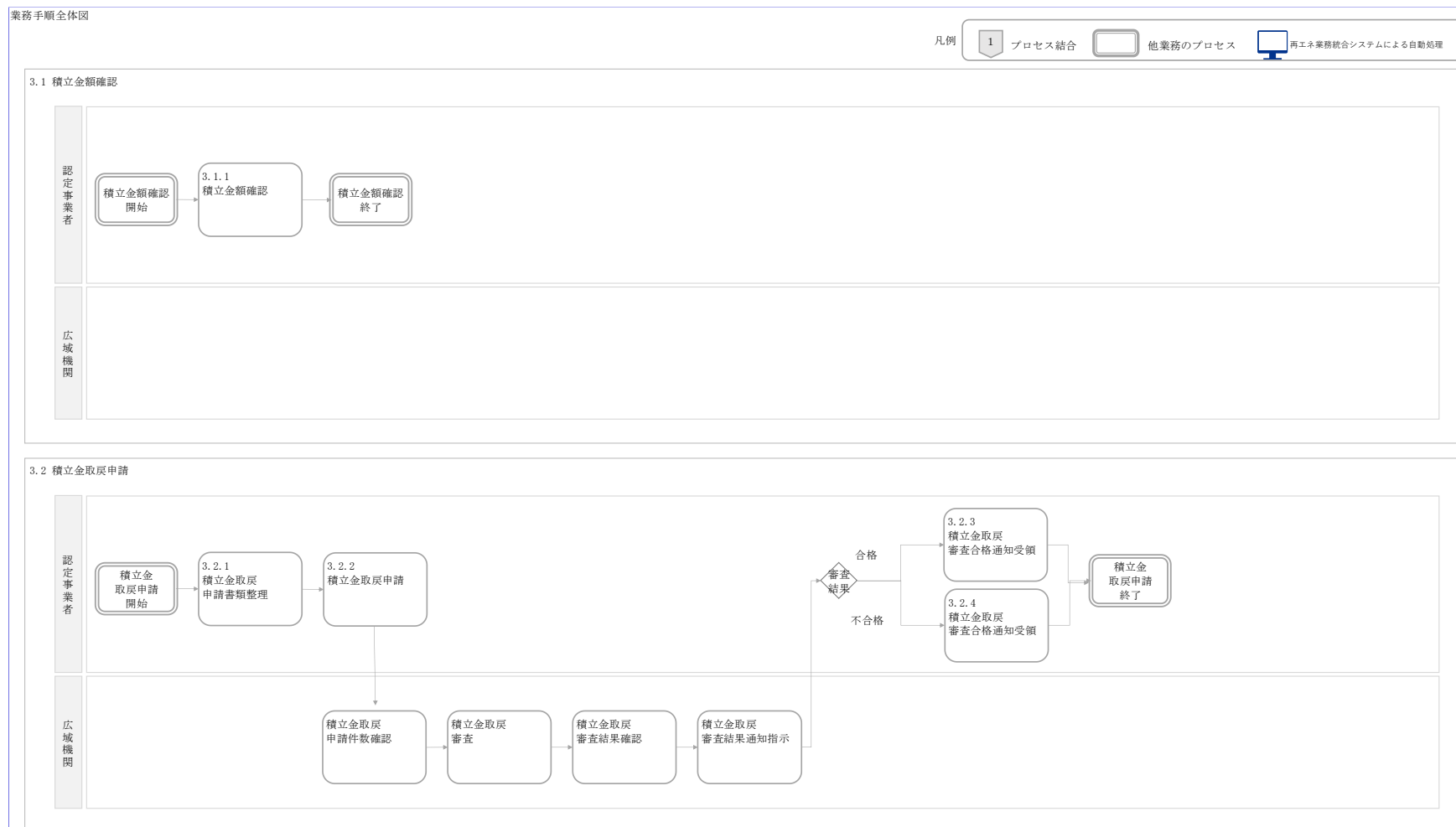


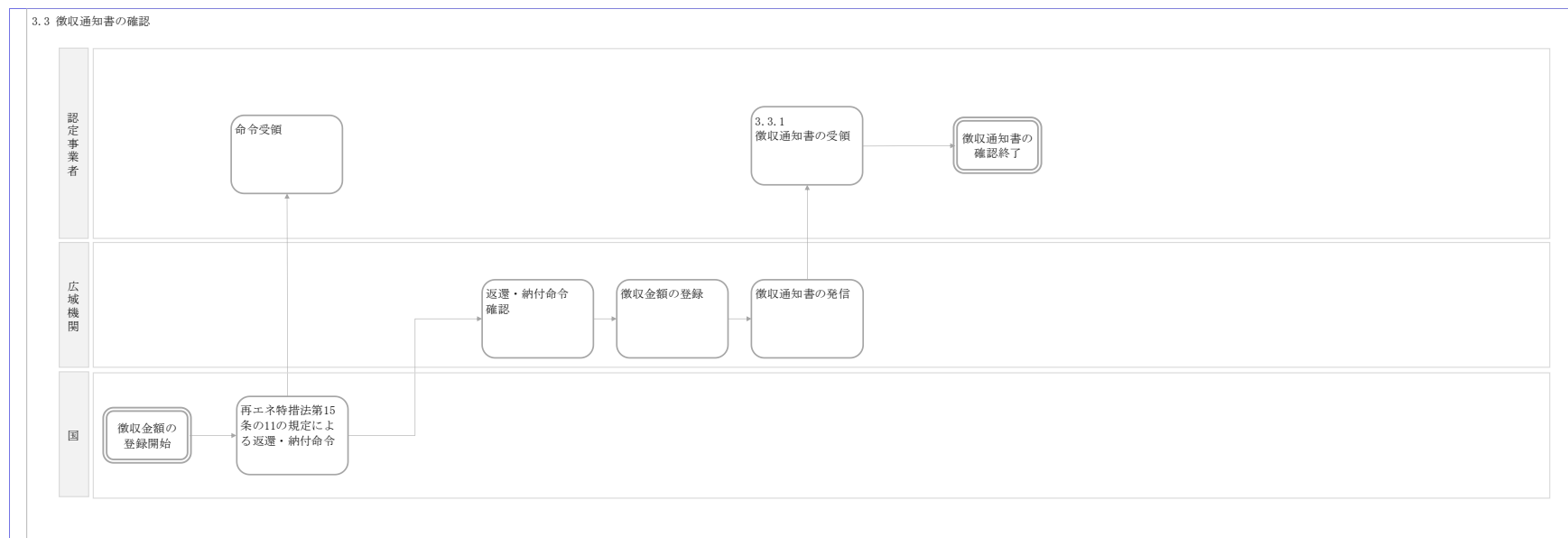


FIP

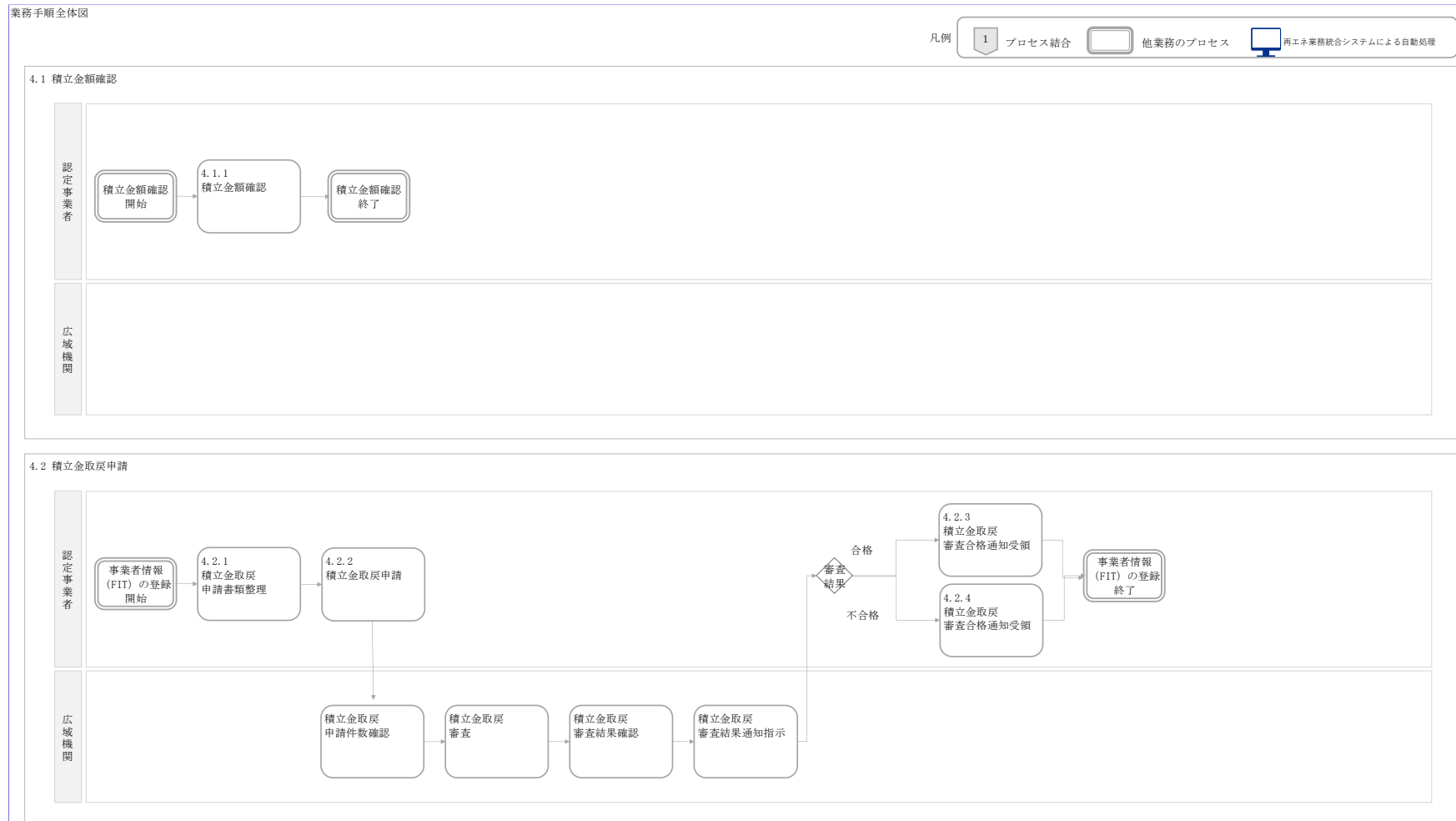


交付金相当額積立





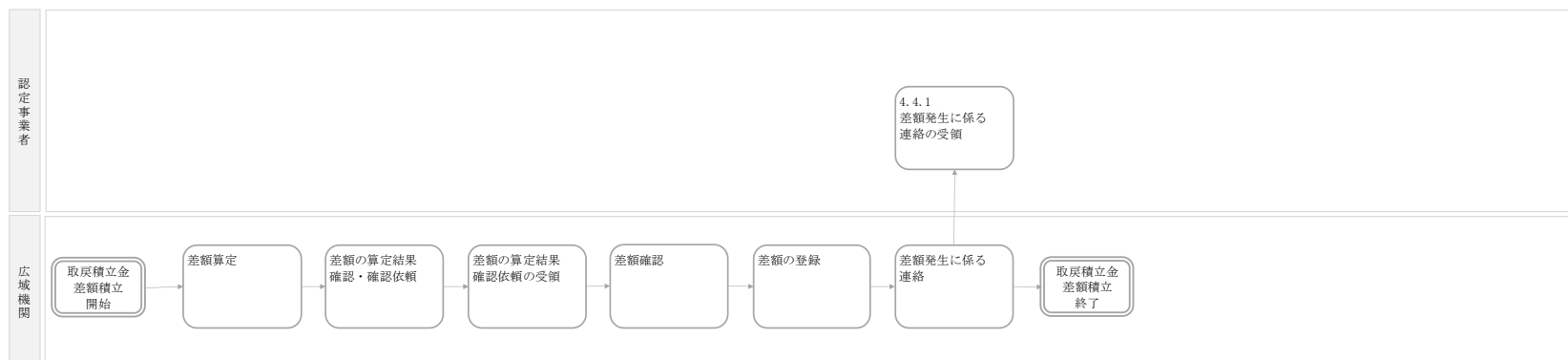
廃棄等費用積立

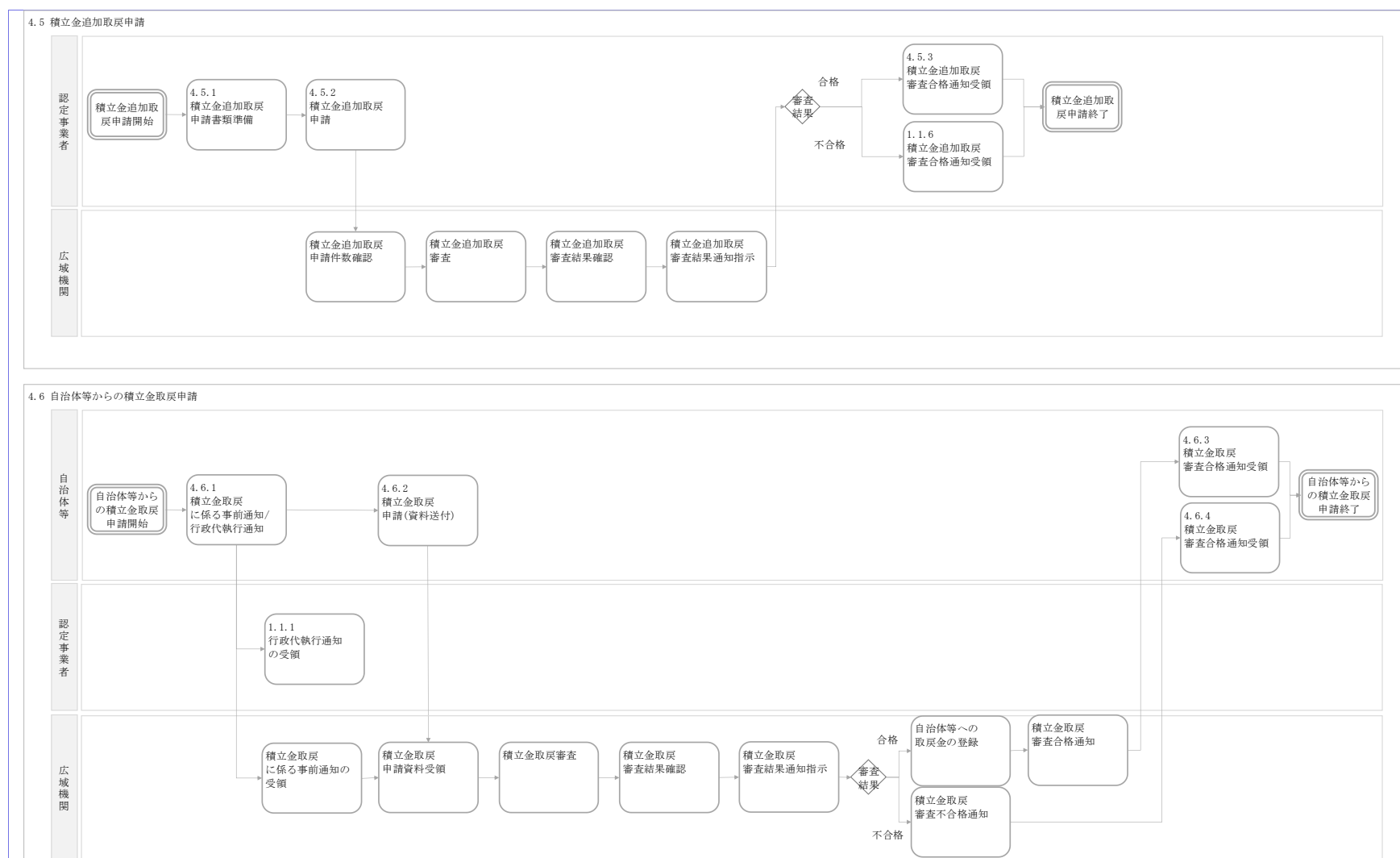


4.3 工事完了登録



4.4 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領





資金管理・報告

業務手順全体図

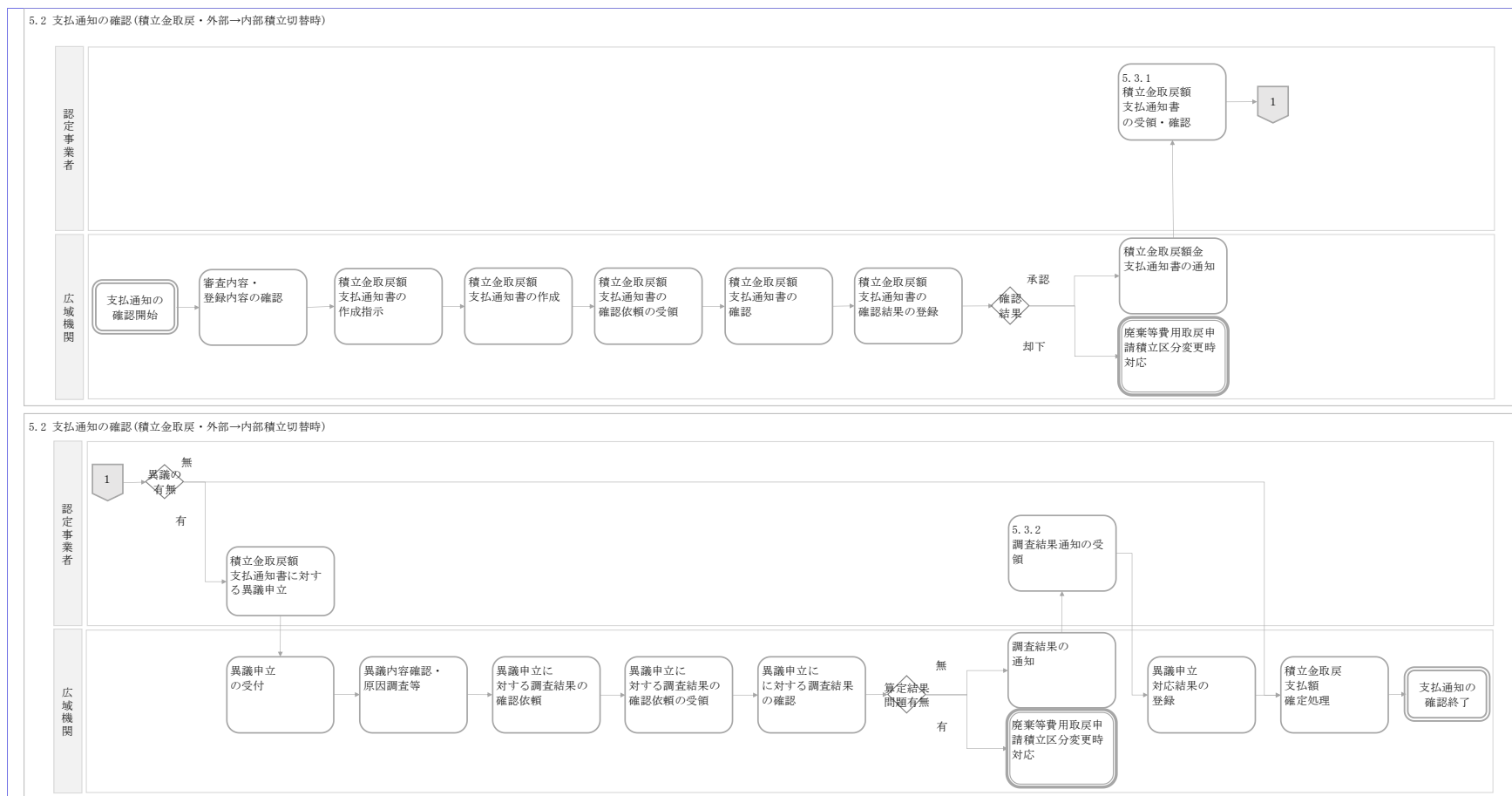
凡例 1 プロセス結合 他業務のプロセス 再エネ業務統合システムによる自動処理

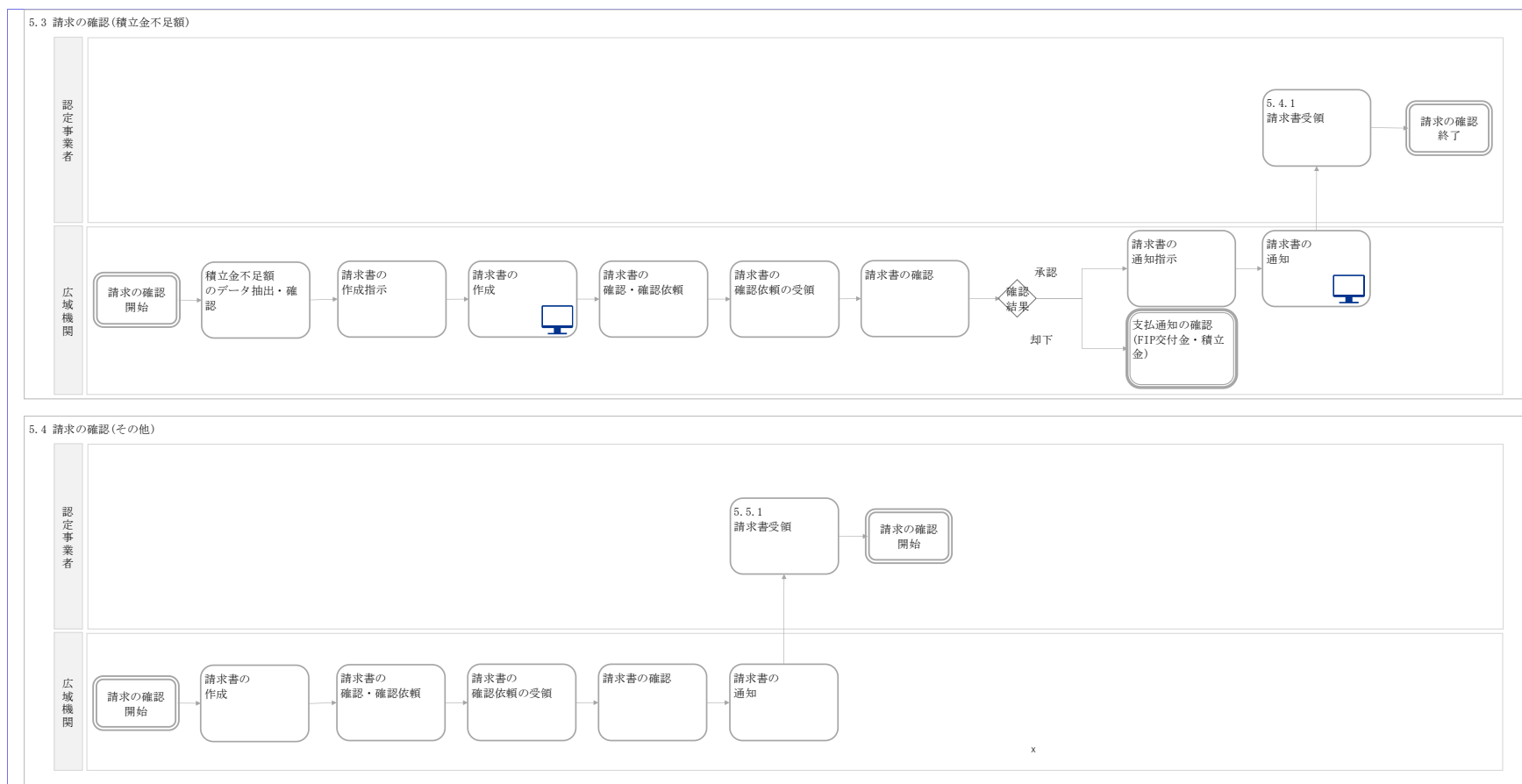
5.1 支払通知の確認 (FIP交付金・積立金)

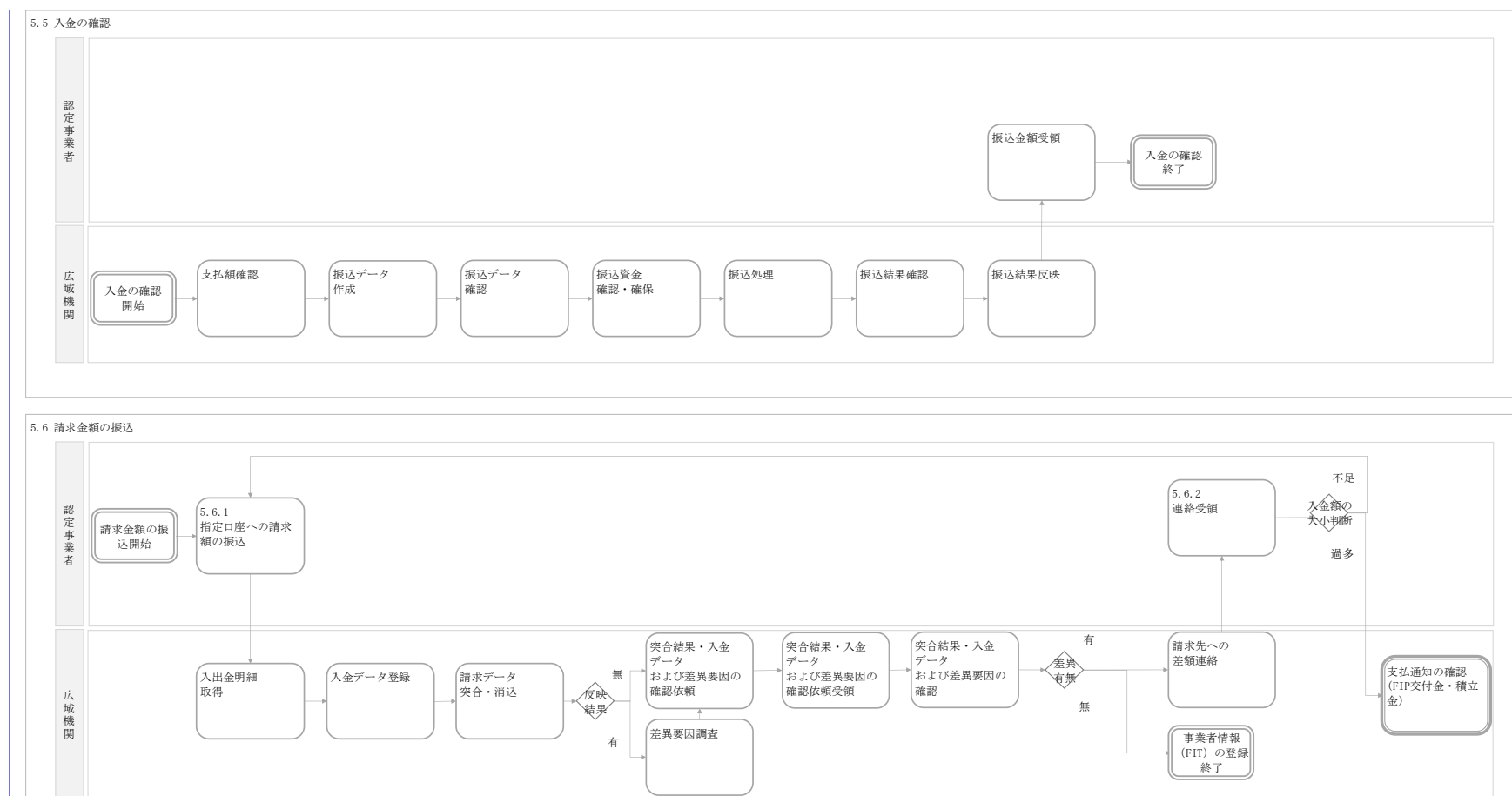


5.1 支払通知の確認 (FIP交付金・積立金)









5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行



5.8 廃棄等費用積立金残高確認書の発行





付録.3 帳票サンプル一覧

【帳票 1】徴収通知書(交付金相当額積立金)

□□□□エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 広域再第9999-999号 徴収通知書No : 0000000004 徴収通知日 : 2024年5月23日
 電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN	
徴収通知書（交付金相当額積立金）	
以下の設備は、経済産業大臣により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の11第1項の規定に基づく供給促進交付金の返還又は調整交付金の納付が命じられたため、同条第2項の規定に基づき、以下のとおり交付金相当額積立金を徴収します。	
設備ID	A701595G37
徴収対象となる交付金相当額積立金[円]	1,421
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Tel : 03-6832-6431 Mail : saiene_deposit@occto.or.jp	
以上	

【帳票 2】 帰属通知書(交付金相当額積立金)

〇〇〇〇エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 広域再第0021-001号 帰属通知書No : 0000000015 帰属通知日 : 2025年7月28日
 電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN	
帰属通知書（交付金相当額積立金）	
以下の設備は、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他の法律の規定により設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを実施したため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第一〇八号）第十五条の十第一項の規定に基づき、以下のとおり交付金相当額積立金が広域機関に帰属しました。	
設備ID	AZ80206C13
帰属対象となる交付金相当額積立金[円]	1,000
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Tel : 03-6832-6431 Mail : saiene_deposit@occto.or.jp	
以上	

【帳票 3】 交付金相当額積立金残高確認書

〒139-0069 〇〇県△△市××町1-1 □□□□エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 広域再第1234-456号 発行日 : 2026年5月15日  電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN				
交付金相当額積立金残高確認書					
<table><tr><td>積立金残高[円]</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>令和8年 1月 時点</td></tr></table>		積立金残高[円]	0		令和8年 1月 時点
積立金残高[円]	0				
	令和8年 1月 時点				
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Tel : 03-6832-6431 Mail : saiene_deposit@occto.or.jp 以上					

【帳票 4】 廃棄等費用積立金残高確認書

〒139-0069 〇〇県△△市××町1-1 □□□□エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 広域再第1234-567号 発行日 : 2026年5月14日  電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN
廃棄等費用積立金残高確認書	
積立金残高[円]	4,041,827
	令和8年 1月 時点
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Mail : saiene_deposit@occto.or.jp	
以上	

【帳票 5】支払通知書(供給促進交付金)

〒135-0061
〇〇県△△市××町 1-1

□□□□エナジー株式会社 御中

文書管理番号 : 広域再第1111-111号
支払通知書No : 0000005476
支払通知日 :
 **電力広域的運営推進機関**
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

支払通知書（供給促進交付金）

1. 支払概要

支払金額[円]		164,824
支払予定日		2026年3月11日
支払先口座	金融機関名	三菱
	支店名	〇〇支店
	預金種目	普通
	口座番号	1234567
口座名義		〇〇株式会社

2. 支払明細

※本取引は不課税

対象年月	設備ID	供給促進交付金額[円] (廃棄等費用積立金控除前)	交付金相当額積立金額[円]	廃棄等費用積立金額[円]	備考
2025年12月	AC00208303	83,623	-	0	
2025年12月	AC00209303	89,301	-	8,100	

3. 廃棄等費用積立金不足額

積立金不足額(当月度)[円]	0
積立金不足額(当年度累計)[円]	0

<本件に関するお問い合わせ先>
電力広域的運営推進機関
再生可能エネルギー・国際部
〒100-6607
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Mail : saiene_fip@occto.or.jp

以上

【帳票 6】 支払通知書(交付金相当額積立金取戻)

〒135-0061 〇〇県△△市××町 1-1 □□□□エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 広域再第0006-004号 支払通知書No : 0000005145 支払通知日 : 2025年7月16日																		
 電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN																			
支払通知書（交付金相当額積立金取戻）																			
1. 支払概要																			
<table><tr><td colspan="2">支払金額[円]</td><td>381,351</td></tr><tr><td colspan="2">支払予定日</td><td>2025年11月1日</td></tr><tr><td rowspan="4">支払先口座</td><td>金融機関名</td><td>三菱</td></tr><tr><td>支店名</td><td>お茶</td></tr><tr><td>預金種目</td><td>普通</td></tr><tr><td>口座番号</td><td>1234567</td></tr><tr><td></td><td>口座名義</td><td>〆〆〆〆</td></tr></table>		支払金額[円]		381,351	支払予定日		2025年11月1日	支払先口座	金融機関名	三菱	支店名	お茶	預金種目	普通	口座番号	1234567		口座名義	〆〆〆〆
支払金額[円]		381,351																	
支払予定日		2025年11月1日																	
支払先口座	金融機関名	三菱																	
	支店名	お茶																	
	預金種目	普通																	
	口座番号	1234567																	
	口座名義	〆〆〆〆																	
2. 支払明細 ※本取引は不課税																			
<table><tr><th>取戻年月</th><th>設備ID</th><th>取戻金額[円]</th><th>備考</th></tr><tr><td>2025年11月</td><td>A800009527</td><td>191,378</td><td></td></tr><tr><td>2025年11月</td><td>A800010527</td><td>189,973</td><td></td></tr></table>		取戻年月	設備ID	取戻金額[円]	備考	2025年11月	A800009527	191,378		2025年11月	A800010527	189,973							
取戻年月	設備ID	取戻金額[円]	備考																
2025年11月	A800009527	191,378																	
2025年11月	A800010527	189,973																	
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Tel : 03-6832-6431 Mail : saiene_deposit@occto.or.jp																			
以上																			

【帳票 7】支払通知書(廃棄等費用積立金取戻)

〒135-0061 〇〇県△△市××町 1-1 □□□□エナジー株式会社 御中		文書管理番号 : 広域再第9999-999号 支払通知書No : 0000005201 支払通知日 : 2025年7月23日
		 電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN
支払通知書（廃棄等費用積立金取戻）		
1. 支払概要		
支払金額[円]		61,650
支払予定日		2025年12月1日
支払先口座	金融機関名	三菱
	支店名	お茶ノ
	預金種目	普通
	口座番号	1234567
	口座名義	〆〆〆 〆〆
2. 支払明細 ※本取引は不課税		
取戻年月	設備ID	取戻金額[円]
2025年12月	A999947206	61,650
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Tel : 03-6832-6431 Mail : saiene_deposit@occto.or.jp		
以上		

【帳票 8】 請求書(供給促進交付金過払)

〒135-0064 〇〇県△△市××町1-1 □□□□エナジー株式会社 御中		文書管理番号： 広域再第2222-222号 請求書No： 0000003215 請求日： 2024年10月2日 登録番号： -			
		 電力広域の運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN			
請求書（供給促進交付金過払）					
1. 請求概要					
請求金額（供給促進交付金過払）[円]		89,231			
振込期限日		2025年1月1日			
振込先口座	金融機関名	みずほ銀行			
	支店名	東京中央支店			
	預金種目	普通			
	口座番号	3218450			
口座名義		電力広域の運営推進機関			
※振込手数料は、貴社にて負担頂くようお願いします。					
2. 請求明細 ※本取引は不課税					
対象年月	設備ID	供給促進交付金額[円] (廃棄等費用積立金控除前)	交付金相当額積立金額[円]	廃棄等費用積立金額[円]	備考
2024年10月	A999223425	1,662	-	16,000	
2024年10月	U997507502	483	71,347	0	
2024年10月	U997507502	8,624	1,263,808	0	精算年月：2024年07月
2024年10月	U997507502	-100,000	0	0	精算年月：2024年07月
3. 廃棄等費用積立金不足額					
積立金不足額(当月度)[円]		16,000			
積立金不足額(当年度累計)[円]		740,971			
<本件に関するお問い合わせ先> 電力広域の運営推進機関 再生可能エネルギー・国際部 〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Mail: saiene_fip@occto.or.jp					
以上					

【帳票 9】請求書(交付金相当額積立金取戻過払)

〒135-0064 〇〇県△△市××町1-1 □□□□エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 9999-999 請求書No : 0000004481 請求日 : 登録番号 :
--	--



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

請求書（交付金相当額積立金取戻過払）

1. 請求概要

請求金額[円]		25,910
振込期限日		2025年8月1日
振込先口座	金融機関名	三菱
	支店名	お茶ノ
	預金種目	普通
	口座番号	1234567
	口座名義	サイエンス

※振込手数料は、貴社にてご負担頂くようお願いします。

2. 請求明細 ※本取引は不課税

年月	設備ID	請求額[円]
2025年8月	A999719546	25,910

＜本件に関するお問い合わせ先＞
電力広域的運営推進機関
再生可能エネルギー・国際部
〒100-6607
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Tel : 03-6832-6431
Mail : saiene_deposit@occto.or.jp

以上

【帳票 10】 請求書(廃棄等費用積立金不足額)

〒135-0061 〇〇県△△市××町1-1 □□□□エナジー株式会社 御中	文書管理番号 : 広域再第9999-999号 請求書No : 0000005471 請求日 : 2025年12月1日 登録番号 : -
--	--



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

請求書（廃棄等費用積立金不足額）

1. 請求概要

請求金額（廃棄等費用積立金不足額）[円]		505
振込期限日		2026年2月1日
振込先口座	金融機関名	みずほ銀行
	支店名	東京中央支店
	預金種目	普通
	口座番号	3218558
	口座名義	デンリコワイ株式会社

※振込手数料は、貴社にてご負担頂くをお願いします。

2. 請求明細情報 ※本取引は不課税

年月	設備ID	請求額[円]
2026年2月	UC00303101	205
2026年2月	AC00091101	300

<本件に関するお問い合わせ先>
電力広域的運営推進機関
再生可能エネルギー・国際部
〒100-6607
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
Tel : 03-6832-6431
Mail : saiene_deposit@occto.or.jp